



全国農協青年組織協議会 JA YOUTH

JA 全青協 ポリシーブック JA YOUTH POLICY BOOK 2026

若手農業者が長期的な営農ビジョンを描くために



自助

共助

公助



JA YOUTH

「JA全青協ポリシーブック2026」の 策定にあたって

全国農協青年組織協議会
会 長 星 敬 介



全国の盟友と共にポリシーブック活動を積み重ねて16年目となりました。この「JA全青協ポリシーブック2026」は、JA青年組織の行動指針であり、政策提言集です。日本農業を取り巻く課題を7つの章に分類し、「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点から解決策を提示しています。これは、世界と日本の最新情勢を捉えつつ、生産現場の盟友の熱い思いを反映した、我々の活動の羅針盤です。改めてこのポリシーブックの改訂に一方ならず尽力した6名のポリシーブック委員を筆頭に、全国の委員長・会長・部長、改定意見の取りまとめや資料の収集に奔走したJA全青協事務局、そして携わられた全ての方々に厚く御礼を申し上げます。

この一年を振り返ると、豪雪被害に始まり、夏の高湿や干ばつ、豪雨災害、畜産酪農における感染症の拡大、中山間地域では熊をはじめとする鳥獣被害の増加など、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しました。とりわけ米を巡っては、価格の上昇により米農家や稲作を中心とする地域に経済的に多大な恩恵をもたらした一方で、消費者の米離れが進み、より安価な米を求めて海外からの民間輸入が急増し、国産米との対立が生じました。

私は思うのです。これまで、他産業に比べ死亡者数が突出して多い危険な仕事に従事しながら、価格転嫁が十分に進んでいないのが農業でした。なぜいつも、農業者は立場が弱いのか？人間が、日本人が生きていく上で最も大切な「食」と「農」、「国土」と「環境」、そして「日本文化」を守る誇り高き我ら農業者が、なぜいつも弱い立場に立たされるのか？国の基は「食」と「農」です。我々の魂の叫びを込めたこの「JA全青協ポリシーブック2026」を手に、全国の盟友よ、今こそ声を上げよう！そして立ち上がろうではありませんか！

関係する皆様には今後とも、JA全青協事業にご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。全国の盟友が一致団結し、全力で国民の「食」と「農」そして「命」を未来につなぐことをここに誓い、ご挨拶と致します。

令和8年5月

令和7年度ポリシーブック委員会委員

委員長	JA全青協 ポリシーブック担当副会長	星 敬介
委 員	東北・北海道ブロック代表(山形県)/水田農業部会副座長	阿部 佑一
	関東・甲信越ブロック代表(長野県)/食料安全保障部会副座長	鶴見 亮太
	東海・北陸ブロック(三重県)/農業経営部会副座長	富田 高平
	近畿ブロック代表(兵庫県)/青果部会副座長	構井 友洋
	中国・四国ブロック代表(山口県)/農業政策部会副座長	藤岡 義宏
オブザーバー	九州・沖縄ブロック代表(熊本県)/畜産・酪農部会副座長	川田大志郎
	JA全青協 会長	北川 敏匡
	JA全青協 副会長	坂本 裕之
事務局	今津 拓也、藤田 佑希、小野寺 大樹、岸本 敦志	



JA全青協ポリシーブックの取り組み経過

平成21年度

2月	キックオフ 第56回JA全国青年大会
3月	米国視察 ワシントンDC他 JA全青協執行部

平成22年度

7～8月	ポリシーブック作成モデル 取り組み JA北海道青協 上川、十勝、根室地区
8月	取り組み決定 第2回委員長・事務局合同会議

平成23年度

都道府県版、単組版ポリシーブックの作成 各県域青年組織、単位青年組織

平成24～26年度

都道府県版、単組版ポリシーブックの改訂		
各県域青年組織、単位青年組織		
11月 (平成24年度)	米国視察	ワシントンDC他 JA全青協執行部
12月	都道府県版ポリシーブックの 取りまとめ	
1～2月 (平成25、26年度)	全国版ポリシーブック 総括・改訂委員会の開催	
3月 (平成25、26年度)	ポリシーブック全国大会	

平成27～30年度

5月	JA全青協版 ポリシーブック完成・配付
7月～ (平成28～30年度)	ポリシーブック作成 支援事業の展開
8・9月	全国ポリシーブック研修会 各県域青年組織、単位青年組織

平成27～30年度

8月～	全国版ポリシーブック 総括・改訂委員会の開催
12月	都道府県版ポリシーブックの 取りまとめ
1月 (平成28～30年度)	米国視察
2月	ポリシーブック発表・討論 (平成28、29年度)、 JA総合事業フォーラム (平成30年度)
3月	ポリシーブック総会

令和元～7年度

5～6月	JA全青協版 ポリシーブック完成
都道府県版、単組版ポリシーブックの改訂 各県域青年組織、単位青年組織	
9月	全国ポリシーブック研修会、 全国ポリシーブック実践検討 会の開催
12～5月	都道府県版ポリシーブックの 取りまとめ
3月	ポリシーブック総会

令和8年度

5月	JA全青協版(2026) ポリシーブック完成
予定 5～6月	都道府県版ポリシーブックの 取りまとめ
都道府県版、単組版ポリシーブックの改訂 各県域青年組織、単位青年組織	
予定 9月	全国ポリシーブック 実践検討会の開催
予定 3月	ポリシーブック2027総会

JA YOUTH POLICY BOOK 2026

CONTENTS

01 JA組織強化 重点実施事項	01
1. JA青年組織強化	01
2. JAの自己改革の実現に向けて	05
3. 営農指導の強化	07
02 食料安全保障	09
1. 国際自由貿易	09
2. 食料自給の向上	13
3. 食農教育	15
4. 食の安全確保対策	17
03 農業政策 重点実施事項	19
1. 施策の内容と利用	19
04 作目別の課題 重点実施事項	23
1. 水田農業	23
2. 青果	29
3. 畜産・酪農	33

● 重点実施事項 は令和8年度に特に重点的に取り組むべき課題として、令和8年3月にポリシーブック2026総会で決定しました。
● 用例：左ページの「課題」の項番のアルファベットは、右ページの「解決策」との紐付けを表しています。

05 農業経営	39
1. 担い手(新規参入者・親元就農者・第三者承継者)対策	39
2. 労働力対策	43
3. 販売力強化	45
4. 生産資材の価格低減と安定供給	47
06 地域農業 重点実施事項	49
1. 地域計画の実行・更新に向けた対応	49
2. 中山間地農業	51
3. 離島農業	55
4. 都市農業	59
07 農業を取り巻くリスク	65
1. 自然災害への対策	65
2. 鳥獣被害への対策	71
3. 農作業安全確保	75

JA全青協の概要	86
ポリシーブックとは？	86
行動目標としてのポリシーブック	87
政策提案としてのポリシーブック	87
JA全青協ポリシーブック2026 索引掲載用語一覧	91

※表紙は2026年度の星会長、菅原副会長、藤岡副会長が生産した作目の写真です。

01 JA組織強化

重点実施事項

1 JA青年組織強化

基本的な考え方

- ▶ JA青年組織は、JA青年組織綱領に掲げる五つの取り組みを全ての盟友が共通認識のもとJA青年組織活動を行い、JAグループと一体となって課題解決や地域農業に貢献する。
- ▶ 政策提言によって農業を守ると共に豊かな地域社会を築き、次世代に引き継いでいく責務がある。
- ▶ ポリシーブックを基軸としてJA青年組織活動を実践し、スキルアップ・人格形成を図るとともに、活動の意義を伝えることで組織・盟友の加入促進に繋げる。
- ▶ JA全青協ポリシーブックの学習ツールとしての価値を引き出し、各JA青年組織の課題解決の糸口や活動の方向性を決めるうえでの羅針盤としての役割が果たせるよう活用を進める。

課題

ISSUES

- A** JA青年組織活動の形骸化や情報発信不足が盟友の活動の目的や意義を伝えられておらず、盟友の新規加入に繋がりにくい。
- B** JAの支店統廃合による活動拠点・職員・盟友の減少により結集力や活動の質が低下し、一部のJA青年組織では盟友としての意識が希薄になってきている。
- C** ポリシーブックの内容が盟友に浸透しておらず、JA青年組織の活動計画に十分に反映されていない。
- D** JA青年組織の重要性がJAに十分に伝えられていないため、ポリシーブックの内容がJAの事業計画に反映されていないことがある。
- E** JA青年組織において会議等は組織運営面で非常に重要であるが、時間や交通費等のコストがかかり、盟友・役員にとって負担になっている。そのことから役員選出が難しくなることもある。
- F** 盟友の減少によるJA青年組織活動の減少(縮小)で意識(意欲)が低下している。
- G** JAの生産部会に青年部がある場合、そちらには加入しているが、JA青年組織には未加入の若手生産者がいる。

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① JA青年組織活動を通じた、個人や生産部会の青年部等では得られない達成感や感動の実感、相互研鑽や新たな知見による経営の向上といった、加入により得られる意義をSNS等も活用し積極的に外部に発信する。 **AG**
- ② 単位組織においては盟友数の維持・増加に向け目標を設定し、達成に向けて具体的に活動を計画し取り組む。県域組織においては組織率向上に向けて取り組む。 **A**
- ③ ポリシーブックのダイジェスト版(またはリーフレット版)を作成し、浸透拡大を目指す。詳細はコンテンツ別にQRコードで見れるように改訂する。 **A**
- ④ 新規就農者、兼業農家、半農半X、女性農業者、4Hクラブ、JA職員等、多様な担い手やJA利用者とのコミュニケーション・情報交換の場を設け、JA青年組織への加入を促進する。 **A**
- ⑤ 盟友数が増加しているJA青年組織のほか、他団体の取り組みを学び、盟友数増加に繋げる。 **A**
- ⑥ 将来の盟友候補がいる農業大学校、大学の農学系学部、農業高校をはじめ、小・中・普通高校等の教育機関に対し、現場研修・訪問授業等を実施し、JA青年組織の活動を知ってもらうため、チラシなどの案内資料、「地上」や「日本農業新聞」を置いてもらう。 **A**
- ⑦ 全ての支部組織で「地上」や「日本農業新聞(紙面・電子版)」等を活用した学習活動を行い、スキルアップを図る。 **AB**
- ⑧ JA青年大会(全国・ブロック・都道府県)やポリシーブック研修会等へ積極的に参画し、取り組み事例に学び単位組織で実践する。 **ABCD**
- ⑨ JA全青協WEBセミナーにて農業政策や営農等を学習し、自己を高め地域の農家の憧れとなる。 **ABCF**
- ⑩ JA青年組織や農Tuber等の活動・活躍が発信されているSNS等を見て全国の盟友の活動を知り地元の活動の意欲にする。 **ABF**
- ⑪ 活動を減らすことや予算削減に取り組むのではなく、より活発に活動し活動の質の低下を防ぎさらなる予算の確保に取り組むことで、モチベーション向上に取り組む。 **BE**
- ⑫ 盟友一人一人の意見への傾聴を第一に行い、集まった意見とポリシーブックとの整合性をとることで、協同の精神をもって課題解決や目標達成に取り組める雰囲気づくりを行う。 **BF**
- ⑬ ポリシーブックに記載された課題を解決するために、活動計画に反映させる。 **C**
- ⑭ ポリシーブックに記載された課題を解決するために、定期的にJA役職員・行政・議員との意見交換や要請活動等を行う。 **D**
- ⑮ 状況に応じて会議・交流会のWEB開催や、JA全青協WEBセミナーの耳だけの視聴等、作業との両立を目指す。 **E**

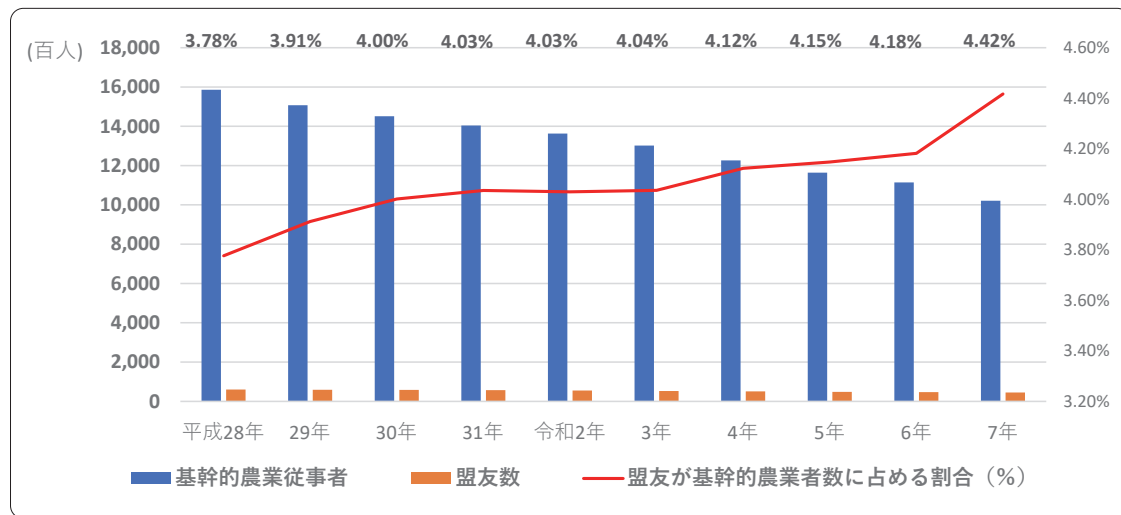
Ⅱ. JAと一体となった取り組み

- ① 県域組織未加盟JAに対し、県域青年組織の活動情報の提供や懇談会を定期的に行い、また都道府県中央会と県域青年組織が連携して出向く等、加盟を呼び掛ける。……………A
- ② JA青年組織の無いJAへ出向き、JA青年組織の結成、県域組織への加盟に向けた推進を行う。……………A
- ③ 地域に根差したJA青年組織活動が維持されるよう、JA支店統廃合後も支部組織の設置状況等に対応した柔軟な組織改革を行う。また、JA青年組織の活動に対する支援も縮小せずに実施する。……………B
- ④ JAにおけるJA青年組織の位置づけを明確にし、ポリシーブックを用いてJA役職員にJA青年組織盟友の意見を繋ぎ、事務局体制を含めJA青年組織活動を支援する。……………BD
- ⑤ JAの生産部会の青年部への情報提供や交流を促進する。……………G
- ⑥ 所属JAとの交流を密に行いJAの事業への理解をさらに深め、相互に利点のある活動を促進し、地域内での存在感と同時にやりがいや意義を高める。……………ABDF

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

- ① 新規就農者の情報を共有し、JA青年組織の地域での存在価値を知ってもらい、行政と協力関係を築くことで、JA青年組織加入の勧誘の実施を提案する。……………A
- ② 農業を通じた環境・文化・教育の活動をJA青年組織ならではの農業系コンテンツとして位置づけ、行政向けにPRし活用してもらうことで、地域内での存在感を高めていく。…AEF

▶ 基幹的農業従事者数と盟友数の関係



資料：令和8年度 JA全青協まとめ

▶ 第72回JA全国青年大会



2 JAの自己改革の実現に向けて

基本的な考え方

- ▶ JAグループの役職員はわがJAという自信と誇りを持ち、JAグループの存在意義である「協同活動と総合事業で食と農を支え、豊かなくらしと活力ある地域社会を実現する」ために活動する。
- ▶ 第30回JA全国大会で示されためざす姿である『持続可能な農業の実現』『豊かでくらしやすい地域共生社会の実現』『協同組合としての役割発揮』を実現するために「農業所得の増大」「組合員数の維持・拡大」「事業収益性の向上」に重点的に取り組む必要がある。
- ▶ 令和3年6月に規制改革実施計画が閣議決定した。JAは自己改革のための具体的なアクションを実行し、PDCAサイクルを実践することにより更なる自己改革に取り組む必要がある。
- ▶ 今後のJAグループの組織のあり方について、これからのJA経営を担う我々JA青年組織盟友が自らの責任として考え、JAへの積極的な経営参画を通じて若手の意見をJA事業に反映していく必要がある。
- ▶ 若手農業者の意見をJA事業に反映するため、JA青年組織未設置のJAについては、速やかに組織化に向けて取り組む必要がある。
- ▶ JAグループ各連は、事業連ごとの縦割りではなく、JAグループの総合力を生かした事業となるよう取り組み、組合員の利益最大化と地域の活性化に努める必要がある。
- ▶ JA合併に伴うサービスの低下や協同の理念の希薄化が進まないよう取り組む必要がある。
- ▶ 2024年に1999年以来25年ぶりに食料・農業・農村基本法が改正、施行された。JA青年組織盟友・JAグループ共に新たな基本法へ対応していかなければならない。

課題

ISSUES

- A** JAグループの理念や総合事業の仕組みが組合員に十分には浸透し切れていない。
- B** JA事業の運営に積極的に組合員の意見を反映していく必要があるが、できていない。
- C** JA事業については、様々な事業、また職員との連携が十分に取られておらず、組合員が総合事業の恩恵を実感できていない。
- D** 組合員の自主的な組織であるJAについて、一部の報道で組織運営への偏った意見がしばしば見られ、JAの自主自立の運営が阻害されかねない状況にある。
- E** 広域化や人数減による業務量の増加や給与体系による要因でJA職員の離職が増加傾向にあるだけでなく、新規採用の減少、キャリアパスに沿わない異動などでJA事業運営に影響が出ている。
- F** 第29回JA全国大会において次世代総点検運動に取り組むことが決定されたが、その進捗状況や若手農家への浸透度はJAによってまちまちであり、統一的な進展に至っていない。



第29回JA全国大会
概要資料



第30回JA全国大会
概要資料

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 自分たちのJAとして、ポリシーブックを活用した研修などをJAグループと積極的に行うことでコミュニケーションを図り、JAの自己改革の実現に向けて協同する。……………**A B C**
- ② JA運営に若手農業者・若手職員の意見を反映できるように、出資者・利用者としてだけでなく、理事等としてJA運営に参画する。また、JA青年組織枠だけではなく、地域からの理事・総代への就任を目指す。……………**A B E**
- ③ 次世代総点検運動の着実な実践に向け、地域・作目ごとに次世代組合員の育成にかかる計画策定に参画し、新規就農者育成、事業承継等に計画的に取り組む。……………**B C F**
- ④ JA青年組織の事務局職員だけでなく、若手の営農指導員や職員にも、JA青年組織の活動や事業への参加を働きかける。……………**B C F**
- ⑤ 自らもJAグループの一員としての自覚を持ち、JAグループの規範に沿ったコンプライアンスを遵守する。……………**D**

II. JAと一体となった取り組み

- ① 大会決議の実践に向け、進捗管理(いつ・誰が・どこまでやるかの明確化)を実施する。……………**A B**
- ② TAC・担い手サポートセンター等出向く体制を活用し、JAグループの取り組みについてメリットや意義等を直接組合員へ伝える取り組みを行うと共に担い手に提案できる人材を育成する。……………**A B C**
- ③ 若手農業者とJA役職員との徹底した話し合いにより、系統組織の存在意義や生産現場の理解促進等を行い、次世代総点検運動の実践に取り組む。……………**A B C E F**
- ④ JA青年組織未設置JA、県域組織未加入組織については、JAと共に働きかけを行い、若手農業者の結集軸を確保する。……………**B**
- ⑤ JA青年組織を実践的農家や役員育成の場と位置付け、役員定数に対しJA青年組織代表枠を設ける等、JA青年組織の意見を積極的にJA運営に反映できる仕組み作りを行う。……………**B**
- ⑥ 組合員との連携強化や組織活性化のため、SNSやJA広報誌、メディア等を積極的に活用する。……………**B**
- ⑦ 県域、全国域において事業間や部門間で連携し、組合員・職員共にスキルアップが出来る体制を築き、やりがいのある職場環境の構築と各事業の相乗効果が十分発揮されるよう取り組みを進める。……………**C E**
- ⑧ 業務に応じた適切な職員数を確保する。また、DX化により労務改善するとともに、組合員との関係が希薄にならないようにする。……………**E**

III. 行政に提案・要望すること

- ① JAが組合員を中心とした地域に根差した組織であるという前提や、生産現場の実態をふまえない単に協同の理念を崩壊させるような提言は控え、JAグループの自己改革については、政府・与野党等が十分認識・尊重した上で、必要な支援に添えていただくよう強く要望する。……………**D**

※ 次世代総点検運動

第29回JA全国大会で、JAは10年後の地域農業を見通し、地域農業振興計画等における確保すべき組合員数等の目標設定、現状の担い手の状況等の総点検、事業承継や幅広い新規就農者の育成・定着支援、進捗管理に取り組むこととした。

3 営農指導の強化

基本的な考え方

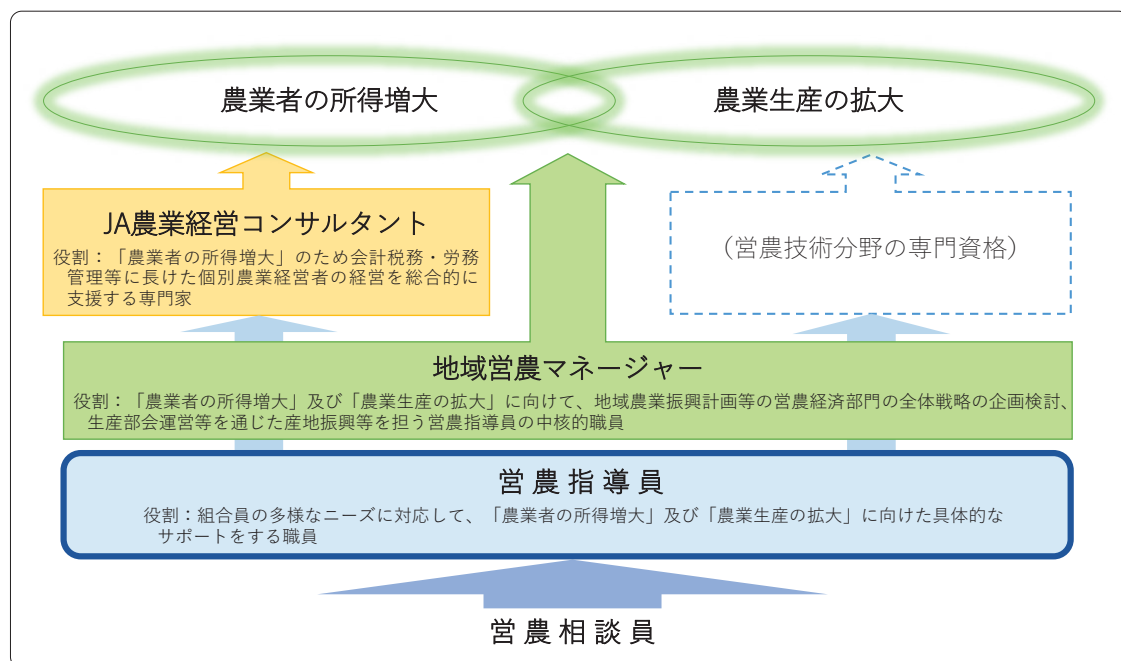
▶第30回JA全国大会では「農業所得の増大」および「安全・安心な国産農畜産物の安定供給」を実現し、食料安全保障に貢献することとなった。その実現のためにJAの営農指導は、営農指導担当と青年部盟友の連携を深化深めるとともに、研修会や勉強会の開催等により一層の強化に取り組む必要がある。

課題

ISSUES

- A** 広域合併に伴う営農指導員の削減や組合員との繋がり希薄化により本来果たすべき役割が十分に果たせていない。
- B** 組合員の高齢化が進む一方で生産法人等の経営の大規模化等、経営が多様化する中、GAP手法やスマート農業化等のニーズにあった営農指導ができていない。
- C** JAは総合事業を展開しているにも関わらず、経営指導を十分に行えていない。
- D** 営農指導員の生産技術の伝承には営農指導員間の引継ぎ、生産者との連携が不可欠であるが十分ではない。

▶営農指導員のキャリアアップに向けた資格認証制度のイメージ



資料：令和3年度 JA全中まとめ

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 営農情報をデジタルデータとして残し、生産者同士や営農指導員と情報を共有・活用することで、共にレベルアップを図る。……………**A B D**
- ② 部会組織の運営をJAや親世代に任せず、若手農業者自らが部会運営に積極的に参画する。……………**A B**
- ③ 多様なニーズに対応した安全な農畜産物の生産、環境負荷に配慮した農業、次世代につなげる農業形態を進めるためにGAP手法やスマート農業等の実践に取り組む。……………**B**
- ④ 消費者に選ばれる作物・商品を生産するため、相互の技術交換や合同研修の開催等により、生産技術の一層の向上に努める。……………**D**

II. JAと一体となった取り組み

- ① 営農指導員については、これまでに培ってきた知見・資格を最大限活かすことのできる人員配置、計画的な育成および確実な引き継ぎを行った人事ローテーションの下、営農・販売指導スキルを高め、JA全体の産地形成に資する体制を整える。……………**A B D**
- ② 営農指導員の増員および育成を行うと共に、TAC等出向く活動を充実させ、JAと担い手の連携強化を図る。また、TAC等の活動によって得た意見を営農計画へと反映していく。……………**A B C**
- ③ 激動の時代を先に見据えた生産技術など農業者のニーズに応じた総合事業の提案ができるよう、必要な情報を部門間で連携して一元化し、総合事業体としてのメリットを十分に発揮した支援体制を構築する。……………**A B C**
- ④ 地域のニーズに合った営農指導をより強化するため、全国の優良事例を共有し、各地で実践する。……………**A B C**
- ⑤ GAP手法等の実践、認証取得に向けた指導ノウハウを持つ指導員の育成と相談対応の実施を進める。……………**C**
- ⑥ アグベンチャーラボ(※)またはJA全農の営農技術センター等、新技術の開発に取り組む企業による実証試験と連携し、新技術の活用、生産性の向上、コスト低減に取り組む。……………**C**
- ⑦ JAはICT・AI技術の導入を行い、技術力の高い生産者の営農技術をデータにすることで優れた生産技術を営農指導員に伝承するとともに気候変動に対応した産地間での情報共有・適応策の共有を進め、産地の底上げに繋げていく。……………**D**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 都道府県の普及事業が人員も含め縮小傾向にある中、生産力の強化に向けて、最新の技術の共有を図り、営農指導員と農業改良普及員が連携した生産現場への指導強化を要望する。……………**A B**



II-6 アグベンチャーラボHP

※ アグベンチャーラボ
一般社団法人 AgVenture Lab(アグベンチャーラボ)は、JAグループ全国連8団体で立ち上げたイノベーションラボである。スタートアップ企業やパートナー企業・大学・行政等と協創し、様々な知見やテクノロジーを活用しながら、新たな事業創出、サービス開発、社会課題の解消を目指し活動している。

02 食料安全保障

1 国際自由貿易

基本的な考え方

- ▶ 我が国と農畜産物輸出国とでは、国土条件や農業生産力に歴然とした差がある。一方、我が国は中山間地から都市部等、様々な地域で特色ある農業が展開されており、その多面的機能を十分に配慮した貿易交渉が必要である。
- ▶ 我が国の総合食料自給率は諸外国と比較すると、カロリーベース38%、生産額ベース61%（令和5年度）と、共に低い水準にあり、今後世界的な人口増加と食料不足が見込まれる中、国際情勢に影響を受けないためにも、国民が必要とし消費する食料はできるだけその国で生産する「国消国産」の考え方により、食料安全保障を確保していく必要がある。
- ▶ 我が国の農畜産物は品質の高さと見た目や風味の良さで世界的にも評価が高く、農産物輸出実績は9059億円（令和5年度）と過去最高を更新した。日本産農畜産物の更なる輸出強化も視野にいれる必要がある。
- ▶ 我が国の食料・農業・農村基本計画の実現と、農業および協同組合の振興を阻害されることなく適切な貿易交渉を進めて行く必要がある。
- ▶ 国家間の貿易交渉については、適切かつ迅速な情報開示がなされるべきである。
- ▶ 諸外国への農畜産物の輸出に際し、取引国の使用禁止農薬・動物用医薬品等の規制や食文化を十分理解した上で取引を進める必要がある。

課題

ISSUES

- A** 今後、関税の段階的な引き下げに伴う輸入農畜産物との価格競争が起こることによって、農業所得の減少や農業者の減少、食料安全保障が脅かされる可能性がある。
- B** 国際自由貿易への参加による影響が不透明で詳細な情報が取得しにくく、農業や農業経営に対する不安がある。
- C** 農畜産物の輸出に関して知識、手段が農家はもとよりJAにも不足している。
- D** 国内登録品種の保護を観点とした輸出農畜産物の安全性確保に不安がある。
- E** 政情不安や国際情勢の緊迫化により、農畜産物はじめ肥料・農薬・飼料原料や燃料の輸入が困難となる可能性がある。
- F** 農畜産物の輸出を行う際、農業者が海外の食文化や、輸出先における農薬・動物用医薬品の規制について十分に理解しておらず、求められる農畜産物の生産ができていない。また、販売ノウハウを持ち合わせていないことから容易にふみ込むことができない。

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 食料安全保障の観点からも、消費者や地域社会に対して「国消国産」の重要性を広く周知し、理解を広げていく。……………**A**
- ② 「日本農業新聞」・「地上」等を活用した正しい知識や情報を得るための学習会や意見交換会の開催や、農林水産省主催の商談会・GFP等への参加など情報収集を行い、盟友の意識強化を図る。……………**ABCEFF**

II. JAと一体となった取り組み

- ① 関税の引き下げや貿易交渉の内容の変更等、動きがあった場合には速やかな情報共有を行う。……………**AB**
- ② 食料安全保障および持続可能な農業の発展のため、「国消国産」の重要性を広く消費者に伝え、国民の消費動向に関する調査等を行い、生産者との相互理解がより進むよう活動を行う。……………**B**
- ③ 農畜産物の輸出に対する規制、輸出先の食文化等を把握し、輸出に対応できる体制を構築する。……………**CF**
- ④ 国内登録品種に関して、育成者権や商標権等の国際的管理・保護を国と協力して行う。……**D**

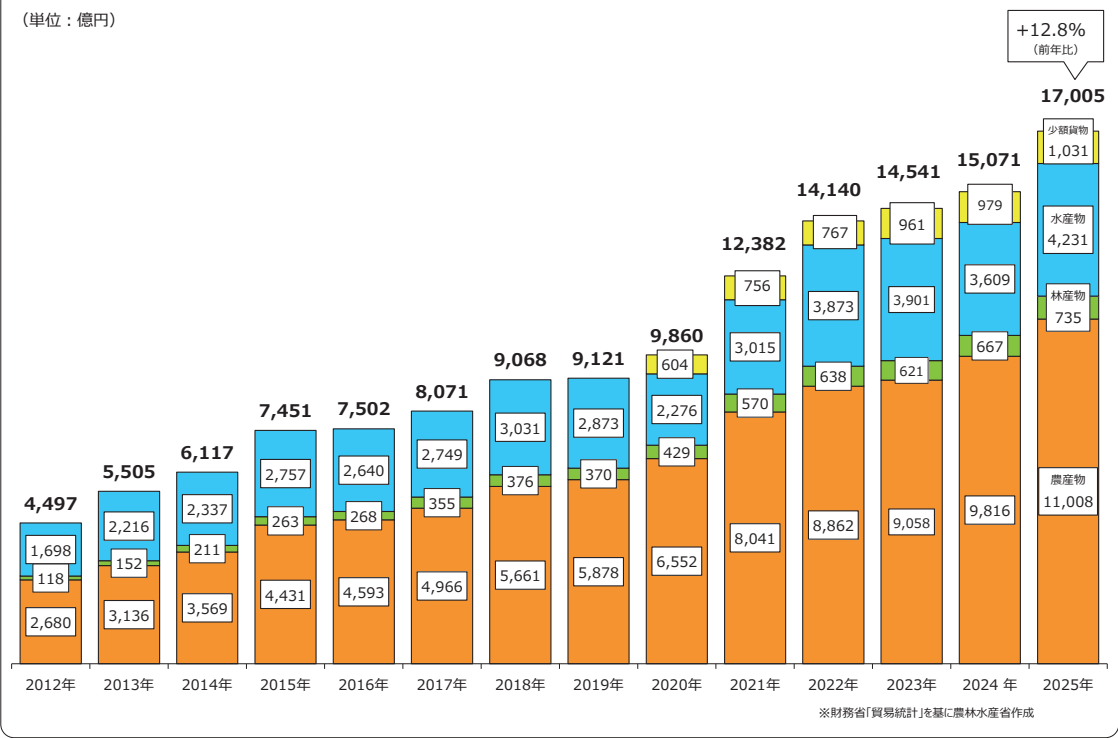
III. 行政に提案・要望すること

- ① 今後の長期的な日本農業のビジョンや国際自由貿易への参加による農業への影響を考慮し、農業者の意見をふまえた国内対策を要望する。……………**ABEFF**
- ② 今後、新たに国際自由貿易に関する交渉が行われる場合、日本の農業に与える影響等を試算・公開し、多面的機能と食料安全保障に十分に配慮した貿易交渉となるよう要望する。……………**ABEFF**
- ③ TPP関連等の経営感覚に優れた担い手の育成対策や産地イノベーションの促進といった対策は、生産基盤の強化に不可欠な対策であることから、今後も中長期にわたる万全の措置として継続実施を要望する。……………**ABC**
- ④ 国内登録品種に関して、育成者権や商標権等の国際的管理・保護を要望する。……………**D**



農林水産物・食品 輸出額の推移

資料：農水省「令和7年農林水産物・食品の輸出額」

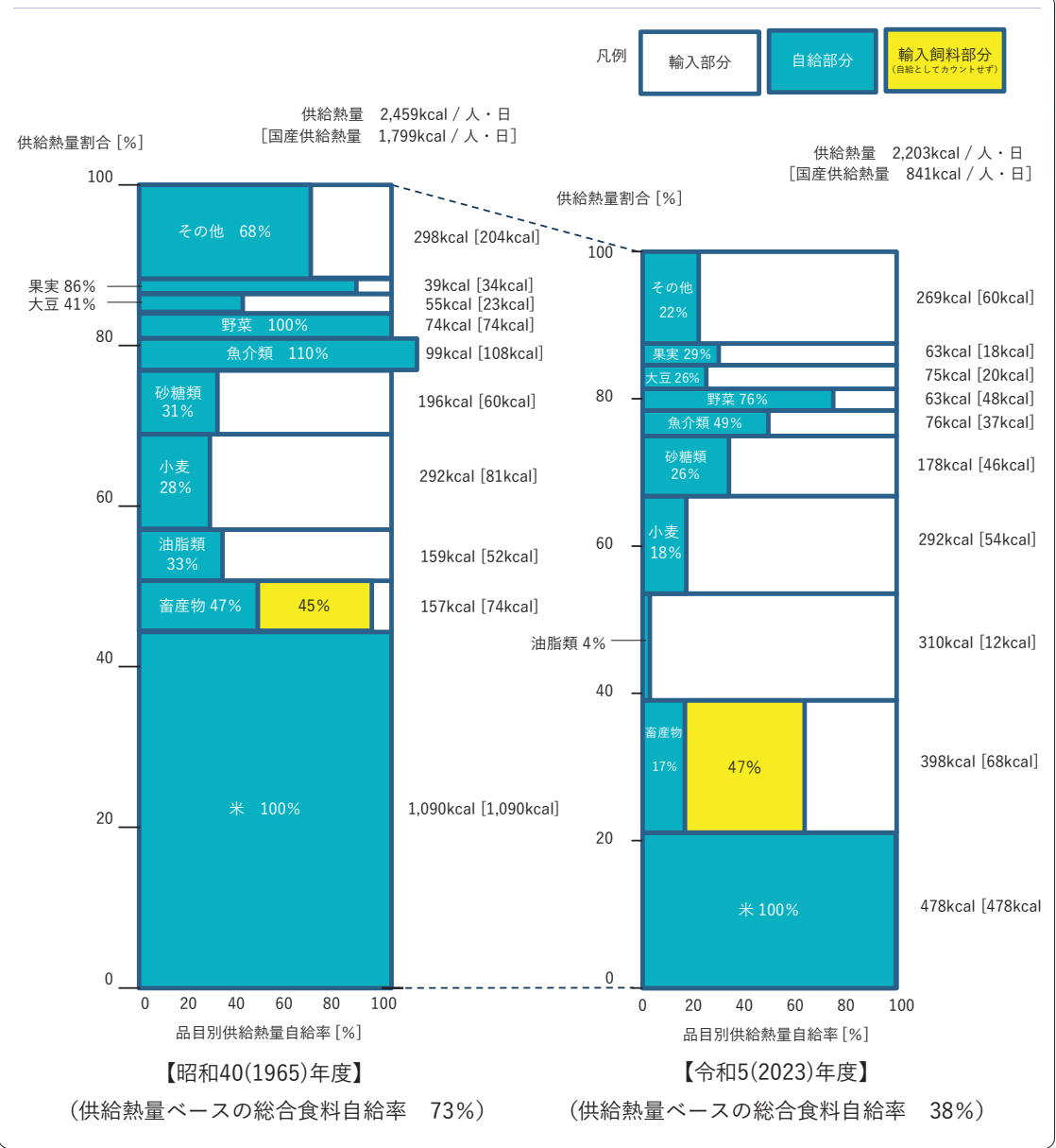


食料消費構造の供給熱量



資料：農水省「aff」令和5年2月号

食料消費構造の品目別供給熱量自給率



資料：農水省「令和6年度食料・農業・農村白書」



2 食料自給の向上

基本的な考え方

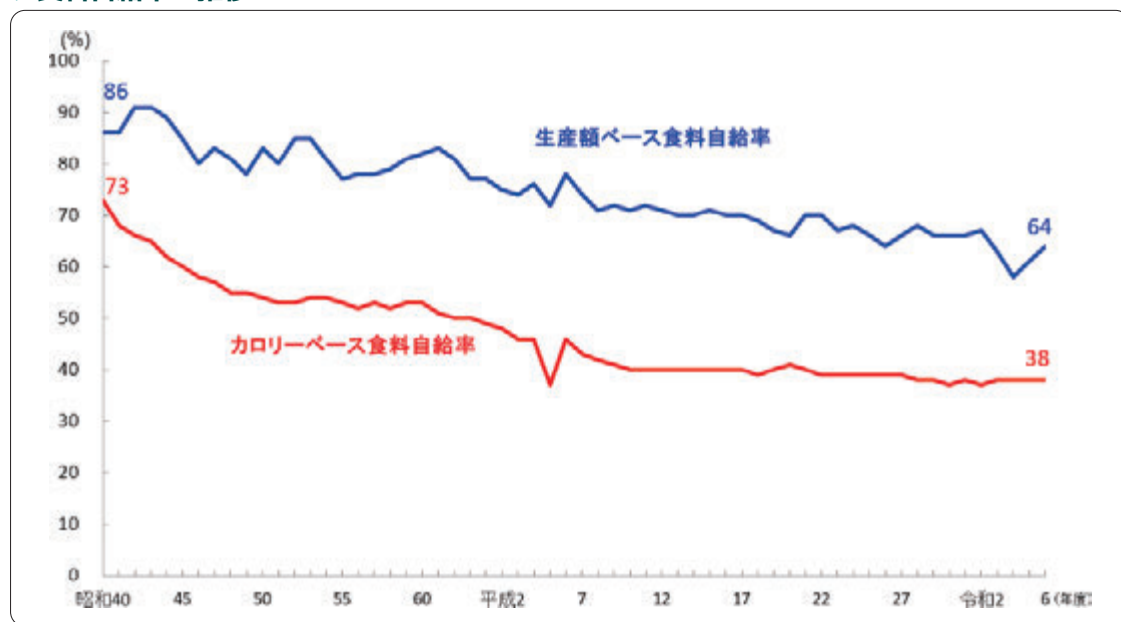
▶戦争や人口急増、天候不順を起因とする各国の輸出規制により、農業を取り巻く環境は常に大きく変化し続けている。命を繋ぐ食を提供する重要な産業として、食料安全保障の観点からも、自国で食料確保ができないことは喫緊の重要課題である。また、農畜産物の現状と食料自給率の仕組みを消費者に正しく理解していただき、食に携わる全ての人々が一体となって食料自給率向上に取り組む必要がある。

課題

ISSUES

- A**日本の総合食料自給率はカロリーベース38%、生産額ベース61%（令和5年度）と、共に諸外国と比較して低い水準にある。世界の食料市場では、中長期的に総量が不足することが懸念され、海外に食料を依存し続けるのは食料安全保障上、非常に危険である。
- B**令和12年度までにカロリーベース45%、生産額ベース75%へ総合食料自給率を高める目標に対し、各種の国際自由貿易協定で今後関税が引き下げられる動きの中、政府により達成の道筋が示されたが、生産者の高齢化、減少等により先行きが見えない。
- C**消費者に食料自給率向上に不可欠な国消国産の考え方や必要性が十分に伝わっていない。
- D**日本の飼料自給率は依然として低く、海外への依存度が高い。近年の国際社会の動き次第では、飼料の確保ができなくなるリスクがあるのに対し、令和12年までに飼料自給率34%とする目標達成のための対応が遅れている。
- E**食料供給困難事態対策法が施行されたが、現在の備蓄米の在庫量では、食料安全保障上危機的な状況である。

▶食料自給率の推移



資料：農水省HP 日本の食料自給率

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①安全な農畜産物の生産・供給はもとより、更なる質の向上やブランド化に努め、地産地消等のメリットを最大限発揮し、国産農畜産物の競争力を高める。……………**A**
- ②日本の飼料自給率は27%（令和5年度）である。畜産物の自給率は、飼料の自給の度合いに大きく影響を受けてしまうことから、畜産農家の求める飼料作物の国内供給体制へ向けての勉強会をする。……………**AB**
- ③食料・農業・農村基本計画等で、盟友自身も我が国の農業事情を再確認し、未来農業に向けて計画していく。また計画が現場にとって適切なのか確認し行動していく。……………**AB**
- ④地域住民に対する食農教育や国消国産キャンペーン等の活動を通じて、国産農畜産物を消費することの大切さについて訴えと共に、消費者との相互理解を図る。……………**AC**

II. JAと一体となった取り組み

- ①輸入農畜産物に頼らず、国内で食料を確保する大切さや品質の安全性について国民に伝えていく。……**A**
- ②国内農業・国産農畜産物をPRする番組や動画の制作を後押しするとともに、既に制作されたコンテンツを共有・拡散し、有効活用することで、国産農畜産物の消費拡大を訴える。……**A**
- ③学校給食等における地場産農畜産物の使用率向上に向けた話し合いの場があった場合はJAと共に積極的に参加し、地場産農畜産物の使用拡大に貢献する。……………**A**
- ④JA全農の輸出事業について、事業説明会や事業発展の意見交換会を行う。……………**B**
- ⑤日頃から消費者のニーズをチェックすると共に、国産農畜産物が安定供給できるような態勢を構築する。……………**BC**
- ⑥JAと共に国消国産キャンペーン等を積極的に展開する。……………**C**
- ⑦耕畜連携を促進する制度や体制を構築し、運用していくと共に、粗飼料の生産・利用拡大を促進することで国内調達を図り、国産飼料基盤を確立させ自給率を向上させる。……………**D**
- ⑧自給率の高い国産野菜・果物の活用によって自給率向上が望める。また、肥満や高血圧等の健康に配慮した食事を促す活動が行われていることから、1日当たりの平均摂取量の少ない野菜（256.0/350g・令和5年度）や果物（100.2/200g・令和元年）摂取を増やし、国産野菜・果物の消費を推進する運動に繋がる発信を要望する。……………**ABC**

III. 行政に提案・要望すること

- ①消費者が国産農畜産物を選択できるよう、中食（テイクアウトやデリバリー等）等での原料原産地表示の義務化を要望する。……………**A**
- ②学校給食における地場産農畜産物の使用拡大の為に、生産者・給食関係者・自治体の話し合いの場を持てるよう要望する。……………**A**
- ③海外への農畜産物の輸出も食料自給率の向上にも繋がることから、更なる拡大を目指す。……**A**
- ④飼料自給率の向上を促すため、転作等での補助事業の拡充を要望する。……………**B**
- ⑤耕畜連携を促進し、国産飼料基盤を確立させ自給率を向上させるために、飼料原料の国内調達や利用促進に対する制度設計や補助事業の拡充を要望する。……………**D**
- ⑥自給率の高い国産野菜・果物の活用によって自給率向上が望める。また、肥満や高血圧等の健康に配慮した食事を促す活動が行われていることから、1日当たりの平均摂取量の少ない野菜（280.5/350g）や果物（100.2/200g）摂取（令和元年調査）を増やし、国産野菜・果物の消費を推進する運動に繋がる発信を要望する。……………**ABC**
- ⑦緊急時に備えて備蓄制度の設計と備蓄量の早期回復を要望する。……………**E**

3 食農教育

基本的な考え方

- ▶日本や地域の「食」と「農」を学習する機会を通じて、多面的機能を有する農業と伝統的な食文化の結びつきを身近に感じ、国民が一体となって農業を応援する国づくりを目指す必要がある。
- ▶消費者の抱く農業に対するイメージと実態が乖離していることから、「日本農業」の現状と「国消国産」の取り組みについて正しく知ってもらう必要がある。

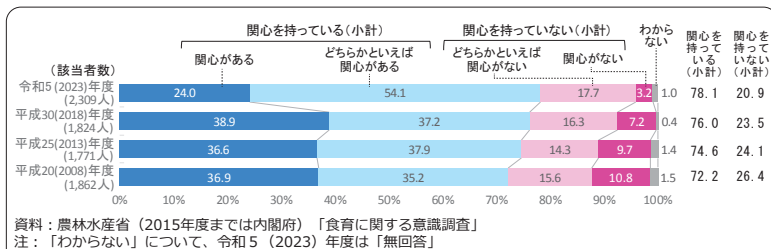
課題

ISSUES

- A**食育基本法に基づく食育活動は「農」について学ぶ活動がまだまだ少ないため、農業の価値や重要性が十分に伝わっていない。日本農業を守り食料自給率の向上を目指すため、また適正な農畜産物価格の理解・消費の為に「食農教育」の更なる推進が必要である。
- B**現代の食文化の普及、地産地消・国消国産等についての学びを提供する人材が少なく、活発な活動に繋がらないため、食農教育のコーディネーターの育成が必要である。
- C**農業体験の多くは断片的な作業に限られ、土づくりから収穫までを知ることができず、総合的な農業の理解や興味に繋がらない。
- D**食農教育の現場では保護者参加型の取り組みが少なく、行政・教育関係者・地域と連携した子供から大人への農業の魅力や必要性を知ってもらう更なる取り組みが必要である。
- E**日本の人口減少と農業人口の確保を考え、もっと多くの人に農業という職業を知ってもらう必要がある。これまでの小規模な食農教育では経済的、時間的、労力的な制約があり、食農教育の取り組みの範囲に限界があるため、JA・行政としっかり連携した大規模な取り組みが必要である。
- F**賞味期限切れや食べ残し等により、食べられるはずだった食品が廃棄されてしまい、依然として世界食糧支援量440万トンと同等の472万トンのフードロス(令和4年推計)があり、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた問題となっている。
- G**環境への配慮として、フードマイレージ、カーボンニュートラル等の観点から地産地消の取り組みを強化する必要がある。
- H**従来の小学校における食農教育では、都道府県や自治体により、農業を教育に取り入れる上での考え方にばらつきがあり、十分に制度を活用できていない。
- I**将来、日本農業の担い手となる可能性が高い中高大学生への食農教育や農業に関する情報提供が少ない。

- J**食農教育活動は国消国産や適正価格の理解醸成の手段として非常に重要であるが、予算や人手に限りがあり増やすことができない。

▶食育に関心を持っている国民の割合の推移



資料：農水省「食育に関する意識調査」

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①食育基本法・食育推進基本計画・食品ロス削減推進法等、食育に関する法案を盟友が学び地域教育に貢献する。……………**ABDF**
- ②消費者の農業に関する理解醸成に向け、農業の大切さや食文化の素晴らしさを伝えるために、盟友自らが率先して食農教育活動を実践していく。……………**ABCDE**
- ③食農教育活動を全国的に推進・強化していくために、「消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進」事業を積極的に活用していく。……………**AEJ**
- ④農業のやりがい・魅力・必要性を高校、大学等の就職を考える方々に職業として選択できるように積極的に発信する活動を行う。……………**CDEHIJ**
- ⑤消費者に対してSNSやPR動画等を活用し、農業の現状や魅力、食の大切さを自ら発信する。……………**DEFG**
- ⑥盟友自ら3010運動(※)を積極的に実践する。

II. JAと一体となった取り組み

- ①JAや連合会等と連携し、食農教育活動に興味を持ってもらえる教材等を地域でも作成できる取り組みを要望する。……………**A**
- ②JAグループとしてもJA青年組織と共に食農教育活動の普及の為に研修会や、行政・教育機関に向けた普及活動や情報提供を行い、食農教育の実施に向けた環境の整備・支援を行う。……………**ABCDEHIJ**
- ③子育て世代や大人の食農講座を開催し、農業に対する家庭の理解を深める活動をする。……………**DE**

III. 行政に提案・要望すること

- ①命の根源である食と農林水産業の理解を教育や家庭に普及するため、学校教育に「農業」を組み入れるよう要望する。更に教員に対する農業研修を通じて農業への理解を深める。……………**AC**
- ②都道府県および市町村行政はコーディネート機能を発揮し、農家・教育現場・家庭との連携や地域の食農教育活動の活性化に向け、活動のバックアップ強化に努める。……………**BDE**
- ③学校での食農教育の理解促進や学校給食等での地元産農畜産物の利用促進に繋がる制度展開を要望する。……………**D**
- ④食農教育の強化や農業振興に資するよう、ふるさと納税等を有効活用することを要望する。……………**DGHIJ**
- ⑤全国規模での3010運動を進め、更にフードバンクの設置・利用促進に繋がる制度展開を要望する。……………**F**
- ⑥地産地消・国消国産の推進として、学校給食および公共機関の食堂等における地元産農畜産物の使用拡大と市町村組織への更なる助成措置を要望する。……………**GHIJ**
- ⑦食農教育の拡充と職業としての農業の魅力を発信するため、「消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進」事業を様々なJA青年組織が活用できるよう要件の緩和・見直し、更には予算の拡充を要望する。……………**BCDEHIJ**



農水省HP
消費・安全対策交付金のうち
地域での食育の推進

※ 3010運動
食品ロスを減らすため「宴会の開始から30分と閉宴10分前には席に座って食事をしよう」という運動。
2011年に長野県松本市で始まったとされている。

4 食の安全確保対策

基本的な考え方

- ▶ 消費者の食に対する関心が高まっており、生産者は安全な農畜産物の生産に努めると共に、更に食の安全に対する理解を浸透させる必要がある。
- ▶ 輸入される農畜産物や加工品の安全基準が国ごとに異なり、食の安全確保が脅かされることが懸念されている。

課題

ISSUES

- A** 国産の農畜産物は安全であることが十分に伝えられていない。
- B** 外食産業において正確な原産地表示がされていないことから、消費者の食品を選択する機会の確保が十分でない。
- C** 遺伝子組み換え作物やゲノム編集作物、放射線育種作物(※)といった技術について、それぞれの技術に対して基本的な理解が生産者、消費者共に理解が不足しているため不安が残る。
- D** 国産農畜産物の安全性向上の為にGAPの認証だけにこだわらず、GAP手法に取り組む生産者を増やしていく必要がある。

▶ GAPが農業経営に与える効果

- ▶ GAPに取り組むことで、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の各分野において改善効果がある。

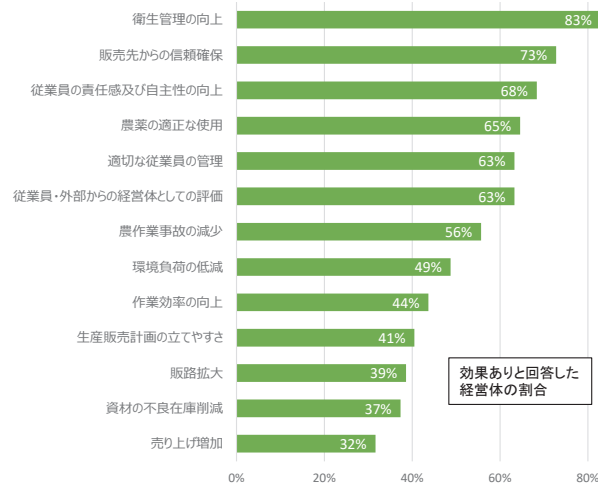
認証取得経営体へのアンケート調査結果

【認証取得に取り組んだ効果の例】

- 食品安全はもちろん、作業の安全、無駄な経費の削減など様々な効果を感じている。【個別認証・野菜】
- 1年に1回、農場の見直しのきっかけになっている。【個別認証・穀物】
- 他者からの審査を受けることにより経営上の緊張感、責任感が醸成されているのが良い。【団体認証・穀物】
- 経営上のモチベーションが上がる。従業員への教育がしやすい。【個別認証・果樹】
- 営農管理に必要な帳票に対する意識の維持向上に役立っている。【個別認証・野菜】
- 生産行程管理の見える化、働く人の労務管理及び責任感向上に効果がある。【個別認証・きのこ】
- GAP認証取得農場が少ない品目であるため、新規販売先の開拓の効果よりも既存販売先の取引継続に効果ありと判断している。(他の農場が弊社の販売先と競合しにくい)【個別認証・果樹】
- 販売先からの信頼が上がり販売先の心配がなくなった。【個別認証・野菜】

※ 令和6年度にGAP認証を取得していた経営体を対象に農林水産省が(一財)日本GAP協会、(一社)GAP普及推進機構を通じて行ったアンケート調査(回答数158)の結果から一部を抜粋

【GAP導入による効果】



※ 3割以上の経営体が「効果あり」「やや効果あり」と回答した項目を掲載

資料：令和8年2月 農水省「GAP(農業生産工程管理)をめぐる情勢」

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① ドリフト等の農薬使用時の注意点を学習すると共に、適正な農薬管理により安全な農畜産物を生産する。……………**A**
- ② 食の安全確保、遺伝子組み換え作物やゲノム編集作物、放射線育種作物について知識を深め、それぞれの作物の特性や安全性等の正しい情報を生産者、消費者共に身につける。……………**B C**
- ③ GAP手法への取り組みを行い、農畜産物、圃場、倉庫等の安全性を向上させる。……………**D**

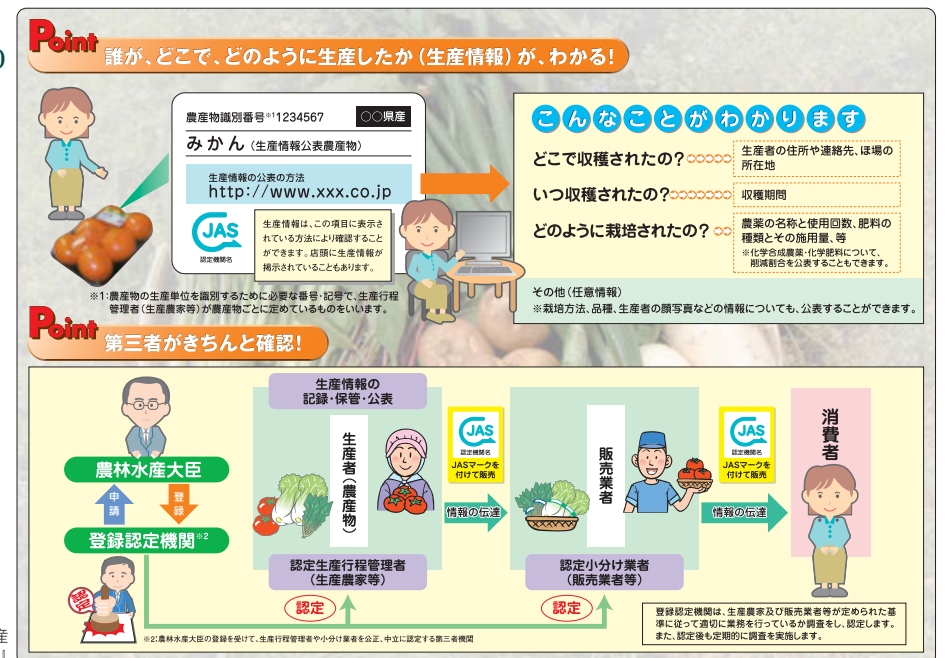
II. JAと一体となった取り組み

- ① JAと共に農薬の適正使用の講習会を引き続き定期的に開催する。……………**A**
- ② JAや生産部会等はHACCPやGAP手法にもとづく取り組みを進め、国産農畜産物の安全性を学習する機会を設け、消費者にPRする。……………**A D**
- ③ トレーサビリティを強化し、事故発生時の原因特定および迅速な回収体制を構築する。……………**A B**
- ④ JAによる安全認証システムを確立し、拡充するよう要望する。……………**A C**
- ⑤ 遺伝子組み換え作物やゲノム編集作物、放射線育種作物の技術について、JAは正しい情報を生産者、消費者に発信する。……………**C**

III. 行政に提案・要望すること

- ① GAPの第三者認証や、JAS認証については国産農畜産物の安全性を証明し、SDGsの取り組みやみどりの食料システム戦略の目標にも資するものであるため、認証取得や更新に関する継続的な支援を要望する。……………**A C D**
- ② 「国消国産」の普及の観点から、消費者が国産農畜産物を選択できる態勢の整備を要望する。……………**B**
- ③ 遺伝子組み換え作物やゲノム編集作物、放射線育種作物の技術について消費者に理解してもらえるように周知を要望する。……………**C**

※ 放射線育種作物
植物は自然放射線的作用によっても突然変異が起こることがある。放射線育種はこのような効果を活用する手法であり、1950年代から利用されている。

顔の見える
仕組み(農産物)

資料：農水省「食卓から産地まで」顔の見える仕組み

03 農業政策

重点実施事項

1 施策の内容と利用

基本的な考え方

- ▶ 農業は、生命の源である食料を供給するという観点から、安定した生産と供給体制を構築する政策を実現していく必要がある。
- ▶ 食料・農業・農村基本法の改正で位置づけられた「多様な経営体」や、中山間地・離島・都市部等の条件不利地における農業においても維持・継続的発展が求められる。
- ▶ 農業者が10年、20年先を見通せる農業政策を国に対して求めていく必要がある。

課題

ISSUES

- A** 農業施策が短期間に変更されると、農業経営の長期的展望を図れない。また、市場の需給バランスで価格が決まる農畜産物の特性上、生産費を価格転嫁することは難しく、農畜産物販売価格の変動により安定経営が難しくなっている。
- B** 収入保険制度や日本型直接支払制度など、国の施策が地域の実情に対応していないところもある。また、制度は豊富に用意されているが生産現場に十分浸透していないため、農業経営に活かしきれていない。
- C** 種子法の廃止により、安定的な種子確保および優良品種の開発の継続性が不安視されている。
- D** 優良品種、優良遺伝資源等が海外に流出し、無断で使用されているケースがある。種苗法が改正されたが、優良品種を保護できるかの懸念がある。
- E** みどりの食料システム戦略の達成に向けた具体的取り組み策が不明瞭であり、関連するJクレジットやバイオスティミラント資材などの活用は一部にとどまっている。
- F** 甘味資源作物(さとうきびおよびでん粉用かんしょ等)は、台風等の自然災害の多い地域において、他に変えることのできない防災営農作物であるので、万全な予算措置が必要である。
- G** 物価高騰等、経営を取り巻く環境が厳しさを増す中で、規模拡大や生産性の向上を図っていく為にも経営基盤の強化が必要である。

I-③ 農水省HP
逆引き事典I-⑤ 国税庁HP
インボイス制度特設サイトⅢ-③ 農水省HP農林水産省共通
申請サービス(eMAFF)I-⑥ 財務省HP
令和5年度改正における
インボイス制度の改正に
ついてI-⑥ 令和7年2月
農水省「農林水産分野に
おけるカーボン・クレジット
の拡大に向けて」

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 農業情勢や農業施策について、知識を深め、国や地域の行政機関、議員との情報交換の場に積極的に参加し、政策を提言する。-----**A B C D E F G**
- ② 行政やJAが主催する補助金制度や税制にかかる説明会に参加、または自ら研修会を開催し、制度に関する理解を深め、農業経営をより発展させるために制度を有効活用する。---**A B E G**
- ③ 農林水産省の逆引き事典を活用する。-----**B**
- ④ 土壌診断および堆肥や緑肥、バイオスティミラント資材の利用法について積極的に学習し、実践する。-----**E**
- ⑤ 営農している作物についてJクレジットの創出される方法論やプログラムについて積極的に調べ、可能であれば利用する。-----**E**

II. JAと一体となった取り組み

- ① JAは農業者、地域、農業関係団体、行政等と緊密に連携し、国に対して長期的な経営安定政策を実現する態勢を構築すること。-----**A G**
- ② JAは、需要に応じた生産を行うよう生産者に情報提供や指導を行うと共に、生産費調査等により、卸・小売りに対しての価格交渉機能を強化すること。-----**A**
- ③ 地域住民等を幅広く参集した研修会を開催し、農業施策や補助金制度の知識・理解の醸成、地域全体での情報の共有化を図る。-----**A B E G**
- ④ 農業経営や補助金について相談できる環境を整備し、補助事業申請へのサポート体制を強化する。また、自治体と協力して補助金を有効活用できる体制の構築に取り組む。---**A B E G**
- ⑤ JAへは土壌診断結果を迅速に通知すると共に適切なアドバイスができる知識を持つ人材を育成することを要望する。-----**E**
- ⑥ JAグループのスケールメリットを活かし、地域の農家からのJクレジット申請の取りまとめや事務作業の支援、バイオスティミラント資材の情報共有に取り組む。-----**E**

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

- ① 農業者が長期的な展望を描けるよう、JA青年組織が策定するポリシーブックをふまえて農業施策を立案し、新制度の導入および制度の変更に際しては、事前に農業者の意見反映の機会を設けるよう要望する。-----**A B**
- ② 収入保険を農業経営上のセーフティネットとして、次のような機能の充実・拡充を図るよう要望する。
 - 1. 補償範囲の拡充(売上と経費の補償)、
 - 2. 新規就農者および新規青色申告者の不利条件の変更、
 - 3. 収入保険の保険料の低減-----**A B**
- ③ 出荷施設の整備や産地維持のため、行政による助成(産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金等)を更に充実(要件緩和等を含む)するよう要望する。-----**A B**
- ④ 農業者が利用しやすい制度となるよう、要件の適時見直しや手続きの簡素化を要望する。-----**A B**
- ⑤ 日本型直接支払制度など、補助金制度等の申請を簡素化するため、DX化やオンライン申請(eMAFF等)の推進・周知の強化を要望する。-----**B**
- ⑥ 複雑化している日本型直接支払制度や補助金制度等を活用しやすくするため、整理統合できる制度については一本化を要望する。-----**B**

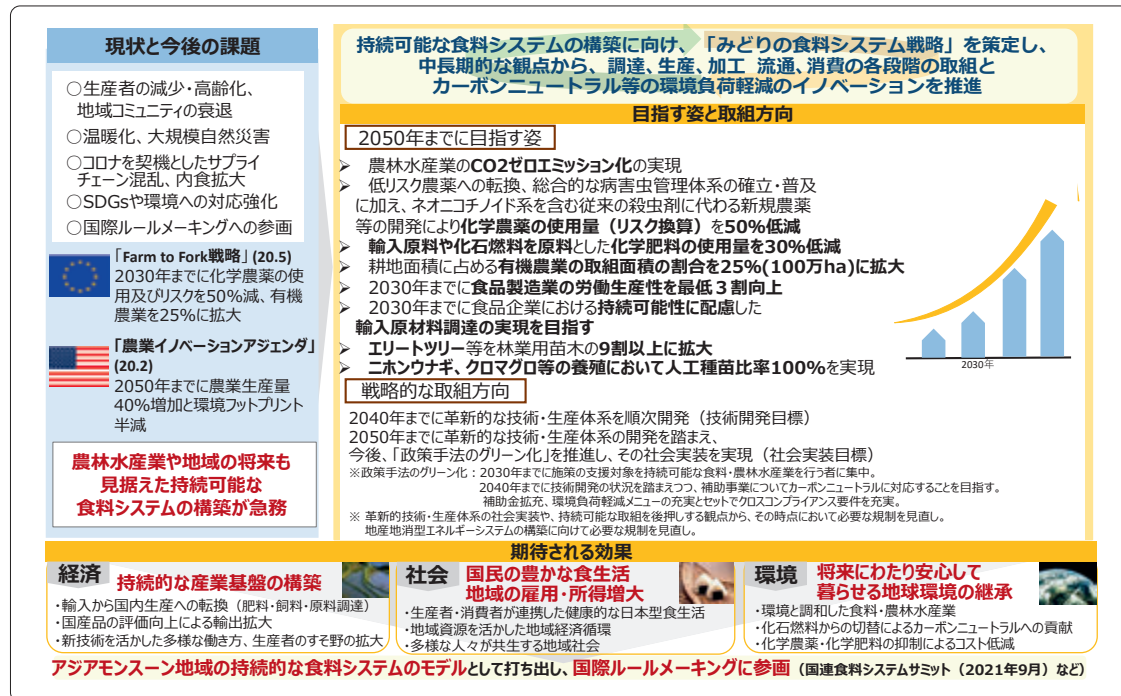
- ⑦優良種子の安定的な確保と継続的な開発を維持するため、各都道府県は十分な予算措置を講ずることを要望する。……………**C**
- ⑧優良品種、優良遺伝資源等が海外に流出し、無断で使用されないよう海外での品種登録を国の責任で行うことを要望する。また、UPOV条約(※)を利用して新品種の保護を求める。……………**D**
- ⑨土壌診断結果を迅速に通知すると共に適切なアドバイスが圃場に応用できる知識を持つ人材を育成することを要望する。……………**E**
- ⑩2050年までに化学肥料使用量を3割低減できるように、「バイオスティミラント資材の表示等にかかるガイドライン」の法制化や圃場等の環境整備を行うことを要望する。……………**E**
- ⑪2050年までに化学肥料使用量の3割低減に取り組むにあたり、生産者所得が減ることのないよう技術指導と資材・機械の導入費用を助成し、またモデルとなりうる事業は全国規模で横展開を行うなど、情報や改善策を収集して推進するよう要望する。……………**E**
- ⑫糖価調整制度の堅持および制度運営に万全な予算措置を講ずることを要望する。……………**F**
- ⑬発展意欲のある経営体の基盤強化のため、行政による助成(経営体育成支援事業等)の予算を拡充するよう要望する。……………**G**
- ⑭現在農業分野におけるJクレジットの創出は水稻の中干し期間延長が多く、ほかの利用しやすい方法論の創出・認定を事業者や行政に要望する。……………**E**

※ UPOV条約

Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétales：植物の新品種の保護に関する国際条約。1968年に発効し締約国は全世界で74カ国・地域。

新しく育成された植物品種を各国が共通の基本的原則に従って保護することにより優れた品種の開発・流通を促進し、農業の発展に寄与することを目的とする。新品種の保護の条件、保護内容、最低限の保護期間、内国民待遇等の基本的原則を定めている。

▶みどりの食料システム戦略(概要)



資料：令和3年5月 農水省「みどりの食料システム戦略」

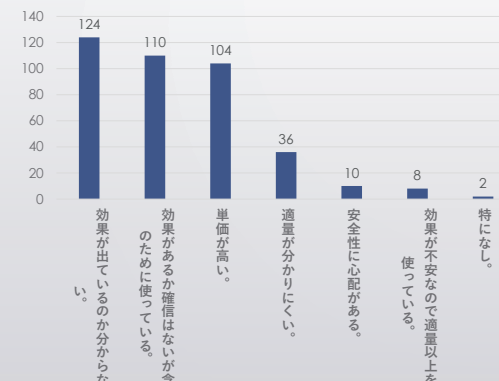
▶バイオスティミュラントの使用状況アンケート 使用者の感じる問題点

バイオスティミュラントの使用状況アンケートまとめ

令和7年度 JA全青協 農業政策部会 集計(総回答数753件)



使用者の感じる問題点



	数	割合
効果が出ているのか分からない	124	31%
効果があるか確信はないが念のために使っている	110	28%
単価が高い	104	26%
適量が分かりにくい	36	9%
安全性に心配がある	10	3%
効果が不安なので適量以上を使っている	8	2%
特になし	2	1%
合計	394	

使用者の課題の上位回答は、効果が分からない31.5%(124/394)、効果の確信はないが念のため使用27.9%(110)、単価が高い26.4%(104)。
認知しているが未使用の理由上位は、よく分からない31.1%(59/190)、知ったばかり29.5%(56)、単価が高い14.7%(28)。過去に使用していたが辞めた理由は、効果が分かりにくいから52%(11/21)、高価だから38%(8)。
このことから、使用者・未使用者・使用→未使用者のいずれも効果の不明瞭さや情報不足、製品価格が主な課題であることがわかる。



令和7年度農業政策部会
バイオスティミュラントの
使用状況アンケートまとめ

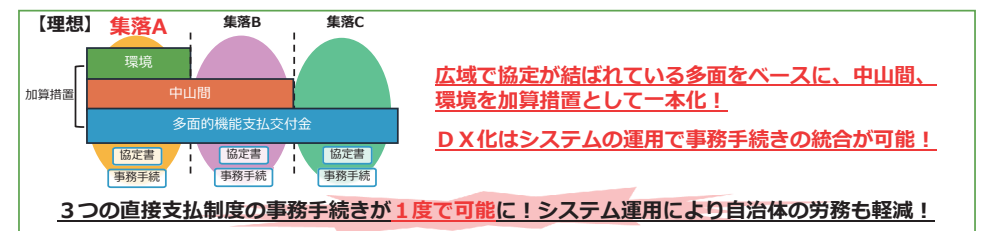
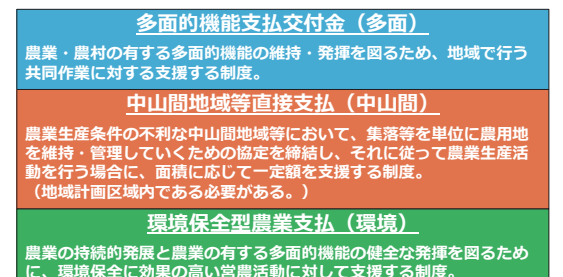
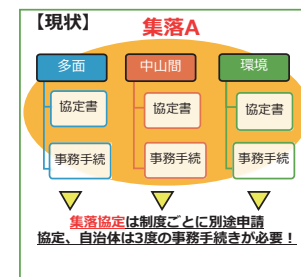


令和7年5月
農水省「バイオスティミュラント
の表示等に係るガイドライン」

▶日本型直接支払制度 申請手続きの一本化・DX化による自治体と協定の事務負担軽減(案)

令和7年10月31日 JA全青協 食料安全保障の確立に向けた要請 (令和7年度農業政策部会)

日本型直接支払制度 申請手続きの一本化・DX化による自治体と協定の事務負担軽減(案)



04 作目別の課題 重点実施事項

1 水田農業

課題 ISSUES

- A 政府や生産現場の努力により、米の需給バランスの改善に努めているが、様々な要因により、米価が不安定な状況に陥っている。
- B 都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会、生産現場が相互に連携し、需要に応じた米の生産・戦略作物の生産に取り組む必要がある。
- C 現行の品種や栽培技術では高温障害や渇水等に対して、品質低下や収量減少が著しく、安定的な生産や用途拡大が難しいことに加え、穀物の種子生産についても必要量を安定的に確保することが困難な状況にある。
- D 国産飼料が求められているが、飼料用米以外のニーズにも応えられるような受入れ態勢(設備等)が不足している。
- E 戦略作物でもある大豆、麦等には畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)が措置され、交付単価は全国一律設定であるが、地域条件や生産する作物等により格差が生じることから、生産者の積極的な転作の取り組みにつなげていない。
- F 需要に応じた生産を求められても、棚田や湿田では転作が進まない。
- G 中長期的には主食用米の需要減少の中、主食用米に成り代わる米粉用米の需要拡大の見通しと需給バランスの数値目標が不透明である
- H 公表される作況単収指数の区分表現によっては消費者等に対して誤解を与え、産地イメージの悪化や価格形成に不利益となる。
- I 共同利用施設の多くが1990年代に整備され現在40年近くが経過しており、老朽化に加え汎用性がなく、現状のニーズとの乖離が発生している。
- J 自前乾燥調製施設を使用している生産者は乾燥調製作業に時間がかかっている。さらに年々設備費用も高額になっており、規模拡大時のボトルネックになっている。
- K 再生産可能な価格の確保に向けて、集約・区画拡大や省力化などより一層のコスト削減が必要であるが思うように進んでいない。

解決策 SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① JAを通じて実需者と連携した生産流通に努める。 AG
- ② コメ新市場開拓等促進事業・畑地化促進事業の取り組みを進める。 AG
- ③ 米の需給調整・水田活用の直接支払交付金について知識を深め、生産コストの低減や需給にあった生産を行うため、飼料用作物(飼料用米、WCS、飼料用とうもろこし等)や戦略作物等に積極的に取り組み、安定した農業経営の確立に努める。 AB DG
- ④ 米価安定のためにも、圃場条件やJA等の受け入れ態勢等を見極め、積極的に畑地化や戦略作物の導入に取り組み、適地適作の作付けを拡大することにより転作を進める。 AB EG
- ⑤ 気候変動への対応品種や米粉専用品種・多収品種等の、試験栽培に協力し、普及員、JA営農指導員との間で情報共有を行う。 CG H
- ⑥ 畜産農家とのマッチングを積極的に行い、飼料の生産から供給までの体制を構築する。 D
- ⑦ 排水対策や転作について盟友間で積極的に意見交換し、地域に応じた作物を導入する。 F
- ⑧ 水田を活用した作付転換作物としての米粉の普及拡大のため、米粉用米の特性や活用方法について理解促進に努める。 AB FG
- ⑨ 共同利用施設を自身の経営状況に合わせて使用することにより、時間的ボトルネックである乾燥調製作業を分散させ、効率的な生産体制が構築できる。 J
- ⑩ 農地の集約化・区画拡大に向け、我々が率先して10年・20年先を見据えた地域計画の策定に参加し、自分たちで区画拡大に取り組む。 K
- ⑪ 稲作での省力化栽培の確立に向けて、盟友同士の情報交換や勉強会を開催して技術向上を目指す。 K

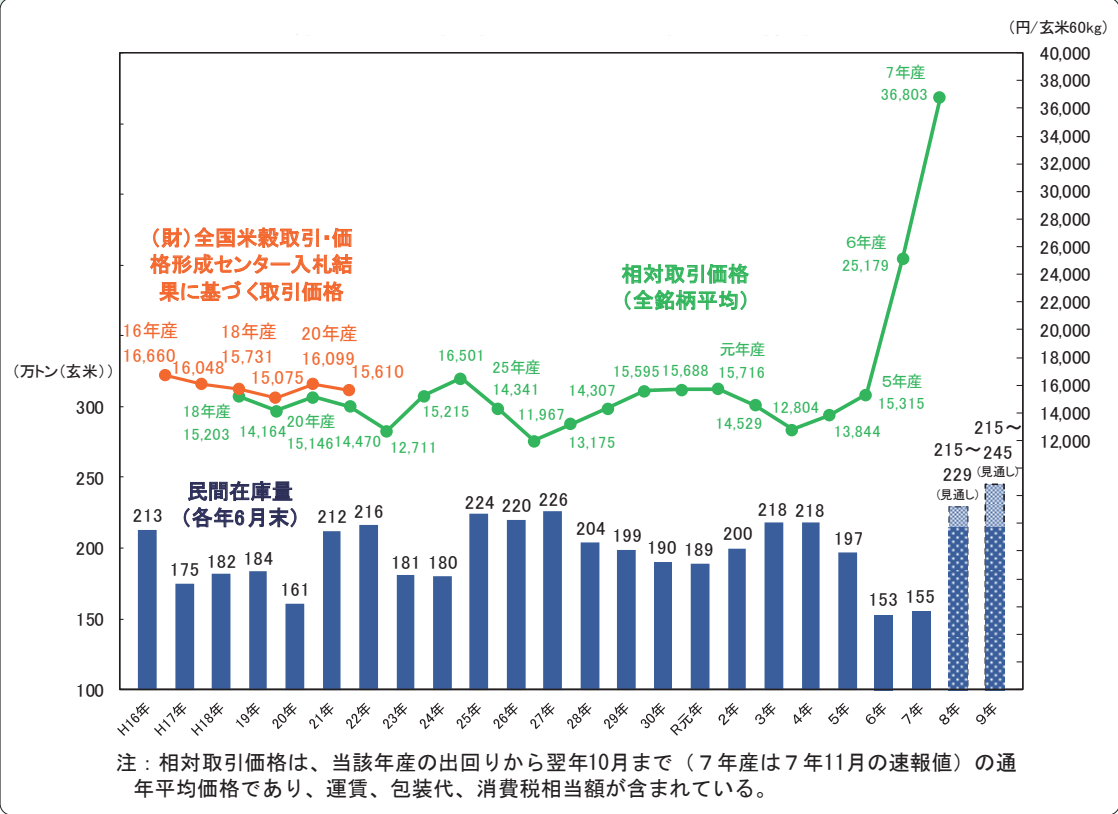
II. JAと一体となった取り組み

- ① 需要に応じた米生産の実施に向け、JAを通じて実需者との連携を密に図る。 AG
- ② JAと共に畑地化促進事業・畑地化に取り組み、新市場開拓を進める。 A
- ③ JAや地域農業再生協議会と連携して生産者が国の政策支援を最大限に活用できるようにし、WCSや飼料用米の安定的な生産・供給体制を構築の上、子実用とうもろこし等の多様な飼料の受入体制を強化すると共に普及に努める。 BD
- ④ JAと地域、研究機関が連携し、高温耐性品種や新技術について情報の共有や、戦略作物への作付け転換等に取り組む。 CH
- ⑤ JAが窓口となり畜産農家とのマッチングを行うと共に、必要な要件を話し合う場を設け、効率的な生産拡大に努める。 D
- ⑥ 戦略作物導入や、転作及び畑地化の検討にあたっては地域の理解を得る必要があり、JAが農地の在り方について地域で語り合う場を作る。 EF
- ⑦ 地域全体での暗渠整備や転作推進に取り組むため、JAが窓口となり地域を取りまとめ、暗渠施工コストの軽減や転作作物の産地化を行う。 F
- ⑧ JAが行政や米粉製造事業者・二次加工メーカー等と一体となって米粉の普及および利用拡大に向けた取り組みを展開する。 G
- ⑨ JA主導で共同利用施設の改修を行い受け入れ態勢を強化すると共に、地理的問題で利用しにくい生産者には地域での大規模生産者がJAのサブ利用施設としてサポートを行う。 J I
- ⑩ JAと連携して地域計画に参画し、JAの立場・知見を活かしつつ、地域に対して集約及び区画拡大の必要性について理解促進を図る。 K

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

- ①水田の維持と米の需給のバランスを保つために、常に主食用米と同等の収入が得られるよう水田活用の直接支払交付金の充実を要望する。……………AG
- ②中長期的には主食用米の需要が減少する事をふまえ、米の消費拡大及び、米粉の普及・利用拡大に向けた出口戦略の充実、定着促進に向けた取り組みを、効果的かつ継続的に実施するよう要望する。……………AG
- ③水田活用の直接支払交付金における飼料用米の一般品種への支援単価切り下げ等により、主食用米への切り替えに繋がらないよう制度の周知と専用品種への切り替えに必要な対策等を要望する。……………AB
- ④防災や国土保全、生物多様性の維持等、多面的機能を持つ水田農業を維持するためにも、行政・JA・生産者が一体となって連携し、適切な米の輸出を促進するための体制整備を要望する。……………AB
- ⑤米の需給均衡に向けて、農林水産省や都道府県農業再生協議会を中心に生産者の理解促進に向けた丁寧な説明を行うことを要望する。……………ABI
- ⑥突発的な米の消費変動等に対し、米の安定供給のために次年度以降も引き続き米穀周年供給・需要拡大支援事業による支援を要望する。……………B
- ⑦需給バランスに沿った着実な作付け転換を図るため、作付計画を立てる時期までに次年度の作付け面積等、具体的な需給見通しを出すことを要望する。……………B
- ⑧高温障害や渇水等に対応した高温耐性品種への切り替えや、水利施設等の整備に加え、穀物の種子を安定的に生産・供給する体制の確保に向けた支援について、更なる支援の拡充を要望する。……………CG
- ⑨飼料米専用品種の推進や子実用とうもろこしの生産等、国産飼料増産に向けた営農計画によっても持続可能な経営となるよう、十分な予算の確保を要望する。……………D
- ⑩地域の実情や特色に応じた計画的かつ戦略的な産地づくりの形成や、生産者が積極的に転作に取り組むためにも、水田活用の直接支払交付金の産地交付金の更なる拡充を要望する。…E
- ⑪転作や畑地化を行う上で重要な排水対策について、補助事業予算不足等で事業の採択待ちが生じ円滑に進んでいない。水田の汎用化に向けて迅速に推進するため、排水対策にかかる予算の拡充を要請する。……………F
- ⑫米粉の出口拡大策として、需要動向等に関する情報提供の強化や、製粉設備導入等の各種支援の継続及び拡充、医療機関や学校給食等、官民連携した米粉の普及、定着に繋がる取り組みについての後押しを要望する。……………G
- ⑬飼料用米・米粉用米等や輸入依存穀物である麦・大豆の水田活用米穀の荷受け体制を整備するため、共同利用施設の新設・改修に対する予算の拡充と要件緩和を要望する。……………GI
- ⑭作況単収指数(数値や作柄の区分「不良」等)について、産地の実感と差異の無い指標かつ価格形成や産地イメージに対しても不利益とならない制度への改善を要望する。……………H
- ⑮水田農業の効率化を進めるため、農業者自らが集約や区画拡大に取り組むケースが増えているが、作業には複数の重機が必要となることから、区画拡大等に必要な重機の導入に対する支援を要望する。……………K
- ⑯農家数の減少が進む中、稲作の省力化を図るためには、移植栽培、湛水直播栽培及び乾田直播栽培を組み合わせた生産体系の構築が重要であり、これらに対応した機械の導入に対する支援の拡充を要望する。……………K

▶相対取引価格と民間在庫量の推移



資料：令和7年12月 農水省「米をめぐる状況について」

▶主食用米及び戦略作物等の作付状況(令和7年9月15日時点)

年 産	主食用米	備蓄米	戦略作物等										(万ha)
			加工用米	新規需要米	新市場開拓用米(輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲(稲発酵粗飼料用稲)	麦	大豆	飼料作物(そば、なたね)	戦略作物等合計面積	
H30年産	138.6	2.2	5.1	13.1	0.4	0.5	8.0	4.3	9.7	8.8	10.2	47.0	
R元年産	137.9	3.3	4.7	12.4	0.4	0.5	7.3	4.2	9.7	8.6	10.2	45.6	
R2年産	136.6	3.7	4.5	12.6	0.6	0.6	7.1	4.3	9.8	8.5	10.2	45.6	
R3年産	130.3	3.6	4.8	17.4	0.7	0.8	11.6	4.4	10.2	8.5	10.2	51.2	
R4年産	125.1	3.6	5.0	20.6	0.7	0.8	14.2	4.8	10.6	8.9	9.9	54.9	
R5年産	124.2	3.5	4.9	20.4	0.9	0.8	13.4	5.3	10.5	8.8	8.5	53.1	
R6年産	125.9	3.0	5.0	17.3	1.1	0.6	9.9	5.6	10.3	8.4	7.4	48.3	
R7年産	136.7	—	4.4	10.8	0.9	0.4	4.6	4.9	9.5	7.5	6.7	38.8	
対前年差	10.8	▲3.0	▲0.6	▲6.5	▲0.2	▲0.3	▲5.3	▲0.8	▲0.8	▲1.0	▲0.8	▲9.5	
畑地化面積	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0.3	※(0.8)	0.5

注1：加工用米及び新規需要米（新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米及びWCS用稲）のR6年度以前の実績は、取組計画の認定面積。R7年度は取組計画の届出面積。
2：麦、大豆、飼料作物、そば及びなたねは、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に関与した面積（基幹作）。
3：備蓄米は、R7年度米の入れを中止。R6年度以前の実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。
4：R7年度畑地化面積は、令和7年度に畑地化促進事業で採択された面積。また、戦略作物等合計面積欄の0.8万haについては、麦、大豆、飼料作物、そば、なたねのほか、高収益作物等を加えた面積。
5：単位未満で四捨五入しているため、表記上の数値による計算結果と一致しない場合がある。

資料：令和7年12月 農水省「米をめぐる状況について」

▶ 農業構造の見通し



資料：令和7年度 JA全中まとめ

▶ 水田活用の直接支払交付金等

令和8年度予算概算決定額 275,200百万円（前年度 287,000百万円）

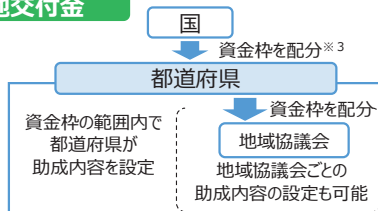
戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
加工用米	2万円/10a
WCS用稲	8万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2：飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）

産地交付金



＜交付対象水田＞

- ・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りなくとも交付対象とする。

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4（3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分）	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

※4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成

（令和7年度補正予算と併せて実施）

- ① 畑地化支援※5：7万円/10a
 - ② 定着促進支援※5（①とセット）：2万円（3万円※6）/10a×5年間
または10万円（15万円※6）/10a（一括）
 - ③ 産地づくり体制構築等支援
 - ④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）
- ※5：対象作物は麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等
- ※6：加工業務用野菜等の場合

資料：農水省HP 水田活用の直接支払交付金等

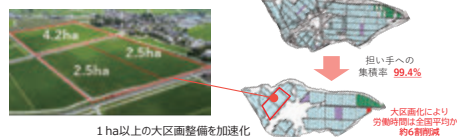


▶ 農業構造転換集中対策

令和8年度予算概算決定額 49,408百万円（前年度 24,379百万円）
〔令和7年度補正予算額 240,982百万円〕

農地の大区画化等

地域計画に基づく農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入の加速化による生産性向上を図るため、農地の大区画化等を推進するとともに、中山間地域においてきめ細かな整備を実施



スマート農業技術・新品種の開発、生産性向上に資する農業機械の導入

- ・スマート農業技術の開発、スタートアップ等への支援、生産性の抜本的な向上を加速化する新品種の開発、これらに必要な農研機構の拠点施設整備等を実施
- ・担い手やサービス事業者等の生産性向上に資する農業機械の導入、農業高校・農業大学校や研修農場におけるスマート農業教育・研修環境の整備、畜産の持続性や社会的価値の向上に必要な施設整備及び機械導入、飼料生産組織等の省力化機械の導入等を支援



資料：農水省HP 農業構造転換集中対策

共同利用施設の再編集約・合理化

- ・老朽化が進んでいる共同利用施設及び卸売市場等について、生産性の向上、物流の効率化等を図るため、再編集約・合理化を支援
- ・食肉・食鳥処理施設、家畜市場、レンダリング施設、乳製品加工基幹施設等について、流通の効率化等を図るため、再編集約・合理化を支援



施設整備、販路拡大等を通じた輸出産地の育成

輸出額5兆円目標（2030年）の達成に向け、輸出拡大余地の大きい現地系商流を獲得するため、徹底した低コスト生産の推進、製造施設等の整備、オールジャパンでのブランディング等の取組強化を推進



米粉用米の生産量・需要量の推移

資料：令和7年12月 農水省「米をめぐる状況について」



農水省HP 共同利用施設の整備支援



JAグループ共同利用施設の設立状況について

資料：JA全中「JAグループ共同利用施設に関する現状調査」（令和6年10月22日確定版）よりJA全中作成
JAグループが運営するCE・RC、選果場、農産物加工施設より有効回答5,366施設



農水省HP 産地生産基盤パワーアップ事業



2 青果

課題

ISSUES

- A せん孔細菌病や基腐病等の難防除病害、外来昆虫による被害が各地で多発している。
- B 物流問題の顕在化により、青果物の供給の不安定化や到着遅延による鮮度劣化等が危惧される。
- C 難防除雑草、特につる性雑草が作物・圃場管理に大きく支障をきたしている。
- D 果樹苗木・野菜苗・球根等の品種間違いや不良品に対する補償が十分でない。また、産地と苗木業者との需給の不一致が顕在化している。
- E ミツバチの減少により、果樹や野菜等における受粉への影響が顕在化している。
- F ビニル系産業廃棄物の処分費用が高騰している。また環境問題への観点から多用への懸念がある。
- G 収穫までの未収益期間が長い品目もあり、新規就農時や、新植・改植を行う際の足枷となっている。
- H 品目特性等により先進技術との親和性に差があり、省人・省力化栽培が十分に進んでいない品目が存在している。
- I 季節栽培を主とする品目では、共同利用施設の利用時期が特定期間に集中し、処理能力や運営面での制約が生じている。
- J 担い手不足や高齢化等を背景に耕作放棄地が増大しており、特に果樹園では一度放棄されると再生に多大な時間と労力を要する。
- K 労働生産性の向上や雇用確保に係る負担等を背景に、担い手による規模拡大が進まず、産地の維持が困難になりつつある。
- L 加工用には、a. 加工用途として生産したものと、b. 生食用が規格外として加工用途になったものが混在する。生産者は計画的な生産が出来ず、実需者は仕入れが不安定となるため、棲み分けが求められる。
- M 許可なく圃場へ立ち入る行為が課題となっており、病害虫・ウイルスの持ち込みに加え、農産物や資材等の盗難が発生している。
- N きのは一部を除き林野庁所管であり、園芸作物向け補助事業の対象外となっているものがある。また、産地間での情報交換が十分に行われていない。
- O 農産物の安定生産に必要な不可欠な水において、近年の渇水問題や農業水利施設の老朽化と管理体制の弱体化が進む中、農業用水の安定確保と持続可能な維持管理の仕組み構築が急務となっている。

野菜価格安定制度と収入保険制度の比較

資料：令和7年度 JA全中まとめ

	野菜価格安定制度	収入保険制度
目的	需給安定(計画生産・安定供給)および経営安定 ●消費地への安定供給 ●価格下落時の農家経営への影響軽減	経営安定 ●全農産物を対象に、自然災害や価格低下を含め、収入減少を補償(⇔計画生産・安定供給への目的・機能はなし)
対象	野菜 (指定野菜14品目、特定野菜35品目) ※令和8年度よりブロックリーが特定野菜から指定野菜に追加	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体 (玄米・精米・野菜・果樹・花き等、所得税法上の農業所得対象品目)
申告	申告要件なし	青色申告
同時利用	令和7年で同時利用期間終了 ※終了後はいずれかの制度を選択	

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 土壌消毒や、ウイルスフリー苗の使用等、耕種的防除の徹底すると共に、被害状況、範囲の把握に努める。 A
- ② 生産部会等で物流に関する問題点の勉強や発信をすることで、共通の認識を持つための理解醸成を行う。 B
- ③ 難防除雑草について、早期防除および耕作放棄地等の圃場周辺の管理を行う。 C
- ④ 苗木間違いの保障・責任所在について整理し、現場対応指針や責任ルールを明確化する。 D
- ⑤ 養蜂エリアでの農薬散布時には十分注意する。また取り扱いに注意し、マルハナバチや培養したハエ等で代用する。 E
- ⑥ ビニールハウスにおいては耐用年数の長い資材や、被覆資材では生分解性マルチ等を積極的に活用する。 F
- ⑦ 計画的な新・改植を行い、また多品目の導入に取り組む等、未収益期間のリスクヘッジを図る。 G
- ⑧ 先進技術の導入への問題を盟友同士で情報交換し関係各所へ発信する。 H
- ⑨ 先進技術だけにこだわらず、目的や用途に合わせた栽培体系や作業方法の見直しにより、省人化栽培に取り組む。 H
- ⑩ 他品種や、加工業務用品種の導入、また目的や用途に合わせた栽培に取り組み収穫期のスライド化を図る。 I
- ⑪ 生産部会、JA、農業委員会、行政も交え、放棄化しそうな園地について情報共有を行う。 J
- ⑫ 作業効率化のため、機械を導入しやすい園地形成を進める。 K
- ⑬ 実需者との接点を増やし、ニーズを捉え、生産計画を立てる。 L
- ⑭ 看板の製作、設置を行い、周知徹底と未然防止に努める。 M
- ⑮ 林野庁や農水省、JA等から情報を仕入れ、SNS等を活用して情報交換を行う。 N
- ⑯ 水利施設の重要性を理解し、日常的な点検や軽微な維持管理への参画に努める。また、「地域計画」や「水土里ビジョン」の策定・実行に主体的に関わり、地域の水管理体制の維持に貢献する。 O

II. JAと一体となった取り組み

- ① 病害虫や難防除雑草対策の根本的な解決に向け、都道府県機関や普及センター等と情報共有や、学習会等を実施する。 AC
- ② 情報の共有を行い、生産者への営農指導に努める。 A
- ③ パレット統一化に向けた情報共有を進める。加えて、各生産物における生産資材の適正な寸法設定を整理・提案を行う。 B
- ④ JAおよび苗木業者と連携し、苗木の品種管理や出荷時の確認体制を強化し、品種間違いや不良苗の発生防止を図る。 D
- ⑤ 各部会で中長期的な品種・作付け計画を検討し、苗木業者との共有を図る。また、種子や苗木の生産農家を守る仕組みについて議論を重ねていく。 D
- ⑥ 広報誌等を通じ、農薬の散布スケジュール等を養蜂家と共有する。 E
- ⑦ 共同回収・共同処理によりコストの削減を行う。 F
- ⑧ 新規就農者の未収益期間においては、JAの施設等での雇用を積極的に行う等、サポート体制の充実化を図る。 G

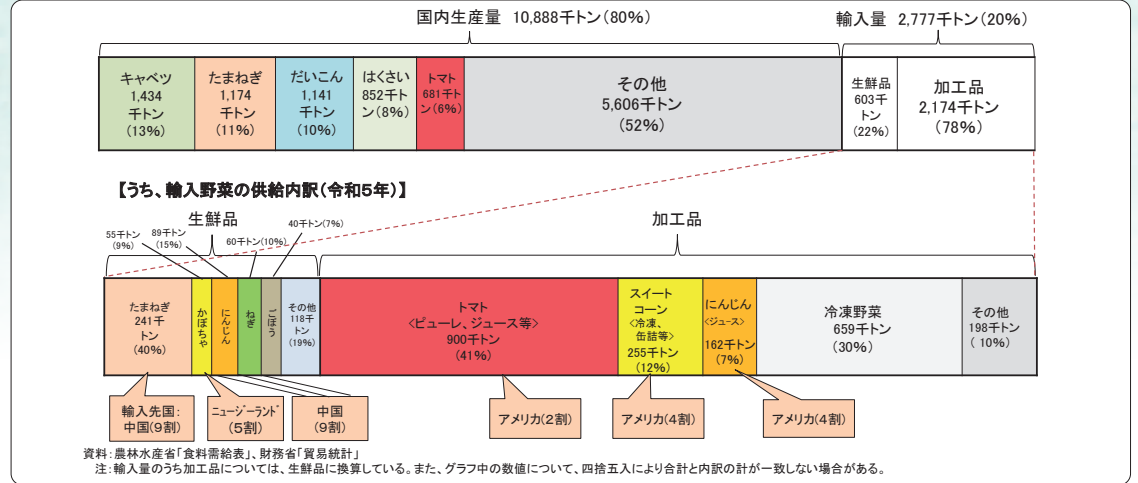
- ⑨先進技術導入ができるような栽培方法等の営農指導、資材情報のサポート体制の構築を図る。.....**H**
- ⑩先進機械の導入により選果の効率化を図る。加えて、等級制度の簡略化に向けた協議を行う。.....**I**
- ⑪JAや生産部会と連携し、高齢化した生産者、地主との接点を持ち、次の耕作者を探す協力をする。.....**J**
- ⑫規格外品として市場に出荷できない青果物について、いわゆる「市場外流通」の仕組みをJA全農とJAとで確立する。.....**L**
- ⑬広報誌等を通じ啓発活動を行うと共に、生産者、JA、地域が一体となって、パトロール活動を行う。.....**M**
- ⑭JAや全農と協力し、きのこ産地間での情報共有を行う。.....**N**
- ⑮地域内の農業者や土地改良区、JAが連携し、水利施設の維持管理や更新に関する役割分担や協力体制の構築を図ると共に、地権者と耕作者の話し合いを通じた合意形成を進める。.....**O**

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

- ①各地の難防除病害、耕作放棄地等から発生する病害虫について、被害農家に対する迅速かつ柔軟な支援、および徹底した原因究明と防止対策を早急に図ることを要望する。.....**A**
- ②物流問題に対する施設更新等、共同利用施設の充実に向けた支援の拡大を要望する。.....**B I**
- ③難防除雑草は既存の除草剤では枯れず、被害範囲が広がり続けているため、薬剤に代わる除草技術の開発を要請する。また、農薬メーカーに対して新薬の開発を求める。.....**C**
- ④ミツバチに対するダニ剤の開発と防疫技術や授粉用ハエ等、新たな解決策に対しての研究開発を要望する。.....**E**
- ⑤生分解性マルチ、防草シート等環境に配慮した資材の導入に取り組む生産者への支援(コスト高騰対策等)を要望する。.....**F**
- ⑥ハウス天井等のビニル代替物の研究開発を加速させる。.....**F**
- ⑦未収益期間の収入確保対策を含めた十分な支援の恒久化と予算確保を求める。また果樹における新規就農者には未収益期間を考慮し新規就農支援事業における支援期間の拡大を求める。.....**G**
- ⑧品目ごとに先進技術との親和性を検証し、目的や用途に合わせて問題解決に向けた支援を要望する。.....**H**
- ⑨各地で行われている省力化に向けた研究開発等を支援すると共に、土地情報や畑地化支援等も含め、地域間・産地間での情報共有の強化を図ることを要望する。.....**J**
- ⑩農地維持のため、農地の在り方や「目的や用途に合わせた栽培」を周知すると共に、実際に取り組む生産者を「モデル園地」と位置付け、農場整備や栽培体系の確立に向けた支援を要望する。.....**J K**
- ⑪加工用品の安定供給に向け、計画的、安定的に受け入れることができる加工用施設の設置には十分な補助を求める。.....**L**
- ⑫施設園芸セーフティネット構築事業の支援対象にきのこの追加を求める。また、国としての培地支援や、膨大な電力光熱費の支援等、品目特性を考慮した支援措置を要望する。.....**N**
- ⑬水利施設が公共性の高い農業生産基盤であることを踏まえ、国の責任において制度的・財政的支援を強化し、事業主体間の負担割合の是正や補助率の引き上げ等、安定的な予算措置を講じるとともに、地域での合意形成を支援する仕組みの構築を求める。.....**O**

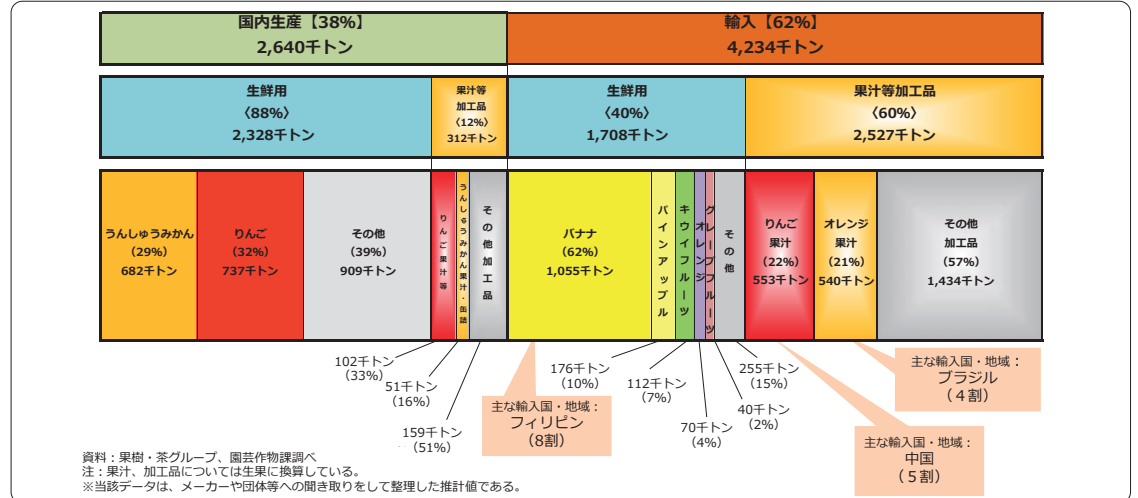
▶野菜の供給状況(令和5年)

資料：令和8年1月 農水省「野菜をめぐる情勢」



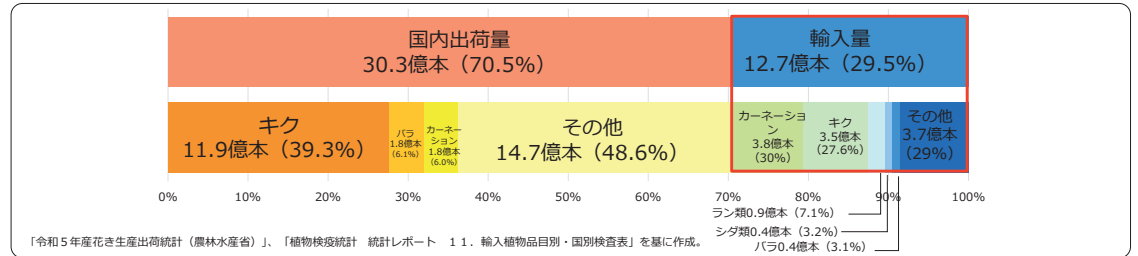
▶果実の需給構造(令和4年(推計))

資料：令和7年11月 農水省「果樹をめぐる情勢」



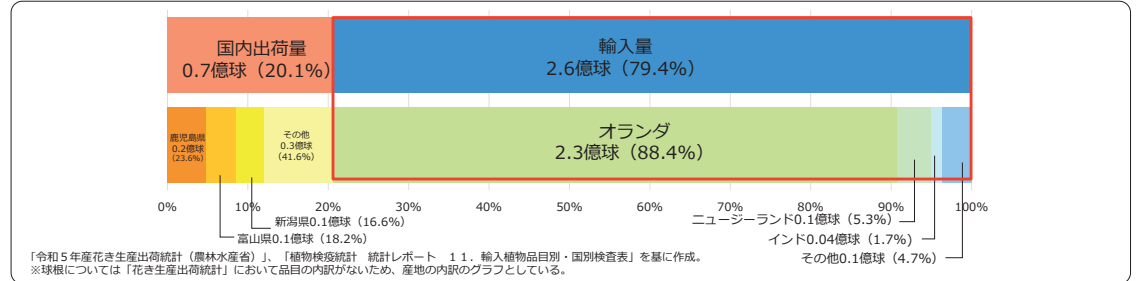
▶切り花の需給構造(令和5年)

資料：令和8年2月 農水省「花きの現状について」



▶球根の需給構造(令和5年)

資料：令和8年2月 農水省「花きの現状について」



3 畜産・酪農

課 題

ISSUES

- A** 世界情勢の急激な変化と円安により輸入飼料の高騰・高止まりが続き今後も継続が予想される。また、生産原価の上昇に販売単価が見合わず厳しい経営状態が続いている。
- B** 耕畜連携による地域の循環型農業が期待されているが、①畜産・酪農地帯の近くに耕種農家が少なく堆肥の需給にミスマッチが生じている、②耕種農家が生産する自給飼料(WCS・飼料用米等)の収量と品質にバラつきがある、③国産稲わらの流通経路、政策が確立していないこと、④畜産・酪農家が地域計画に参入できていないことから、十分に機能していない。
- C** 家畜伝染病による深刻な影響が畜産農家全体に生じている。我が国ではCSF(豚熱)や鳥インフルエンザ、ランピースキン病、更に近隣諸国でASF(アフリカ豚熱)・口蹄疫が発生し侵入リスクが高くなっている。
- D** 生産費高騰を十分に価格転嫁できておらず、乳価の低迷、集乳運賃の上昇、酪農ヘルパー等の労働力不足、乳牛の糞尿処理対策が事業継続の支障となっている。
- E** 国内人口減により生乳の消費も落ち込むことが予想される。そのため、LL(ロングライフ)牛乳(※1)等乳製品の輸出拡大が求められている。
- F** 畜産物の輸出入において、畜産農家全体の収入減少と、関税削減等による経営安定対策の財源不足が懸念される。また、輸出認定された食肉加工施設・と畜場が依然として少ない。
- G** 臭気問題が畜産・酪農の悪いイメージとなり、臭いの苦情件数が多い現状により営農の継続はもとより、規模拡大や畜舎の増築等への障害となっている。
- H** 畜産農家戸数の減少や子牛価格の低迷、今後の畜産情勢の不透明さといった問題等が、生産基盤の弱体化に繋がっている。
- I** 和牛の主産地では、独自改良により固有財産になっている。産地を守る観点から、和牛精液等(受精卵も含む)の産地外への流出が危惧されている。
- J** 牛マルキンにおける各県の生産者積立金は枯渇しつつある。また、配合飼料価格安定制度による補填が発動することで、生産者にとって一時的な負担軽減に繋がるが、生産者積立金の負担額も増加することが見込まれ、畜産農家の経営が一層厳しくなっている。
- K** 指定事業者外生乳の流通量の拡大によって、指定事業者内・外の生乳出荷者間に不公平感が生じている。
- L** コントラクター事業において機械導入や更新など生産者負担が大きく事業拡大の障壁となっている。

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 耕畜連携による自給飼料の増産と未利用資源の活用に一層努める。……………**AB**
- ② 自らの地域で地域計画が策定・更新される際には、畜産・酪農家も積極的に参加できるよう、地域の行政に対して耕種農家や盟友からも声掛けを行う。……………**B**
- ③ 病虫害駆除や家畜疾病対策の情報収集・交換をし、畜舎の飼養衛生管理の徹底に努める。…**C**
- ④ 酪農ヘルパー等の受け入れについて、酪農家それぞれの業務をマニュアル化することに取り組む。…**D**
- ⑤ 海外輸出を行う生産者は輸出相手国の動物用医薬品などを学び、輸出先の規制や条件などを理解するよう努める。……………**F**
- ⑥ 畜舎の5S(※2)活動を徹底し、近隣住民と交流を図り理解を得るよう努める。……………**G**
- ⑦ 収益向上のため、畜産クラスター事業等を有効に活用し、地域と連携して、農家個人では困難な規模拡大に取り組む。……………**H**
- ⑧ 繁殖牛・素牛確保のため、各種施策についての情報を収集し、利用を拡大する。……………**H**
- ⑨ 法令を遵守し、和牛精液等(受精卵も含む)の県外への流出を防ぐ。……………**I**
- ⑩ 畜安法(畜産経営の安定に関する法律)によって、何が変わったのかを調べ、制度を理解する。…**K**

II. JAと一体となった取り組み

- ① JAと行政等が連携し堆肥センター等を運営および遊休施設を一時的に有効活用することにより、耕種農家への堆肥の安定供給や、良質な自給飼料の生産、十分な国産稲わらの確保、畜産農家への安定供給に努め、耕畜連携のサイクルを促進する。……………**AB**
- ② 耕種農家と畜産・酪農農家がマッチングするために耕×畜なび(※3)に稲わら等飼料の情報の追加をしていく。……………**AB**
- ③ 飼養衛生管理基準の徹底等、家畜伝染病の予防対策やチラシの作成等広く情報発信に取り組む。…**C**
- ④ 乳販連をはじめとした各種団体と、乳価・集乳運賃ならびに飼料代等の意見交換を行う。…**D**
- ⑤ 牛乳等乳製品の輸出に向けて、その国の食文化に合った商品の開発に取り組む。……………**E**
- ⑥ 輸出事業に対して、JAが仲介し、バイヤーと生産者との情報共有の場を設ける。……………**F**
- ⑦ 適切な飼養管理を見直せるよう勉強会を開催する。……………**G**
- ⑧ 産地の子牛の増産に対して、JA自ら繁殖センター等の拡充に取り組む。……………**H**
- ⑨ 空き畜舎マッチング等の第三者承継を促す取り組みをJAと連携して進める。……………**H**
- ⑩ JA・TMRセンター(※4)等がコントラクター組織(※5)と連携し、国策である子実用とうもろこし等の国産飼料の生産・確保を図ると共に、地域の耕畜連携に取り組む。……………**H**
- ⑪ JA系統の指定事業者の自己改革を促し、業務効率化やスケールメリットによる手数料の引き下げ等、JA系統の指定事業者への出荷者の負担を軽減する方法を共に考える。……………**K**
- ⑫ JAと共に、牛乳乳製品・畜産物を国内消費者だけでなくインバウンド向けにも消費拡大キャンペーンに取り組む。……………**DK**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 耕畜連携への継続的支援と助成の拡充、飼料自給率の向上に向けた制度(国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業)の拡充を要望する。……………**AB**
- ② 稲わらの収集・梱包コントラクターの設置・強化、県域を越えた流通にかかるコスト負担への支援を要望する。……………**AB**
- ③ 耕畜のマッチングを強化するため、国が支援して自治体が各地域の稲わら等飼料や堆肥等の未利用情報の情報整備を進めるよう要望する。……………**AB**

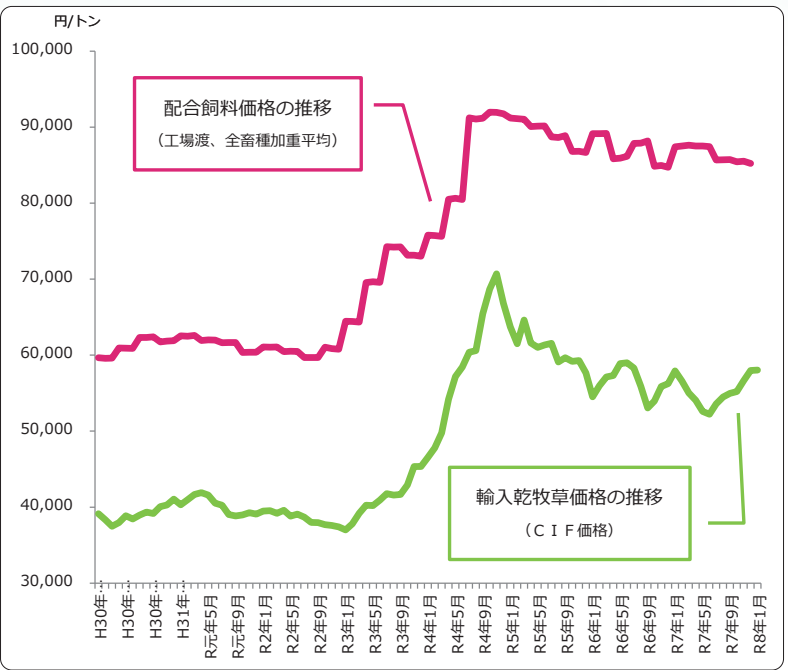
- ④堆肥問題の解決に向けた取り組みとして、耕種農家による堆肥舎の建設等、地域内流通に向けた取り組み、ならびにペレット化等広域流通の推進に向けた取り組みを要望する。…**A B G**
- ⑤国産飼料自給率の向上の為に、畜産・酪農家が地域計画に更に参画できるような取り組みを要望する。……………**A B**
- ⑥配合飼料価格安定制度について、配合飼料価格の高騰時に、生産者の資金繰りへの影響を抑制すること、また、発動条件の見直しや算定方法の改善に向けての検討を要望する。…**A J**
- ⑦産業動物臨床獣医師を育成・拡充すると共に、認知度向上に向けた取り組みを行うことを要望する。更に法定伝染病に対して十分な獣医師数の確保を要望する。……………**C**
- ⑧動植物検疫探知犬の増頭のほか、更なる全国の空港、港湾等における検疫官の監視強化を要望する。……………**C**
- ⑨飼養衛生管理の強化に必要な費用への助成を要望する。……………**C**
- ⑩CSF(豚熱)や鳥インフルエンザ等のワクチンの効果的な接種方法や予防策を検討し実施すると共に、消費者への安全性の周知を行うよう要望する。……………**C**
- ⑪防疫や国内の畜産業を保護する観点から、畜産物の輸入に関して最大の注意を払うことを要望する。……………**C F**
- ⑫需給バランスに応じた牛乳・乳製品の安定供給を図るため、乳価の価格安定化に対する支援対策の拡充を要望する。……………**D**
- ⑬生産基盤の維持確保のために、第三者承継に対しての支援の拡充を求めるほか、畜産クラスター事業の迅速な事業採択および糞尿処理対策について、生産者ニーズにあった抜本的な見直しを求める。……………**D**
- ⑭賞味期限が長く常温保存可能なLL牛乳をはじめ、牛乳・乳製品の海外への販路開拓・拡大を要望する。……………**E**
- ⑮国内畜産物のブランド認知度向上、消費拡大のためにもアンテナショップを輸出相手国に併設するよう要望する。……………**E F**
- ⑯畜産物の輸出にあたり、諸外国の衛生基準やハラール認証等の規格に対応した食肉加工施設・と畜場の拡充を継続し、また、対外的な国産ブランドの価値向上対策を講じるよう要望する。……………**F**
- ⑰国内の農畜産物を保護する観点から、海外(TPP加盟国及びメルコスール(※6)等)からの安価な畜産物の輸入や関税の引き下げには慎重に対応することを要望する。……………**F**
- ⑱臭気問題の技術開発は、いまだ抜本的な解決に至っておらず、より一層の技術開発を要望する。…**G**
- ⑲繁殖素牛、搾乳素牛確保のために性判別精液・受精卵の利用促進への更なる支援や、増頭奨励金の継続と予算の確保を要望する。……………**H**
- ⑳肉牛出荷の際に講じられている肥育牛経営等緊急支援特別対策事業の継続と恒久化を要望する。…**H**
- ㉑牛マルキン制度の抜本的な見直しにより、補填発動期間が長期におよぶ場合は国による特例補填の制度を創設するよう要望する。……………**J**
- ㉒指定事業者内・外の生乳出荷者間の不公平感の是正のため、生・処・官一体となった生乳需給調整制度の構築に向け、取り組みの継続を要望する。……………**K**
- ㉓コントラクター事業において機械修理や更新など設備保全の助成の拡充を行うよう要望する。…**L**

※1 LL(ロングライフ)牛乳
牛乳をUHT法(Ultra High Temperature/超高温殺菌・超高温瞬間殺菌法)で殺菌することで生産される牛乳。気密性の高いアルミコーティング紙パックやプラスチック容器等に無菌的に充填包装することで、未開封の状態で3か月程度、常温保存することが可能

- ※2 5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)
製造業・サービス業等の職場環境の維持改善で用いられるスローガンである。各職場において徹底されるべき事項を5つにまとめたもの
- ※3 耕×畜なび
堆肥センターの生産・流通実態の見える化や、畜産農家と耕種農家とのマッチング機会の創出を目的として作られたJA全農のウェブサイト
- ※4 TMR(Total Mixed Ration/完全混合飼料)センター
完全混合飼料を生産する施設
- ※5 コントラクター
飼料作物の播種や収穫・調製作業、堆肥の調製・運搬・散布作業等を請け負う組織
- ※6 メルコスール(南米南部共同市場)
アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ボリビア等が加盟する関税同盟

▶配合飼料及び輸入乾牧草価格の推移

資料：財務省「貿易統計」、農水省「飼料月報」、
配合飼料供給安定機構「飼料月報」より
JA全中作成



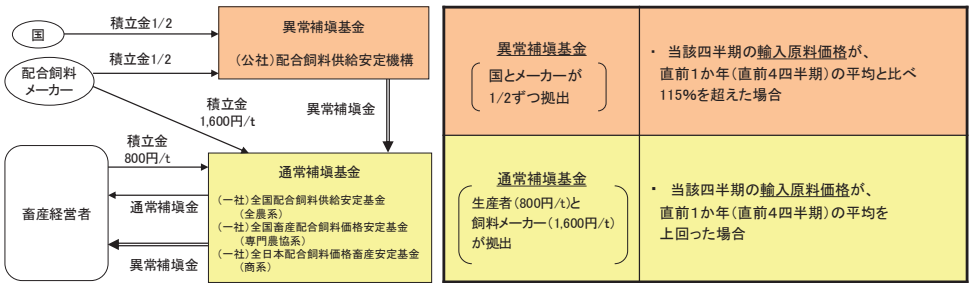
▶配合飼料価格安定制度の概要

資料：令和8年3月 農水省「飼料をめぐる情勢」

- 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
 - ① 民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる「通常補填」と、
 - ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立て)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- 平成25年12月に制度を見直し、通常補填の発動指標を配合飼料価格(メーカー建値)から輸入原料価格へ変更。
- 令和2年度第4四半期(1～3月)に2年ぶりに通常補填が発動。令和3年度第1四半期(4～6月)においても通常補填が発動するとともに、8年ぶりに異常補填が発動して以降、令和4年度第4四半期(1～3月)まで連続して通常補填、異常補填ともに発動。
- この補填財源のため、令和3年度補正予算において異常補填基金への230億円の積増しを措置するとともに、令和4年度4月の予備費において435億円、令和4年度第2次補正予算で103億円の積増しを措置。
- 令和5年度第1四半期以降の対策として、飼料コストの急増を段階的に抑制する「緊急補填」を制度内に設け、必要な財源を措置。令和5年度第1四半期(4～6月)、第2四半期(7～9月)、第3四半期(10～12月)に緊急補填が発動。

○ 制度の基本的な仕組み

○ 発動条件等

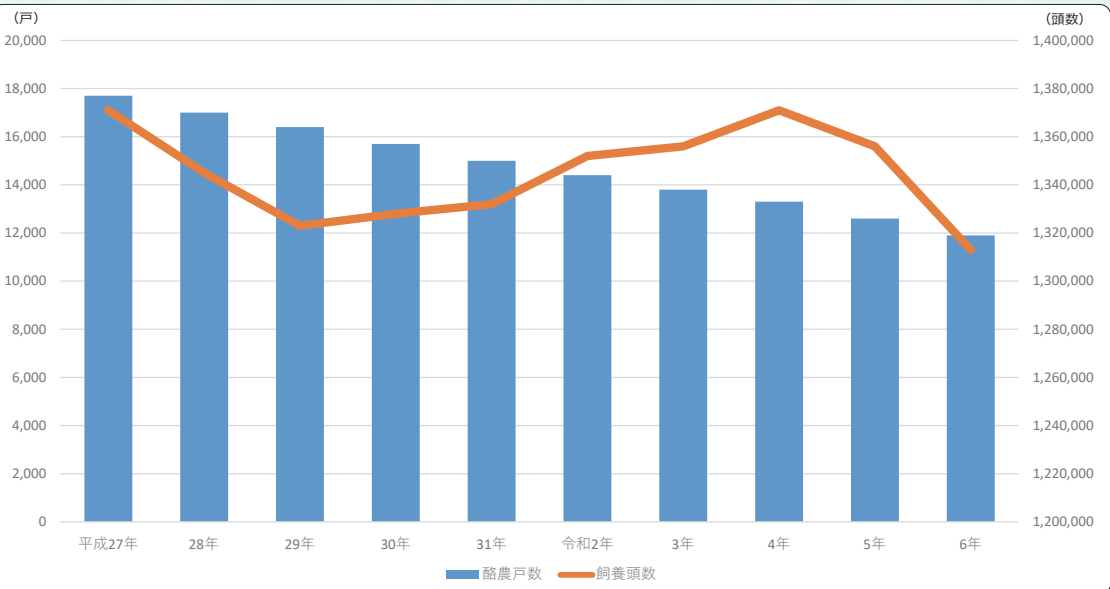




Ⅱ-② 耕×畜なび

▶酪農戸数と飼養頭数の推移

資料：農水省「畜産統計」よりJA全青協作成



▶生乳需給安定クロスコンプライアンス

資料：農水省「生乳需給安定クロスコンプライアンスのご案内」

生乳需給安定クロスコンプライアンスのご案内 ～令和8年1月からの手続きについて～

令和8年1月から生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象事業を追加するとともに、仕組みを見直し、手続きの一部を簡素化します。

1 クロスコンプライアンスの内容(詳細裏面)
主要な酪農関係の補助金の交付を受ける際に、**全国的な需給安定の取組への拠出をしていること等**が要件となります(変更点は裏面)。

- 2 対象となる補助事業**
- ① 国産チーズ生産奨励等事業
 - ② 生乳流通改善緊急事業(同特別対策事業を含む)
 - ③ バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業(同特別対策事業を含む)
 - ④ 中小酪農等対策事業
 - ⑤ 生乳暑熱対応推進緊急対策
 - ⑥ 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
 - ⑦ 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業(工サ活事業)
 - ⑧ 畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)
 - ⑨ ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)
 - ⑩ 酪農労働省力化対策事業(楽酪GO事業)
- 注:これらの事業は、クロスコンプライアンスが既に導入及びその可能性のある事業を例示しているものです。

3 申請時の提出書類
クロスコンプライアンスの対象である補助事業への申請時等に、**チェックシートを補助事業者提出してください。**
なお、農林水産省や補助事業者等が、拠出実績の確認資料(乳代精算書、拠出金の領収書、請求書)の提出を求めることがあります。(これを拒否した場合、要件を満たしていないと判断されます。)

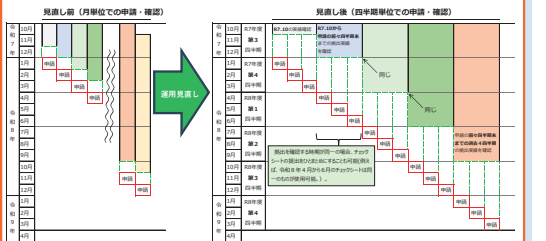
4 拠出先事業
(一社)Jミルク 酪農乳業需給変動対策特別事業

5 拠出方法

Jミルクが定める単価や方法により拠出していただく必要があります。生乳流通事業者を通じる方法やJミルクへ直接拠出する方法がありますが、拠出方法が分からない場合は、Jミルクや出荷先の生乳流通事業者にご相談ください。

6 令和8年1月以降の拠出要件(詳細)

- 拠出実績を四半期ごとに確認することになりました。
【見直し前】補助事業の申請月の前々月までの12か月分の出荷量に基づき、継続して拠出金を納付していること
【見直し後】補助事業の申請月の属する四半期の前々四半期までの12か月分の出荷量に基づき、継続して拠出金を納付していること
ただし、令和8年12月以前に申請する場合には、令和7年10月以降、申請月が属する四半期の前々四半期まで継続して拠出金を納付していること

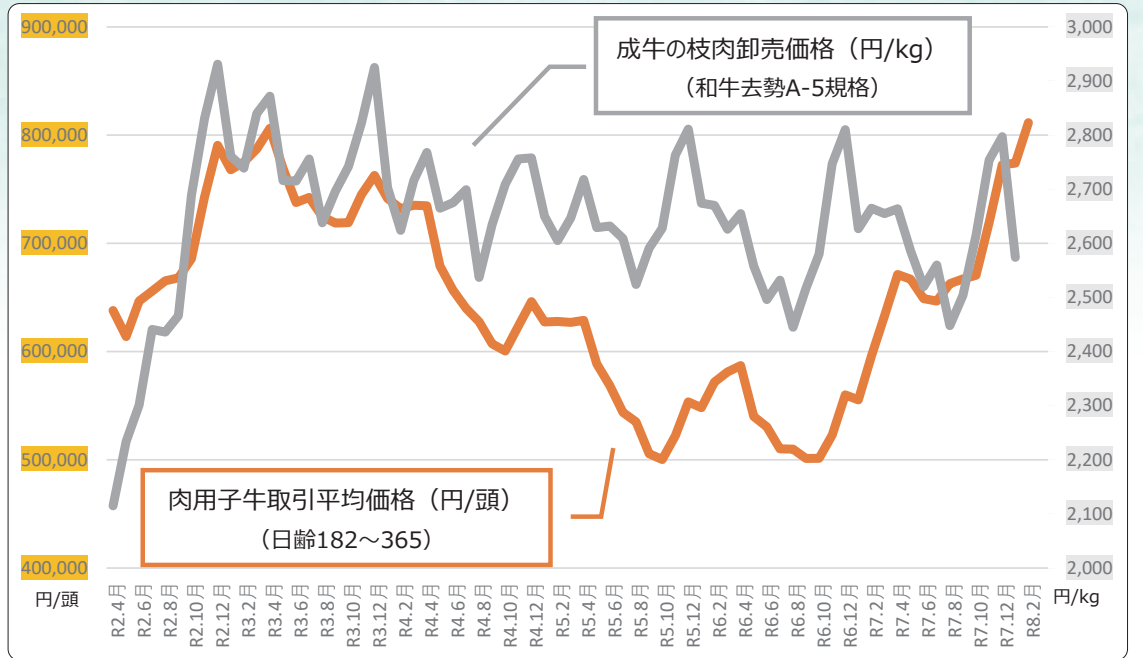


- 施設整備・機械導入の場合(対象事業:2の⑧～⑩の事業)、一定期間継続して拠出していること

7 更なる情報・お問い合わせ先

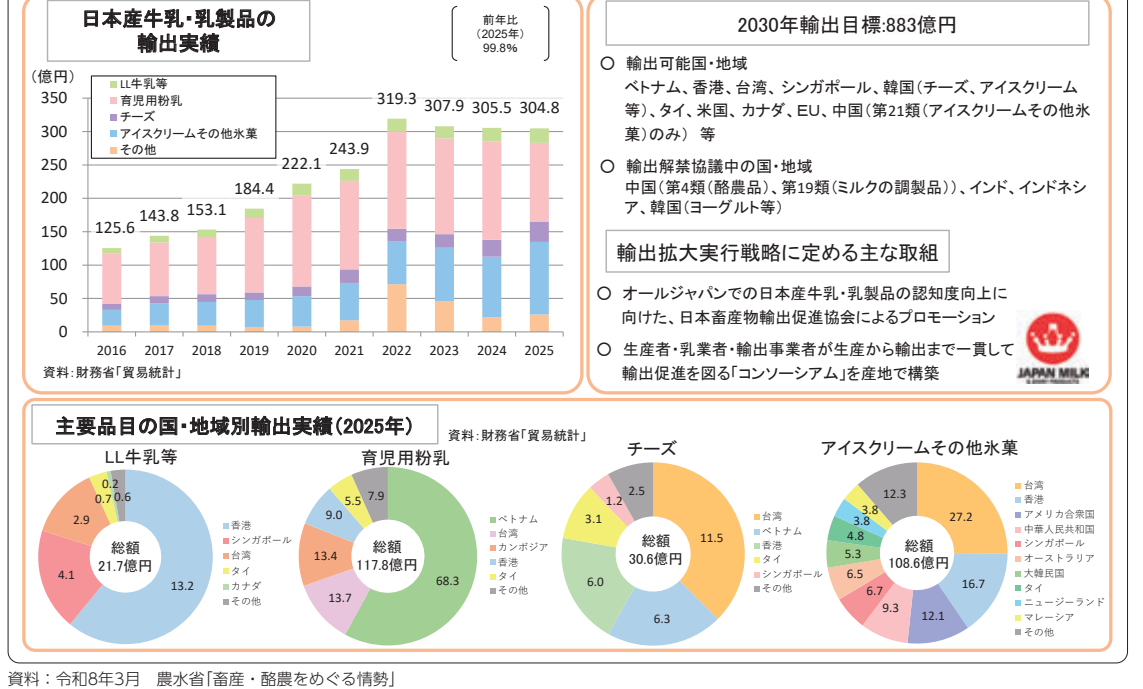
農林水産省畜産局牛乳乳製品課の特設ページ
URL: <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/qyunyu/lin/kurokon.html>
生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るお問い合わせ窓口
URL: https://www.contactus.maff.go.jp/form/seisan/c_qyunyu/kurokon_madoqchi.html

▶和牛枝肉価格と子牛価格の推移



資料：農水省「食肉流通統計」、ALIC「月別肉用子牛取引状況」よりJA全青協作成

▶牛乳・乳製品の輸出について



資料：令和8年3月 農水省「畜産・酪農をめぐる情勢」



肉用牛・食肉政策の現状と課題の整理

資料：農水省「肉用牛・食肉政策の現状と課題の整理」



食肉センターの現状と課題

資料：ALIC「食肉センターの現状と課題」

05 農業経営

1 担い手(新規参入者・親元就農者・第三者承継者)対策

基本的な考え方

▶「農業所得の増大」や「農業生産の拡大」により農業を持続可能な産業とし、「地域の活性化」を図るために、多様な経営体の確立と農業経営者の育成強化が必要である。

課題

ISSUES

- A** 収入の不安定さや農地取得の難しさ、高額な初期投資、技術・知識・経験不足等、就農する際の課題が多く、新規就農者数が減少している。また、就農しても経営に行き詰まり離農する事もある。
- B** 親元就農において、経営主導権がなかったり、役割や報酬が不透明であったり等、事業承継がスムーズに行われていない場合がある。
- C** 第三者承継の場合、マッチングが難しく、信頼関係の構築にも時間がかかる。また、制度支援が限定的な事がある。

▶新規就農者数の推移

	平成27年	28年	29年	30年	31年	令和2年	3年	4年	5年
基幹的農業従事者	1,753.8	1,586.1	1,507.1	1,450.5	1,404.1	1,363.0	1,302.1	1,225.5	1,163.5
新規就農者(合計)	65.0	60.2	55.7	55.8	55.9	53.7	52.3	45.8	43.5
新規自営農業就農者 (親元就農者)	51.0	46.0	41.5	42.8	42.7	40.1	36.9	31.4	30.3
新規雇用就農者	10.4	10.7	10.5	9.8	9.9	10.1	11.6	10.6	9.3
身近で定着見込みの高い親族雇用就農者が必要									
新規参入者	3.6	3.4	3.6	3.2	3.2	3.6	3.8	3.9	3.8
新規就農者数に占める 親元就農者の割合	78%	76%	75%	77%	76%	75%	71%	69%	70%

資料：農水省「農林業センサス」「農業構造動態調査」「新規就農者調査」よりJA全青協作成

解決策

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 農業者自らが安定的な経営を実践し、農業の魅力を発信し、職業の1つとして選ばれるよう努力する。 **A**
- ② 学習資料の作成・提供するにあたり、農業者間で支援し、SNS、ホームページ、YouTube 動画等を積極的に活用する。それと共に、農業の魅力を発信を行う。 **A**
- ③ 経営管理や税務・融資等、農業経営能力の向上に直結するような研修会や先進的な取り組みについて、他団体との連携を通じ情報収集を行う。 **A**
- ④ 家族経営協定を作成し、世代交代に意識的に備える。また「事業承継ブック」(※)等を活用する。 **B**
- ⑤ 承継者は、事業承継をスムーズに行うため、現経営者と共に5年後、10年後の経営を見据えたビジョンを明確にし、就労者としてだけでなく経営意識を持って営農に取り組む。 **C**
- ⑥ 新規就農者に対し技術指導や地域生活の手助けを行い、新規就農者が定着できるよう支援する。 **A**

II. JAと一体となった取り組み

- ① JAは親元等後継者や農業に関心のある学生や希望者に対し、農業体験やアルバイトが可能な事業をより積極的に展開するとともに、受け入れ農家との連携を強化することで、農業ファンや新規就農を希望する者に寄り添う取り組みを行う。 **A**
- ② TAC等出向く体制を強化し、後継者育成・支援の観点から新規就農や事業承継に向けた実践研修として、融資や補助金、税制、法人化等の支援制度に関する学習会を開催し、経営支援体制を構築する。 **AB**
- ③ JAが就農トレーニングセンター(新規就農研修施設)等を運営し、産地の担い手育成に取り組む。 **AB**
- ④ JAはICT技術の導入を行い、技術の高い生産者の営農技術をデータにすることにより、優れた生産技術を営農指導員に伝承し、産地の底上げにつなげていく。 **AB**
- ⑤ 承継者の就農支援や世代交代の促進にかかるJAの取り組みの充実を図るため、JA青年組織盟友の正組合員加入促進運動を進める。 **B**
- ⑥ 計画的な承継を推進するために、JAグループで実施している「次世代総点検運動」とその結果の積極的な活用を求める。 **B**
- ⑦ 第三者承継のマッチング支援に取り組むことを要望する。 **AC**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 各地の受け入れ農家や農業大学校等の研修機関をネットワーク化し、就農定着に資する新規就農後の経営指導や経営基盤強化等の総合的なカリキュラムの作成を要望する。 **A**
- ② 新規就農者の増加と定着の為、新規就農者育成総合対策等の制度の拡充、物価上昇等を考慮した支援額の引き上げを継続して求める。 **A**
- ③ 新規就農者が地域に定着できるようJA、普及員、農業委員、受け入れ農家等で作るサポートチームの編成を要望する。 **A**
- ④ 新規就農者へ農地中間管理機構や農業委員会が農地取得を斡旋する制度の拡充を要望する。 **A**
- ⑤ 県外からの移住者の家賃等の支援制度として、農業次世代人材投資資金等を活用し、空家を積極的に利用してもらい就農に繋げる。 **A**

- ⑥ 営農施設の改修等、就農後に対応する補助制度の整備・拡充を要望する。……………A
- ⑦ 新規就農者の増加・定着を促進するために、就農にあたって過度な経済的リスクを負わせることのない制度設計へと見直しを行い、適切な要件設定の下で、就農準備資金及び経営開始資金の世帯所得制限の撤廃または緩和を要望する。……………A
- ⑧ 第三者承継のマッチングへの支援を要望する。……………AC
- ⑨ 地域計画の策定において、数年先の承継の見通しを把握すると共に、課題に合わせた確かなサポートの実施を要望する。……………BC

※ 事業承継ブック…JA全農が作成した親子等の事業承継の手引き書である。

▶ 新規就農者育成総合対策

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）

対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）

支援額：国費上限500万円（2①の交付対象者は上限250万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2〈例〉国1/2、都道府県1/4、本人1/4）

特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定
〔機械・施設等の導入、修繕・移設・撤去等を支援（国費上限600万円）〕



2. 資金面の支援

① 経営開始資金

対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）

支援額：13.75万円/月（165万円/年）×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）

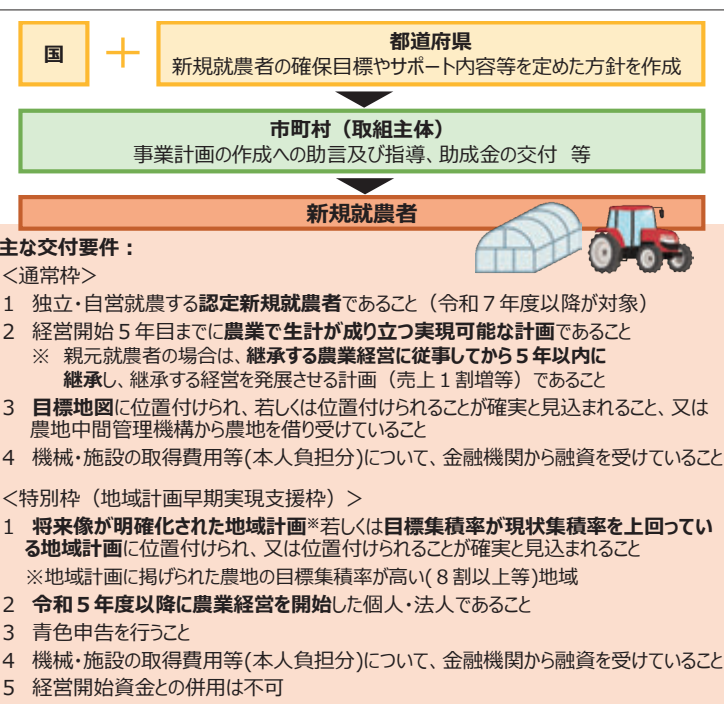
支援額：13.75万円/月（165万円/年）×最長2年間

補助率：国10/10

資料：農水省「令和8年度農林水産予算概算決定」

▶ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業

資料：農水省「令和8年度農林水産予算概算決定」



▶ 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生に資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：**13.75万円/月（165万円/年）**注1 を最長**2年間**

交付主体：・市町村

- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

＜主な交付要件＞

1 **独立・自営就農***1、**雇用就農**又は**親元就農***2を目指すこと

※1 **就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者**になること

※2 **就農後5年以内に経営を継承**すること（法人の場合は共同経営者になること）

ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること

2 都道府県等が認めた研修機関等注2で**概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上**研修を受けること

3 常勤の雇用契約を締結していないこと

4 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。

② 以下の場合は返還となります。

・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合

・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者に資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：**13.75万円/月（165万円/年）**注1 を最長**3年間**

交付主体：市町村

※市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を策定**

＜主な交付要件＞

1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること

2 経営開始5年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること

3 経営を継承する場合、**経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っている**と市町村長に認められること

4 **目標地図**に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること

5 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

① 以下の場合は、交付停止となります。

・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合

・適切な経営を行っていない場合 等

② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

注1：支払方法（月毎、半年毎等）は交付主体による選択制

注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.jp）に研修計画等を登録していること

資料：農水省「令和8年度農林水産予算概算決定」

2 労働力対策

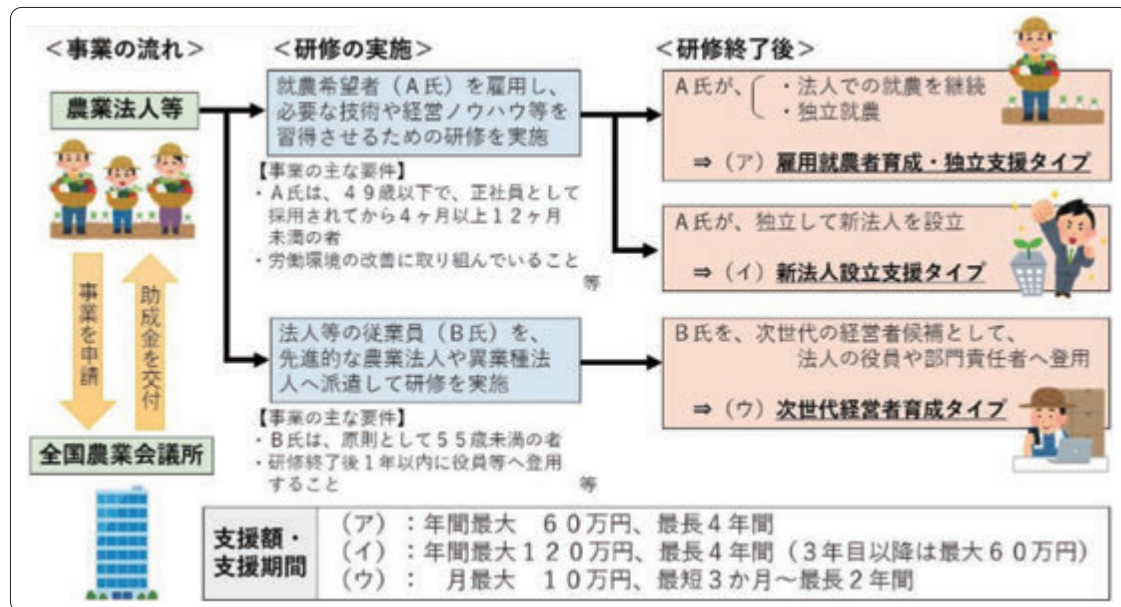
課題

ISSUES

- A**雇用人材の技量向上までの育成期間での経済的負担が雇用拡大の妨げとなっている。
- B**地域の農業経営体の減少により、農地集約が進む一方、労働力の確保が難しく、規模の拡大ができない。少ない担い手に過度に集積されるケースもある。
- C**労働力不足の解決策となりうるスマート農業について、現場での普及が進みつつあるが、導入費や維持コストの高さや、電波・通信環境等のインフラ問題、メーカー規格の互換の無さ、経営体環境による適性等、現場での課題が出てきている。
- D**労働者から農業が就職先としてより選ばれ、定着するために、時代に即した労働環境の整備が必要である。
- E**農福連携の取り組みによって障がい者等を労働力として確保したい農家は多いが、福祉事業所の支援員の理解や人員不足、就農者への技術支援や労働環境整備、取り組みまでのハードルが高い。また、相談窓口やマッチング組織等の情報や農福連携導入事例が農業者に周知されていない。
- F**農山村での雇い入れの際、居住施設や交通手段等の環境整備に費用を要するため、雇用拡大の妨げとなっている。

▶「雇用就農資金」の3タイプ

資料：農水省「雇用就農資金」事業の概要



▶「雇用就農資金」における新規雇用就農者の要件

資料：全国新規就農相談センターHP「雇用就農資金」よりJA全青協作成

- （1）支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。
- （2）支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- （3）過去の農業就業期間が5年以内であること。
- （4）原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- （5）過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと（道府県農業大学校等を除く）。

全国新規就農相談センターHP-雇用就農資金より抜粋：https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①盟友間・組織間の農閑期のずれを利用し、労働力を融通しあう仕組みを構築する。---**ABD**
- ②労働力不足解消のため自らが意識改革を行い、時代に即した労働環境の整備（作業のマニュアル化等）を行い、未来の農業者の輩出に取り組む。-----**ABD**
- ③労務管理等の学習会やGAP手法等への取り組みにより雇用環境の改善を図り、多様な人材の採用に取り組む。-----**ABDE**
- ④SNSやアプリ等、労働力の多様な確保策を進める。-----**B**
- ⑤一時雇用から周年雇用に向けて、自らの営農体系を見直す。-----**BD**
- ⑥スマート農業普及推進に向けてJA青年組織盟友で品目別リストをメーカー側に提出し、研究開発に対して圃場提供を行えるようにする。-----**C**

II. JAと一体となった取り組み

- ①労働力不足を解決するため、JAが無料職業紹介事業許可を取得し、学生や地域人材も対象として、品目横断的に地域内の労働力を循環させる。-----**ABD**
- ②JAにおいて外国人労働者を含む多様な人材の受け入れに向けた環境整備を検討する。-----**ABD**
- ③メディア等（広告媒体等）の農作業風景にJA青年組織盟友を採用し、多くの方に職業としての農業をアピールする。-----**ABD**
- ④スマート農業の導入に向けて、JAがメーカーに働きかけ、JA青年組織盟友がモニターになる等、開発と実需ニーズが合致される方法で素早く製品化を目指す。-----**C**
- ⑤JAグループが農福ポートのような農家と福祉事業者を仲介するマッチング機能を発揮できるように要望する。-----**E**
- ⑥雇用拡大の際に、居住施設や交通手段の確保に対する支援等を要望する。-----**F**

III. 行政に提案・要望すること

- ①行政やJAが一体となり、地域や全国規模で繁忙期の異なる生産者間・他業種間での人材のシェアリング機関の創設を要望する。-----**ABD**
- ②雇用就農資金について、農業就業年数や親族の要件緩和を要望する。-----**ABD**
- ③担い手が減少するなか、農業の維持に不可欠な外国人材（技能実習（育成就労）・特定技能等）について、制度の趣旨と実態の正確な情報発信を通じた国民理解の深化と、共生を前提とした受入環境整備支援を要望する。-----**ABD**
- ④労働力不足の解消と地域雇用の創出に向け、「雇用就農資金」だけでなく、農業分野における担い手確保に資する労働力確保や人材育成のための、雇用助成等の支援の拡充と新たな対策を要望する。-----**ABDEF**
- ⑤スマート農業普及推進に向けて農業者・メーカー相互の情報を共有できる仕組みの構築を要望する。-----**C**
- ⑥農福連携における支援員の育成確保や受け入れ農家の負担軽減支援を要望する。-----**E**

3 販売力強化

課題

ISSUES

- A**生産資材価格の高騰や人件費・輸送費・増税といった生産コストが増加する中、販売価格に転嫁することが十分にできていない。
- B**現状のJAを通しての市場出荷だけでは、個人の生産努力が十分に反映されない場合がある。
- C**農畜産物のブランド化を図っているが、消費者に対して十分に伝えきれていない。
- D**農畜産物の輸出については成長戦略として位置づけられているが、流通・検疫・品質保持・GAP等のコストが高くなる場合が多く、所得向上に反映されにくい。
- E**6次産業化に興味を持つ者は多いが、初期投資や新たな技術・資格が必要なため、取り組みに躊躇する者が多い。

▶「地産地消」「国消国産」とは

資料：令和5年度 JA全中まとめ

日本の食と農、SDGsの実現のために「地産地消」「国消国産」

私たちが地域でできること「地産地消」

日本の食と農、SDGsのために、地域でできる取り組みが「地産地消」。その地域で生産された農畜産物を、その地域内で消費することです。例えばファーマーズマーケットを利用すれば、新鮮な地元の農畜産物に出会えます。また、食材の長距離輸送にともなうCO₂の排出削減につながり、環境への負荷を減らせます。

日本の食と農を未来につなぐ「国消国産」

「地産地消」をはじめ、国産の農畜産物を消費することで、食の安心をすすめていくこと。それが「国消国産」。国民が必要とし消費する食料は、できるだけその国で生産するという考えです。日本の食料自給率はカロリーベースで37%。6割を輸入に頼っており、このままでは、いざという時に心配です。生産者は今、消費者ニーズに応える農畜産物づくりに取り組んでいますが、日本の食を守るためには、国産農畜産物をもっと食べて、農業を応援していくことが重要です。

持続可能な社会を—SDGsにつながる「国消国産」

このまま日本が国内生産を増やさず、食料を海外に依存し続けたらどうなるか。安易に途上国から輸入をすることで、その国の食料を奪う可能性はないのか。「地産地消」「国消国産」をすすめることは、持続可能な食料、農業、地域社会、環境など、SDGsの実現に貢献します。またJAグループは、子ども食堂への食材提供、農業従事者への各種支援、フードロス削減など、さまざまな活動を展開し、SDGsの達成を目指しています。

地域で

- ・地域で生産・地域で消費
- ・「食」や「農業」の理解
- ・食料自給率の向上
- ・地場産への愛着心や安心感

国消国産

- ・食料安全保障
- ・食料自給率の向上
- ・生産基盤の維持・拡大
- ・次世代の担い手確保
- ・多面的機能の維持・増進
- ・環境負荷に配慮した農業
- ・ごはんを中心とした日本型の食生活

持続可能な地域農業地域社会づくり

例えば私たちにできること

- ・国産農畜産物を選んで食べる
- ・ごはん(お米)をもっと食べる

SDGs 持続可能な開発目標

JAグループの取り組み

- 「飢餓をゼロに」
- 子ども食堂やフードバンクへの食材提供
- 「働きがいも経済成長も」
- 農業従事者への各種支援
- 「つくる責任つかう責任」
- フードロス削減
- エシカル消費の推進
- 農業生産における環境負荷の軽減 など

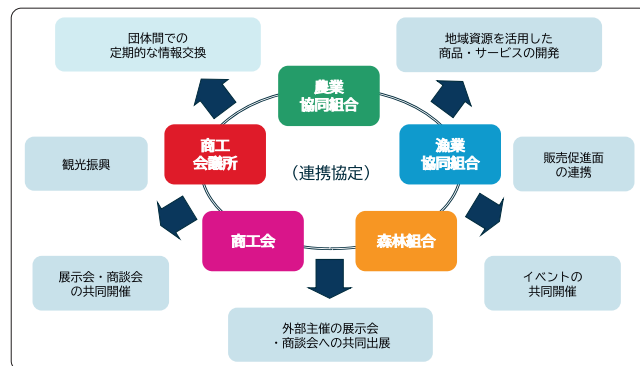
「国消国産」はSDGsの達成に貢献

10月16日は「国消国産の日」

10月16日は1945年に国連食糧農業機関(FAO)が発足した日です。国連はこの日を「世界食料デー」に定め、JAグループは「国消国産の日」として日本記念日協会に登録しました。JAグループは皆さんと共に「国消国産」をすすめ、持続可能な社会の実現を目指していきます。

▶団体間連携による農商工連携等の展開イメージ

資料：令和3年3月 農水省「事例で学ぶ農工商連携」



解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①生産技術の向上と共に販売チャネルの拡大や実需者ニーズの変化に沿った農畜産物の有利販売に取り組む。……………**A B**
- ②JAが農作物を販売する際に適切な価格転嫁が図られるよう、生産者側からも出荷体制の改善や工夫のアイデアを積極的に提案していく。……………**A B**
- ③自らの経営において生産コストの把握と改善を徹底し、コスト指標を活用した価格協議と需要に応じた安定供給に取り組む。……………**A B**
- ④共同販売による販売安定や共同選果、共同購買による効率化・コスト低減・事務負担低減などJA出荷のメリットを理解し、産地化やブランド化を図ることで販売力を強化する。……………**A B C**
- ⑤地域イベントやSNSなどを活用し、消費者に直接訴えかけ、消費者理解を醸成する。……………**A B C**
- ⑥地域の青年組織等の他団体と交流し、農・商・工が連携した取り組みの可能性を模索する。……………**C E**
- ⑦消費者に求められる農畜産物・商品を生産するため、相互の技術交換や合同研修の開催、6次産業に関わる制度や資格等の情報共有や勉強会等により、知識と意識、生産技術の一層の向上に努める。……………**E**

II. JAと一体となった取り組み

- ①国産農畜産物への価格転嫁の消費者理解を得るため、対外に広くアピールを行う。……………**A**
- ②近隣のJA間での集出荷施設の共同利用によるコスト削減や全国各地の産地間リレー等のJA間連携の強化により、農畜産物の安定出荷および価格の安定化を目指す。……………**A B**
- ③JAと連携し、産地ごとの実態を反映したコストデータの整備を進めるとともに、卸売、小売、加工業者等との価格形成の協議を強化する。……………**A B**
- ④マーケットインに基づき卸売市場・仲卸業者・小売業者の各担当者との意見交換の場を設け、新規作物の導入や必要とされる品種、規格等ニーズの変化を的確に捉え、新たな販売先の開拓、販売体制確立を図る。……………**A B C**
- ⑤JA域を越えた共同配送等の物流合理化策等の充実を求める。……………**A B D**
- ⑥加工や販売の知識を持つ職員を育成することにより、より多角的な販売を図る。……………**A B E**
- ⑦「国消国産」を合言葉に、JAは行政や地元商工業者と連携し、アンテナショップ、ホームページ、SNS等で国産農畜産物の販売強化を図る。……………**C**
- ⑧農畜産物の輸出拡大に向け、行政等とも連携しながら、相手国のニーズ調査や流通コストの削減、鮮度保持、検疫対策等に取り組む。……………**C D**
- ⑨JAは農畜産物のブランド化や経営の多角化・複合化を目指す農業者の支援強化策として、加工販売や加工施設の設置をし、6次産業化に積極的に取り組む。……………**C E**

III. 行政に提案・要望すること

- ①コスト指標の迅速な整備と資材価格高騰等への支援措置を講じるとともに、多様な流通形態に対応した制度運用により、生産コストの適正な価格転嫁の実現を求める。……………**A B**
- ②ブランド化や産地の確立に向け、JAや普及センター等との連携による産地独自の新品種開発に更に努めるよう要望する。……………**B E**
- ③輸出拡大に向け、流通・検疫・品質保持・GAP等のコストを低減し、所得増大に資する態勢の構築を要望する。……………**D**
- ④6次産業化にかかる支援内容等の説明会を定期的に開催し、6次産業化に関する情報提供の充実を要望する。……………**E**

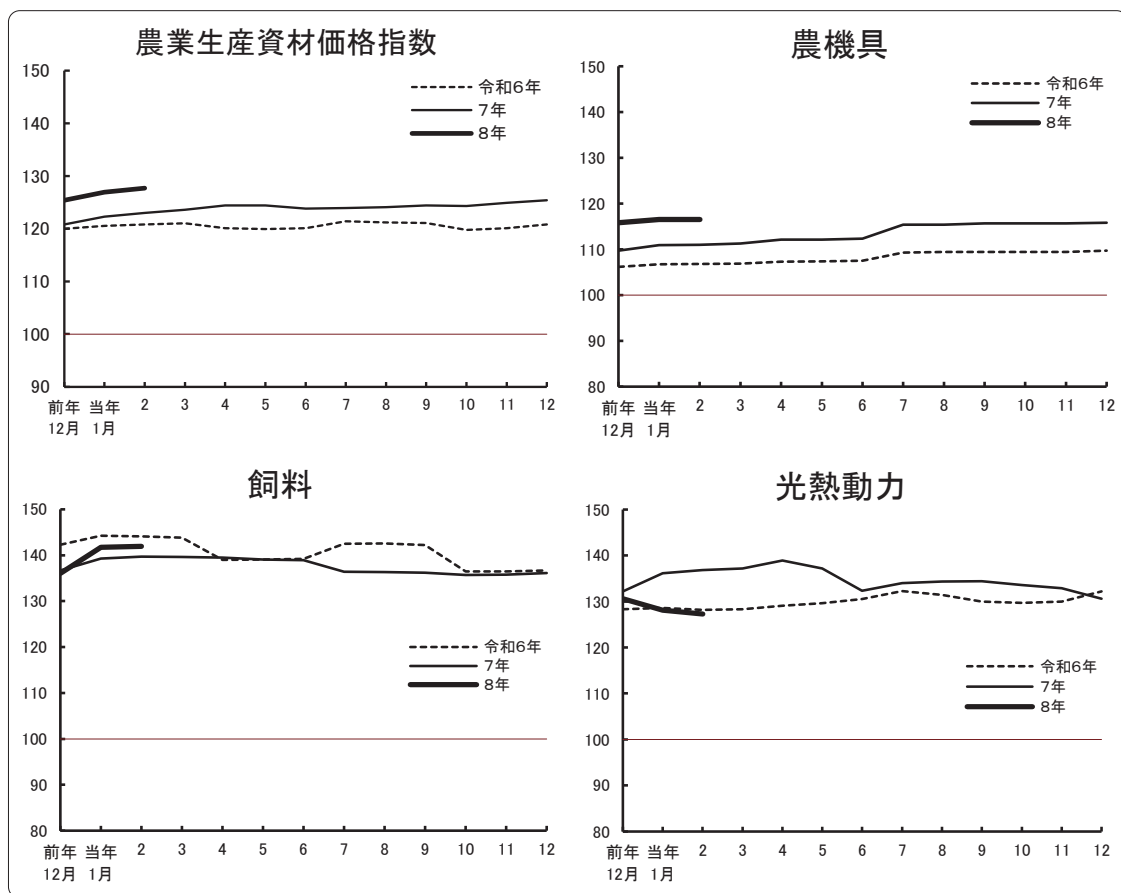
4 生産資材の価格低減と安定供給

課題

ISSUES

- A** 生産資材費の高騰と農畜産物の市場価格の下落、気候変動、不安定な国際情勢の影響により、経営が不安定になりやすい。
- B** 農業施設等の建設において、材料費、工事費とも価格が上昇している。また新技術を採用した資材については高価な場合が多く、導入がしづらい。
- C** JAの資材共同購入において、JA合併によるスケールメリットの効果が十分に出ていない。
- D** 原油価格が高騰・高止まりしている現状の中で、高騰対策や免税軽油制度・農業用A重油の免税措置が廃止されると、農業経営に与える影響は大きい。
- E** 自然災害被害の復旧にかかるハウス資材や施工業者の不足により、営農再開の足かせになる事態が起きている。
- F** 輸送トラック確保や輸送費の高騰が問題となっている。

▶ 主な農業生産資材の類別・月別価格指数の推移(直近3年間)(令和2年=100)



資料：令和7年2月 農水省「農林水産統計 農作物価指数－令和2年基準－」

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 肥料・農薬に関する知識を高め、土壌診断を活用して過剰施肥を防ぎ、農薬の適期散布を行うことで、コスト低減に取り組む。……………**A C**
- ② 農畜産物の流通・価格形成等の販売にかかる仕組みを積極的に学ぶ機会を作る。……………**A F**
- ③ ハウス施設等施工研修会を開催し、技術面・安全面の学習を行うと共に、災害に強いハウス整備に取り組む。……………**B E**
- ④ 品目の転換や、ボイラーやヒートポンプの使用計画の検討を行い、エネルギーの使用量を見直す。…**D**

II. JAと一体となった取り組み

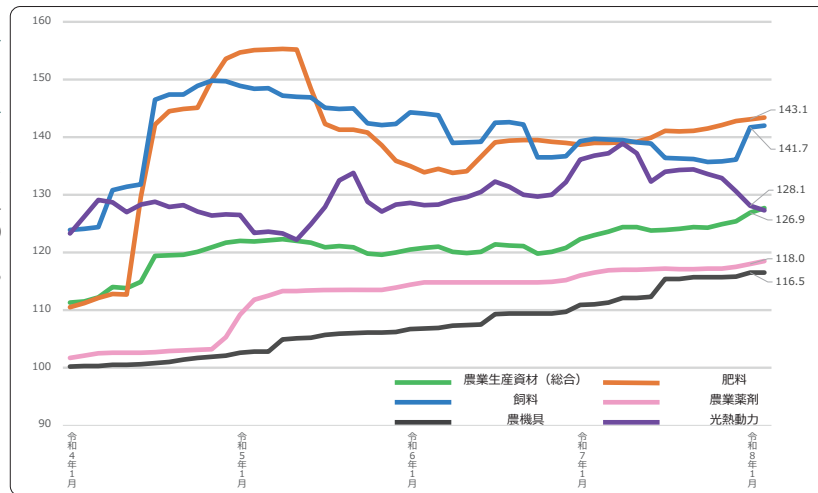
- ① JAグループのメリットを生かし、生産資材の一括共同購入、輸送の効率化によるコストカット、農業機械の共有、リサイクル資材の活用促進や中古・遊休ハウス等の資材・施設情報の共有等、コスト低減に資する事業を積極的に活用し、生産経費の低減を行う。……………**A C**
- ② パイプハウスの価格低減を目的とし、ハウスの標準規格について検討をする。また、情報を発信・共有することで農業者の設置負担軽減につなげる。……………**B C**
- ③ JA青年組織として、JA全農と積極的な対話を行い、生産コスト低減・資材の安定供給等にかかる現場の意見を的確に反映させる。……………**C**
- ④ エネルギー使用量を見直すための事例紹介、学習会を行う。……………**D**

III. 行政に提案・要望すること

- ① JAと普及センター等が情報を共有し、肥料においては施肥コスト・施肥量低減技術の研究、農薬に関してはIPMを活用した技術開発や化学農薬使用料の低減に取り組む。……………**A**
- ② ジェネリック農薬の更なる普及拡大と農薬の作物群登録の加速化に向け、必要な法整備を要望する。…**A**
- ③ 農機購入負担の軽減のため、農機・施設にかかる助成事業の継続と予算の拡充を要望する。……………**A D**
- ④ 自主施工体制の構築に向けて研修制度の拡充を要望する。……………**B**
- ⑤ 農業用燃料免税措置の恒久化と燃油高騰対策支援制度の目標要件の緩和と予算の拡充、また電気動力の高騰対策の新設を要望する。……………**D**
- ⑥ 輸送トラックの確保や輸送費の高騰は、農業分野以外の様々な業界でも課題となっており、課題解決のため行政主導で取り組むよう要望する。……………**F**
- ⑦ 自然災害直後は情報が錯綜しスムーズな連携が取れないため、メーカー・JA・行政一体となって情報共有し、農業生産資材供給が円滑に進むようシステム構築を要望する。……………**E**

▶ 農業生産資材類別価格指数 (令和2(2020)年の平均価格を100とした指数)

資料：農林水産省「農作物価統計調査」よりJA全青協作成
注：1) 農業生産資材(総合・類別)の令和2(2020)年の平均価格を100とした各年各月の数値
2) 令和7(2025)年及び令和8(2026)年は概算値



06 地域農業

重点実施事項

1 地域計画の実行・更新に向けた対応

基本的な考え方

▶ 地域の担い手の不足により、農業の担う多面的機能の維持や地域社会の存続が危ぶまれる。そのため地域計画の実行・更新は、思い描く将来の地域と農地・農業の在り方を実現する重要な取り組みである。

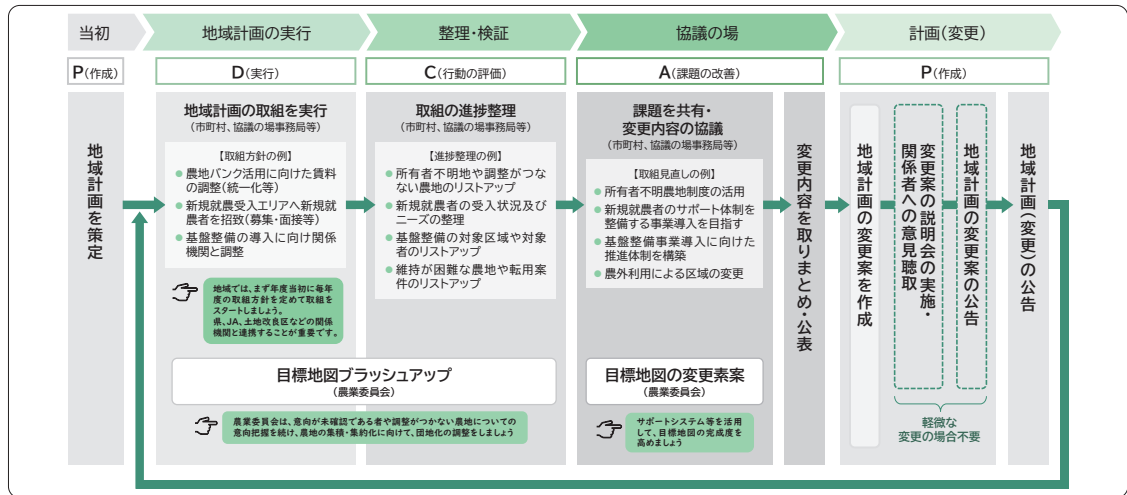
課題

ISSUES

- A** 農地中間管理機構を通じた担い手への農地集約について、農地中間管理事業に対する認識不足等や活用のメリットが少ないことによって、積極的な事業の活用に至っていない。また、手続きが煩雑で、契約や変更にも多大な事務負担が発生する。
- B** 全国的には地域の担い手が高齢化しており、10年後の地域農業の先行きが見通せない。また、後継者を含む農業・農村関係者の当事者意識が欠如しており、話し合いの場に参加できておらず、地域計地域計画の実行・更新の妨げとなる懸念がある。
- C** ある一部の担い手に耕作地が集中し、受け手が足りなくなっている。
- D** 地域農業部会で行った令和6年度のアンケートの結果、JA青年組織の各県代表者は地域計画を理解できているが、農業者全体ではいまだに十分な理解が進んでいない。
- E** 地域計画は令和7年3月を期日に多くの地域で策定されたが、現状維持の計画や、将来の担い手が不明な計画、また策定の際に参集された人に偏りも多く、将来の姿をしっかりと見据えて策定されたものが少ない。
- F** 地域計画策定後、少ない人数で広大な農地を維持・保全しなくてはならない。策定された地域計画を着実に実行するためにも、品目転換も視野に入れつつ農地の集約を進めなければならない。

▶ 地域計画の変更フロー

資料：令和8年2月 農水省「地域計画変更マニュアル」



解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 地域営農に精通する機関・人物(JA、地域自治区、農業委員、農地利用最適化推進委員、土地改良区、農事組合法人等)と情報共有を行い、地域の現状を把握する。……………**A D**
- ② 地域計画の実行・更新は、担い手に非常に重要であるため、自らが農業委員や農地利用最適化推進委員を担う事や、盟友主導でモデル地域づくりを進める等、地域計画の実行・更新に主体的に取り組む。加えて、行政・JA・関連機関と積極的に情報の共有を行い、より良い地域計画に更新していく。……………**B E F**
- ③ 次世代の担い手や後継者が10年先を見据えた議論ができるよう、ファシリテーターの学習会(リーダー育成)を実施し、JA青年組織の盟友が話し合いの場において世代間の繋ぎ役を果たす。……**B**
- ④ 「地域計画の実行・更新に向けた支援・取り組み」についての勉強会を開催し、担い手農家、若手農家の理解を深める。……………**B C D**

II. JAと一体となった取り組み

- ① 地域計画の実行・更新を進めやすくするために、JAは行政や農業委員会、土地改良区や地域の営農組合・水利組合等の関連機関と連携し、話し合いの繋ぎ役となる。……………**B**
- ② 地域農業の担い手を育成することがJAや地域にとって必要であり、農地の受け手である新規就農者の育成・支援に取り組むと共に、地域の担い手の法人化等を積極的に支援する。……**C**
- ③ JAは地域計画に基づいた地域の担い手に対し、JAグループで情報共有を行った上で、地域農業振興計画を策定し、設備や資金等を含め、地域に根差した営農指導を積極的に行う。……**C**
- ④ JAは地域計画の更新について勉強会を実施し、新規就農者やJA職員へも講習を行う。……………**D E**
- ⑤ JAは地域計画の更新・実行にむけて、行政と共に担い手・JA青年組織等と協力して、地域の農地の保全に努める。……………**E**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 農地中間管理機構が、より積極的に農地の貸借や集積に関与できるよう、また事務負担の軽減や、活用メリットの広報もあわせて、制度と体制の改善を進めるよう要望する。……………**A**
- ② 耕作放棄地の再生利用のための支援の拡充を要望する。……………**A C**
- ③ 地域計画の中に、ハザードマップ等に基づいた危険情報も含めて農地利用の要件化をするよう要望する。……………**B**
- ④ 地域農業を持続させるために、地域の担い手(新規就農者を含む)の明確化にあたっては、地域計画マニュアルにも明記されているように、多くの地域関係者の意見を取り入れられるように取り組むことを要望する。……………**B**
- ⑤ 地域計画の実行・更新には、農業者・地域住民に対して多面的機能の観点からも地域農業の維持・承継の重要性を周知するよう要望する。……………**B**
- ⑥ 地域の担い手は、より負担が増すことが考えられるため、事業や制度面だけでなく、集約の効果等が分かる全国の優良事例を紹介する等、地域の担い手に寄り添う支援を要望する。……**C**
- ⑦ 地域計画の実行・更新について、地方行政・農業者・地権者をはじめとした幅広い農業関係者へ、理解促進と円滑な更新に向けた地域計画についての説明会拡充を要望する。……………**D E**
- ⑧ 地域計画の策定・更新に携わる人員の拡充等、今後の地域計画の実行・更新に向けて、万全な体制づくりと継続的な支援を要望する。……………**E**
- ⑨ 地域計画の着実な実行に向け、より多くの地域で使える基盤整備等の施策や予算の拡充を要望する。……………**F**

2 中山間地農業

基本的な考え方

▶中山間地域は国土の約7割を占め、また耕地面積や総農家数、農業産出額の割合もそれぞれ全国の約4割を占める。国土の保全と多面的機能の維持、農業生産基盤を確保するため、中山間地域の農業を守ることが重要である。

課題

ISSUES

- A**過疎化・高齢化の傾向が強く深刻な問題となっている。その為、担い手の減少や耕作放棄地の増加により、農業が果たしている多面的機能の維持が困難な状態である。
- B**圃場面積の小ささや畦畔の多さ・急勾配、鳥獣害の多さなど、平場と比較して条件不利地が多い為、膨大な労力とコスト、鳥獣害による損失が発生し、経営を圧迫している。またスマート農機等を導入しにくい場合がある。
- C**地形条件から圃場の大区画化が難しく、基盤整備事業の活用が難しい場合がある。また、作業の抜本的な効率化を図りにくい。
- D**農業用ため池や用水路等の農業水利施設の老朽化が著しく進んでおり、また高齢化・担い手の減少により、その維持・管理の継続が危ぶまれる状況となってきている。

▶農業・農村の有する多面的機能



資料：農水省HP 農業・農村の有する多面的機能

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①農業が果たしている多面的機能の重要性和中山間地域の魅力について、SNSやグリーンツーリズム(農泊)などを活用し広く発信すると共に地域の教育現場に入り、理解を醸成する。…**A**
- ②地域計画や活性化計画、中山間地直接支払制度等についての理解を深め、積極的に話し合いの場に参画・リーダーシップを担い、将来の担い手への集約化等、効果的な計画づくりとその実行・見直しを推進する。……………**A B C D**
- ③限られた農地や気候特性を活用した作付けや栽培方法に取り組むとともに、ドローンなどスマート農機等、中山間地でも使える技術を有効活用することで、収益性の最大化を目指す。……………**B C**

II. JAと一体となった取り組み

- ①JAは地域の担い手の育成と支援を進めると共に、広域連携組織が必要であり、人・地域の懸け橋となる。……………**A B**
- ②JAは生産者とのマッチング、共同作業受託や戦略作物推進、機械の貸出や共同購入推進、修理等アフターサービスの向上等、地域のニーズに合わせた積極的な事業展開を行い、耕作放棄地の減少に取り組む。……………**A B**
- ③JAは中山間地域に対応したスマート農業の確立のため、農業者とのパイプ役となり、公共機関や各種メーカーへの情報発信や実地試験等に積極的に協力し取り組む。……………**B**
- ④中山間地域の農産物について、中山間地域を維持していく意義、重要性を訴えたり、限られた土地や環境、歴史、栽培方法や品質等の付加価値をアピールポイントするなど、しっかりとしたブランディングを行い、高単価で販売できるよう取り組む。……………**B**

III. 行政に提案・要望すること

- ①中山間地での条件不利地でも対応できる品目の選定・新たな品目導入に対する支援を要望する。……………**A B C**
- ②地域計画の実行・更新の重要性を広く周知すると共に、集落や地域の枠を越えた広域的な計画として円滑に取り組めるよう要望する。……………**A B D**
- ③国土保全の観点から中山間地を守る農業者の現状(人手不足等)を把握した上で、中山間地域等直接支払制度の充実化と実態を踏まえた要件の見直し、事務負担軽減を図ると共に、多面的機能の重要性への理解促進を図るよう要望する。……………**A C D**
- ④中山間地域に適したスマート農機等の開発・導入に向けた支援を充実させるよう要望する。……………**B C**
- ⑤農業水利施設の補修や更新等に活用できる事業の行政負担割合の増加と計画的、継続的な支援を要望する。……………**D**

▶中山間地域の分布状況(2005年)

全国	農業集落数	面積(千ha)
都市	30,939(22%)	4,401(12%)
平地	36,226(26%)	5,592(15%)
中間	45,974(33%)	11,986(32%)
山間	26,326(19%)	15,184(41%)

注：農業地域類型の面積割合は、農林業センサスの旧市町村総土地面積を用いて算出しており、総土地面積に含まれない水面等を含まない。

北海道	農業集落数	面積(千ha)
都市	993(14%)	615(8%)
平地	2,707(37%)	1,690(22%)
中間	2,062(28%)	2,546(33%)
山間	1,563(21%)	2,977(38%)

東北	農業集落数	面積(千ha)
都市	2,125(12%)	340(5%)
平地	6,140(35%)	1,132(17%)
中間	6,127(35%)	2,313(35%)
山間	3,237(18%)	2,901(43%)

北陸	農業集落数	面積(千ha)
都市	1,632(15%)	187(7%)
平地	3,785(34%)	392(16%)
中間	3,919(36%)	1,049(42%)
山間	1,692(15%)	892(35%)

近畿	農業集落数	面積(千ha)
都市	3,264(30%)	573(21%)
平地	1,707(16%)	196(7%)
中間	3,361(31%)	672(25%)
山間	2,517(23%)	1,230(46%)

中国	農業集落数	面積(千ha)
都市	4,053(21%)	362(11%)
平地	1,748(9%)	137(4%)
中間	8,376(42%)	1,144(36%)
山間	5,561(28%)	1,548(49%)

九州	農業集落数	面積(千ha)
都市	4,125(17%)	521(12%)
平地	6,563(27%)	617(15%)
中間	10,800(44%)	1,829(43%)
山間	3,115(13%)	1,251(30%)

四国	農業集落数	面積(千ha)
都市	2,410(22%)	163(9%)
平地	2,103(19%)	115(6%)
中間	3,591(32%)	507(27%)
山間	2,979(27%)	1,096(58%)

東海	農業集落数	面積(千ha)
都市	4,515(39%)	584(20%)
平地	2,262(19%)	245(8%)
中間	2,268(19%)	607(21%)
山間	2,643(23%)	1,490(51%)

関東	農業集落数	面積(千ha)
都市	6,392(35%)	886(28%)
平地	7,999(43%)	888(28%)
中間	2,829(15%)	708(22%)
山間	1,188(6%)	733(23%)

東山	農業集落数	面積(千ha)
都市	1,061(17%)	110(6%)
平地	1,005(16%)	125(7%)
中間	2,518(40%)	557(31%)
山間	1,784(28%)	1,011(56%)

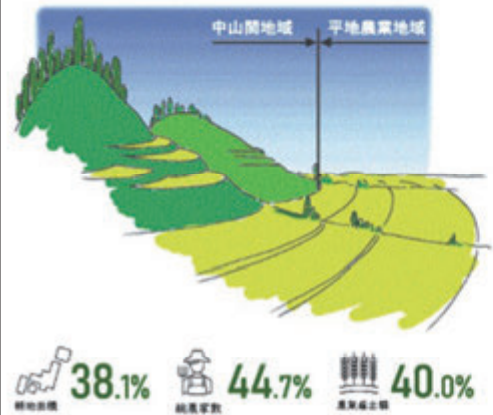
沖縄	農業集落数	面積(千ha)
都市	369(49%)	61(27%)
平地	207(28%)	56(25%)
中間	123(16%)	54(24%)
山間	47(6%)	56(25%)

■ 中間農業地域
■ 山間農業地域



I-② 令和4年6月
農水省HP 地域計画と活性化計画の一体的推進

▶中山間地域とは



中山間地域の主要指標(令和2年)

区分	全国(A)	中山間地域(B)	割合(B/A)
(ア)人口	1億2,615万人	1,336万人	10.6%
(イ)総土地面積	3,780万ha	2,412万ha	63.8%
(ウ)耕地面積	437万ha	167万ha	38.1%
(エ)総農家数	175万戸	78万戸	44.7%
(オ)販売農家数	103万戸	44万戸	42.6%
(カ)農産物産出額	8兆9,557億円	3兆5,856億円	40.0%

資料：農林水産省統計部「2020年度農林業センサス」((イ)総土地面積、(エ)総農家数、(オ)販売農家数)
農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」((ウ)耕地面積)
農林水産省「令和2年生産農産物産出統計」((カ)農産物産出額)
総務省「令和2年国勢調査」((ア)人口)

- ※1 中山間地域(B)の県の区分に用いる農業地域類型区分は、農林統計に基づく区分(令和5年3月改定)。
- ※2 「(ウ)耕地面積」、「(カ)農産物産出額」の中山間地域(B)の値は、農林水産省農村振興局地域振興課の推計値。
- ※3 「(ア)人口」の中山間地域(B)の値は、農林水産省「地域の農業を育て・知って・活かすD8」を基に、農林水産省農村振興局地域振興課が推計。
- ※4 「(イ)総土地面積」の中山間地域(B)の割合は、市区町村別の総土地面積を用いて算出しており、北方四島や境界未定の面積を含まない。
- ※5 全国(A)及び中山間地域(B)の値は四捨五入後の数値であり、割合(B/A)は四捨五入前の数値から算出しているため、表の数値で計算すると一致しない場合がある。

資料：農水省HP 中山間地域等について



3 離島農業

基本的な考え方

▶ 離島地域の課題について理解を深める必要がある。特に国境離島としての位置付けは極めて重要で、離島の存在により我が国が国土のおよそ12倍にあたる管轄水域(領海と排他的経済水域をあわせた水域)を領有するに至っており、これからも離島に人が住み続けるために、基幹産業として農業を振興し島の魅力を発信していく必要がある。

課題

ISSUES

- A** 離島における物資の供給および農畜産物等の出荷は、船舶に依拠せざるを得ず不利な状況にある。台風前後の高波による長期欠航で、家畜飼料をはじめ必要な資材供給が寸断され、また農畜産物を出荷できず廃棄せざるを得なくなる等、被害発生に繋がる。そのほか、復旧が遅れる原因にもなる。
- B** 島外との運送費が高く、また島内に整備工場や車検場が無いことが多く、島外車検に伴う車両航送料等の面でも経営を圧迫している。
- C** 離島において第一次産業(農業等)が衰退し人口が減少すると、管轄水域(領海や排他的経済水域を合わせた水域)が脅かされることにもつながりかねず、産業のみならず安全保障上(国境)にも支障をきたす恐れがある。
- D** 離島農業は栽培できる品目が限られている。離島農業が衰退しないためにも、離島の農畜産物は価格が安定しなくてはならない。



解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 離島課題を全国の盟友で共有した上で課題解決に取り組む。また地域ではJF漁協青年部等の関係するJA青年組織と連携し、島を盛り上げるイベント等に積極的に取り組むことで、島の第一次産業の維持に努める。……………**AB**
- ② 輸送経費削減に向けて、予約購買や共同購入比率を高め、一定期間資材を保管できる倉庫設置に努める。……………**AB**
- ③ 離島地域では、その地理的特異性により全国的な知名度を持つことが多い。改めて地域の歴史や伝承など、盟友間で勉強会などを通じて情報共有し、農畜産物のブランディングに努める。……………**AD**
- ④ ふるさと納税制度を活用し、農畜産物のブランディングや地域の広報に取り組むとともに、再生産可能な価格転嫁に努める。……………**AD**
- ⑤ 島外での物産イベントでのPR活動だけでなく、インターネットやSNSを活用し、島の魅力をより多くの人に伝え、観光客にとどまらず、グリーンツーリズム(農泊)やワーケーション等の取り組みを通し、移住者の増加と共に労働力確保に繋げる。……………**C**

II. JAと一体となった取り組み

- ① 農畜産物のお荷のリスクを軽減するため、予冷倉庫等の設置を進めると共に、地産地消を推進する。……………**A**
- ② 資材を保管できる倉庫の設置・予約購買や共同購入比率を高める。……………**AB**
- ③ JAはJA青年組織、行政と連携し、ふるさと納税制度などを活用し、地域的特性を生かした農畜産物のブランディングを促進する。……………**AD**
- ④ 共選・共販を進め、輸送経費の低減に努める。……………**B**
- ⑤ JAは自治体等と連携し、住込みバイトの受入れ施設の運営等を進め、グリーンツーリズム(農泊)やワーケーション等、観光需要を絡めた人材確保と、地域の活性化を図る。……………**C**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 国境離島としてこれからも農業を営み島に住み続けるため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の充実を要望する。……………**ACD**
- ② 離島地域の地理的不利性は他地域と比べて特筆すべきであり、中山間地域等直接支払交付金の区分においては特認基準を設定し、離島地域全域で急傾斜に準じた交付単価に設定するよう要望する。……………**ACD**
- ③ 車検出張検査の対象離島の拡大と回数の拡充、フェリー等の車両航送料の補助制度の創設等を要望する。……………**B**
- ④ 離島農業の経営を成り立たせるため、島外との運送費・運送資材に対する助成や鮮度保持技術活用に対する助成、資材安定確保のための大型倉庫設置・拡充、農業用施設の新設・補修に対する助成等、不利な経営環境の解消に加え、所得補償制度を要望する。……………**BC**
- ⑤ グリーンツーリズム(農泊)やワーケーション等を受け入れる態勢や航路・航空路運賃の低廉化のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の対象範囲の拡大を要望する。……………**C**
- ⑥ 甘味資源作物の再生産に向けて甘味資源交付金の安定確保と、糖価調整制度の堅持および制度運営に万全な予算確保を要望する。……………**D**

▶ 有人国境離島法(H28.4成立(議員立法)H29.4施行)関連施策



海上保安庁作成地図を基に内閣府総合海洋政策推進事務局が作成

保全に関する施策(有人国境離島地域)

- ① 国の行政機関の施設の設置
 - 戦略的海上保安体制構築、自衛隊部隊の増強等
- ② 国による土地の買取り等
 - 国の行政機関の施設の設置等に必要な土地の買取り等
- ③ 港湾等の整備
 - 活動拠点としての機能を維持する上で重要な港湾、漁港、空港及び道路の整備
- ④ 外国船舶による不法入国等の違法行為の防止
 - 戦略的海上保安体制構築
 - 自衛隊の装備品の能力向上等
 - 漁業者と協力し外国漁船の違法操業への監視等
- ⑤ 広域の見地からの連携
 - 災害等を想定し、本土も含めた関係機関が連携した訓練の実施

地域社会の維持に関する施策(特定有人国境離島地域)

- ① 航路・航空路運賃の低廉化
 - 住民運賃の低廉化
- ② 物資の費用の負担の軽減
 - 農水産品等の出荷等に係る輸送コストの低廉化
 - ガソリン流通コストへの支援を継続
- ③ 雇用機会の拡充
 - 創業・事業拡大等の促進
 - 滞在型観光の促進
 - 農林水産業の再生
- ④ 安定的な漁業経営の確保
 - 漁業者等が行う外国漁船の調査・監視

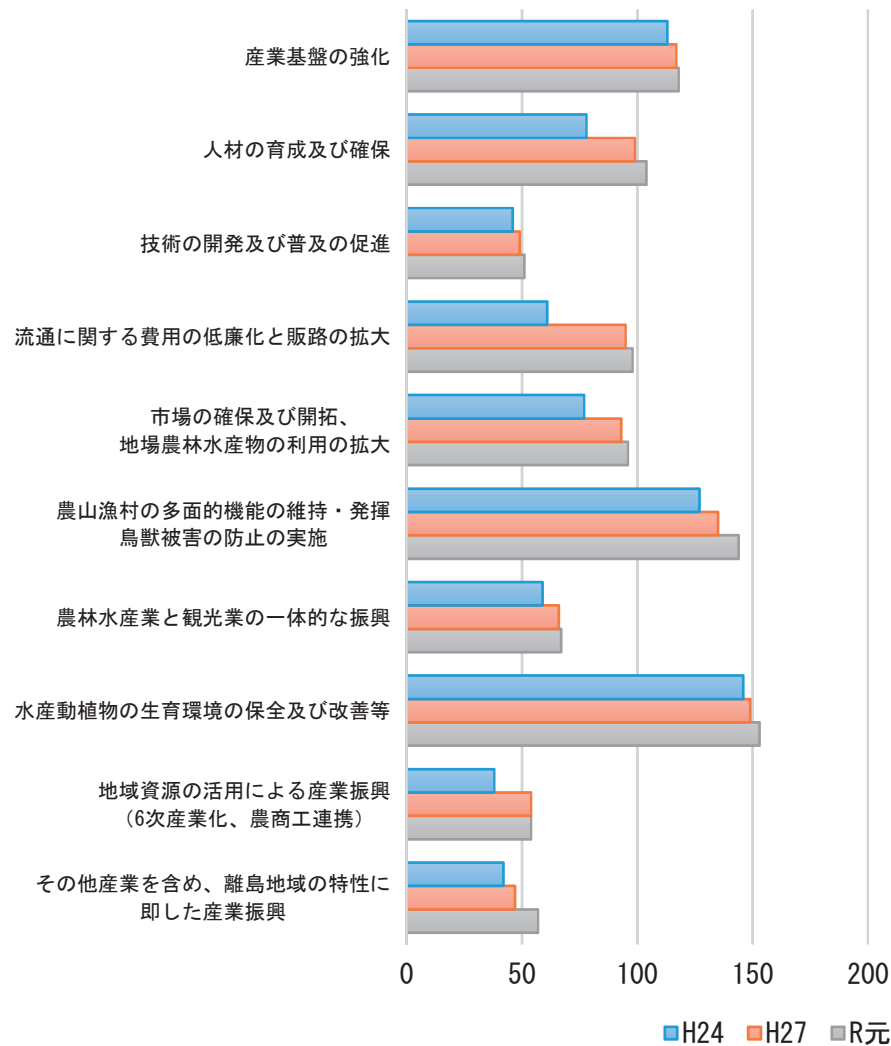
国による財政上の措置

- 内閣府総合海洋政策推進事務局にて、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金制度(平成30年度当初予算50億円)などにより住民運賃低廉化、農水産品等の輸送コスト低廉化、創業・事業拡大等の促進、滞在型観光の促進を支援。
- 関係府省庁にて、各施策を支援する予算をそれぞれ措置。

資料：平成30年5月 内閣府「海洋基本計画に関する参考資料」

▶ 離島振興計画の進捗状況等

(農林水産業の振興に向けた取組状況の推移(離島数))



(地域の取組内容の例)

- ・ 農道整備を行い遊休農地の活用
- ・ 漁港整備により水産物の流通機能の強化
- ・ 農産物の効率的・安定的な生産体制確立のための機械導入
- ・ 活魚や鮮魚等の移出及び地元産品用の飼料・餌料の移入費の軽減
- ・ 漁業と観光の連携促進による地元魚種のブランド戦略の展開
- ・ イノシシ等を有害鳥獣捕獲
- ・ 水産物産卵場の造成、資源管理の実施
- ・ 島の魅力の発掘や磨き上げと情報発信

(自治体から示された主な課題)

- ・ 新たな漁業従事者の定住に必要な住居の確保
- ・ 漁港の維持・管理に要する費用負担の増大
- ・ 農水産業の後継者の育成などの人材の確保
- ・ 戦略産品以外の出荷物の輸送費の負担
- ・ 新たな取組や集落活動を牽引する人材の確保
- ・ 増加する鳥獣害の防除対策
- ・ 高齢化及び人口減少による継続的な保全活動

資料：令和3年6月 国土交通省「離島振興計画フォローアップ(最終版)」

4 都市農業

基本的な考え方

- ▶市街化区域農地は全国に約5.8万ha(令和4年現在)であり、相続等を原因に毎年2〜3千haずつ減少しているが、身近な農業体験の場や災害時の防災空間等、都市農地の多様な機能を評価し、農のある暮らしを求める声が高まっていることから、都市における農地を守る必要がある。
- ▶相続税や固定資産税等、都市農地に対する課税に対し、JA全青協では1970年代より私たちの営農と生活を守る取り組みを進め、都市農地における相続税納税猶予制度をはじめ、成果を勝ち取ってきており、引き続き取り組みを進める必要がある。
- ▶平成27年4月に成立した都市農業振興基本法に基づき、平成28年5月、国の都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農業の多様な機能が農業政策・都市政策の両面から高く評価された。一方、都市農業振興に向けた具体的な取り組みの実践は、各地方公共団体が策定する「都市農業振興地方計画(以下「地方計画」)」が鍵を握るが、その策定は努力義務となっているので策定を働きかけていく必要がある。
- ▶特定生産緑地制度について引き続き周知を行っていくとともに、2032年の指定延長の更新に向けた準備を行う必要がある。
- ▶平成30年9月には都市農地の貸借円滑化に関する法律が施行され、都市農地の保全と利活用にとって大きな前進となり、引き続き活性化に繋がる取り組みが必要である。
- ▶都市農業は農業者と消費者との距離の近さから全国に先駆けたPRなど、農業への理解醸成に大きな役割が期待できる。そのため都市農業の多面的機能について学び、課題や役割を共有することでそれぞれの地域活性化の手がかりとする必要がある。

課題

ISSUES

- A**市街化区域農地の過半数を占めている地方圏(三大都市圏特定市を除く地域)の市街化区域農地は、関係者の理解を得ることがネックとなり大多数の自治体で生産緑地制度が導入されていない。年々固定資産税等の負担が増す中、やる気があっても農業経営の継続が困難な状況に追い込まれている。
- B**平成27年適用の相続税法改正等によって相続税の負担も増えており、ますます相続時に農地を手放さざるを得ない状況になることが危惧されている。
- C**効率的な農業を進めるための集約が難しく、農業を続けていくに際して、相続税・固定資産税等の負担が大きい。また、都市農業を次世代につないでいくために、担い手の経営を支援する制度が必要不可欠である。
- D**都市農地の多面的機能の認識不足や農業そのものに対する理解不足を要因として、農業散布や農作業時の騒音・土埃の発生等に地域住民の理解が得られず、苦情に発展する。
- E**有事の場合に、防災協力農地における井戸水や生産している農産物の近隣住民への提供、避難者の受入れ、農地での炊き出し等の協力を行う際の耕作者の経営損失への補償が十分ではない。
- F**都市農地の貸借円滑化に関する法律が施行されたことにより、都市農地の貸借の手続きが簡素化され借りやすくなった。貸借をより一層進めるため、貸し手側の理解促進やマッチングの強化を図る必要がある。

- G**農業者の減少によって農業用水路の維持管理の負担が増し、生活排水路もあるにかかわらず水路掃除や改修等が農業者のみ経営を圧迫している。
- H**都市農地が地域の公共空間と見られ、所有意識の薄い住人の立ち入りや農産物の盗難が多いが、地域住民との関係性により被害を訴えずらい。

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①都市農業振興のために整備されている法制度や税制について、令和2年度JA全青協都市農業部会が作成した生産緑地制度導入にかかる手引きを活用して勉強会を開催する等、盟友間で共有し積極的に活用する。また地域活動を通し住民との理解の醸成を図り、生産緑地制度導入のサポーターを獲得する。……………**ABC**
- ②特定生産緑地制度の2032年の更新に向け、「都市農業振興基本計画」を盟友間で共有し、都市農業が発揮する多様な機能やその安定的な継続を図るため、盟友が地域のファシリテーターとなり担い手、貸し手側ともに周知を行う。……………**ABCF**
- ③周辺環境を考慮した営農形態・作業技術の確立のほか、直売や学校給食等を通じて、新鮮で安全な農畜産物を地域に提供することにより、地域住民の農業理解に努める。……………**DGH**
- ④災害発生時に都市住民の一時避難先としての使用を認める「防災協力農地」の指定拡大に取り組む。有事の場合には、井戸水や生産している農産物を近隣住民に提供し、農地において炊き出しを行う等の機能発揮を率先して果たす。……………**E**
- ⑤農業用水路が持つ多面的機能を理解するとともに地域への周知を行い、洪水防止や文化継承の観点から行政と共同で維持管理できるよう協議する。……………**G**

II. JAと一体となった取り組み

- ①JAは生産緑地制度導入に対して、国会議員、県・市区町村議員、市区町村の担当者等と意見交換の場を作る。……………**A**
- ②特定生産緑地制度の2032年の更新に向け、高齢農業者に対し、JAは資産管理や農地継承について相談機能を発揮する必要がある。……………**ABCF**
- ③市街化区域において、農地を残すために必要な情報提供、相続事前準備、事業承継、新規就農支援等にJAが中心となり取り組む。生産緑地制度導入の成功事例等に関してJA間での横展開を積極的に行う。……………**C**
- ④都市農地の貸借円滑化に関する法律を活用して意欲ある担い手に農地を集約できるようJAが相談機能を発揮し、貸し手・借り手双方の不安要素を減らすことが必要である。……………**CF**
- ⑤JAは、都市農業・都市農地の機能は、市民の快適でより良い暮らしを支える観点から都市に必要不可欠であるとの価値を積極的に発信していく。……………**DGH**
- ⑥食農教育活動の担い手として、JAと一体となって、地域の教育機関等のネットワークづくりに取り組む。……………**D**
- ⑦JAは、体験農園や観光農園、福祉農園、援農ボランティア等、市民が農業と触れ合う機会をつくり、農業に対する理解を深めてもらい、農業振興の応援団を作る。……………**DH**

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

- ① 地方自治体は、都市農業振興基本計画の実践に必要な「地方計画」を可能な限り早期に策定するよう要望する。また、都市部における営農継続に不可欠な生産緑地制度について現在制度がほとんど導入されていない地方圏や三大都市圏の特定市以外の市町村において積極的な活用を検討するよう要望する。また国は、農林水産省・国土交通省が連携して、特に固定資産税・都市計画税負担の高い地方自治体等に対し、「地方計画」の策定や生産緑地制度の活用・周知を働きかけるよう要望する。-----A
- ② 自治体によっては生産緑地の再指定および追加指定、下限面積の緩和が認められていない現状があるため、制度の柔軟な運用を促すよう自治体に対し働きかけを行うことを要望する。-----A
- ③ 都市農業振興基本法は成立したが、未だ地方計画の運用ができていない都市が多く見られる。自治体によっては法律施行に併せて予算化されている等の事例もあるため、横展開できるよう地方自治体に対して働きかけを要望する。-----A
- ④ 特定生産緑地制度の2032年の更新に向け、農地貸借をより促進させるため、東京都で施行されている「農地長期貸借促進奨励事業」のように、貸し手側にインセンティブが支払われる制度が施行されるよう市街化区域の行政へ要望する。-----A B C F
- ⑤ 貴重な都市農地をできるだけ減らさず、農業後継者に引き継いでいけるよう、相続税納税猶予制度や相続税法定相続分課税方式の堅持を要望すると共に、相続税納税猶予制度では終身営農ではなく期限の設定を要望する。-----B C
- ⑥ 屋敷林は相続税納税猶予制度の適用対象となる農地に含まれておらず、その納税のために他の農地を売却して納税資金を確保することによって農地減少に繋がっている現状がある。こうした課題に対し小規模宅地等の特例を活用できるか現行事業用地の限度面積である500㎡(区市町村が条例で300㎡まで引下げ可能)では農地減少に歯止めがかからない状況であることから面積の拡充を要望する。-----B C
- ⑦ 「防災協力農地」に指定された場合、有事の際に市民の安全確保や復旧活動によって作付けした農作物の商品価値が落ちることが想定されることから、経営損失に対する所得保障や原状回復にかかる費用等の補償制度の創設を要望する。-----E
- ⑧ 都市農地貸借円滑化法は、貸借が同一区市の中で行われることを軸に制度がつくられており、借り手希望者、貸し手希望者が異なる区市に存在する場合のマッチングが個人情報保護等の面から難しい状況がある。
生産緑地においても、農地中間管理機構のように区市に跨る農地貸借が進められるよう制度の構築を要望する。-----F
- ⑨ 行政は、市街化区域における農業用水路の多面的機能を発揮するため、住民へ維持管理についての理解促進を図るとともに、維持管理について支援するよう要望する。-----G

▶市街化区域農地の10a当たり固定資産税(平均額)の比較(2021年)

＜地方圏・上位10市町村＞			
順位	都道府県名	市町村名	固定資産税 (円/10a)
1	静岡県	長泉町	205,233
2	神奈川県	開成町	201,206
3	愛知県	幸田町	192,000
4	京都府	大山崎町	191,545
5	愛知県	豊山町	188,967
6	神奈川県	二宮町	178,692
7	神奈川県	松田町	178,538
8	愛知県	蟹江町	175,876
9	愛知県	扶桑町	175,234
10	神奈川県	大磯町	173,251

＜三大都市圏特定市・下位10市町村＞			
順位	都道府県名	市町村名	固定資産税 (円/10a)
1	奈良県	宇陀市	13,305
2	千葉県	印西市	13,900
3	千葉県	富津市	19,497
4	三重県	いなべ市	21,811
5	大阪府	泉南市	24,388
6	大阪府	阪南市	24,570
7	奈良県	五條市	25,547
8	大阪府	泉佐野市	28,982
9	奈良県	御所市	30,849
10	京都府	南丹市	31,019

(注) 固定資産税額は、標準税率1.4%とした計算値であり、実際の税額と異なる場合がある。都市計画税は含まない。
資料：総務省「令和3年度固定資産の価格等の概要調査」を基に全中、(株)コアシス社作成

▶都市農地の保全に向けた対応

- 市街化区域内にあつて「**保全する農地**」と区分された農地については、平成3年以降、**生産緑地地区として指定**され、生産緑地法に基づき長期間農地としての管理が求められることとなった。このことを受け、市街化区域内にあつても生産緑地については、**効用が短期なものに限定せず農業施策を実施**できることとなった。

○生産緑地法の概要

○生産緑地地区の指定要件

- ① 良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
- ② 500㎡以上の規模の区域(市区町村の条例で300㎡まで引下げ可)
- ③ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるもの

○行為の制限、土地の買取り申出等

- ① 使用収益権者に農地としての管理を義務づけ
- ② 農林漁業を営むために必要となる施設の設置等に関し建築等が許可
- ③ 主たる従事者が死亡等の理由により従事することが出来なくなった場合、又は告示日から30年経過後、市町村長に買取り申出可能
- ④ 買取り申出の日から3か月以内に所有権の移転が行われなかった場合、行為制限が解除

○特定生産緑地制度(平成30年4月1日施行)

- ① 生産緑地地区の指定から30年経過後は、所有者の同意を得て買取り申出時期を10年ごとに延長できる
- ② 特定生産緑地の指定は、生産緑地地区指定から30年を経過する前に申し出なければならない

○市街化区域内農地の区分別面積(令和6年)

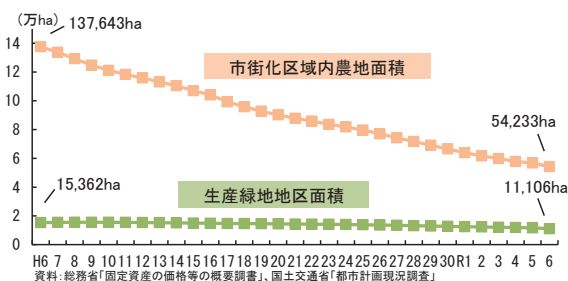
	三大都市圏 特定市	左以外の 都市	計
生産緑地以外	8,955 ha (16.5%)	34,172 ha (63.0%)	43,127 ha (79.5%)
生産緑地	10,966 ha (20.2%)	139 ha (0.3%)	11,106 ha (20.5%)
計	19,922 ha (36.7%)	34,311 ha (63.3%)	54,233 ha (100.0%)

当面の営農継続に必要な効果が短期な農業施策のみ実施

効用が短期なものに限定せず農業施策を実施可能

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査(令和6年)」、国土交通省「都市計画現況調査(令和6年)」

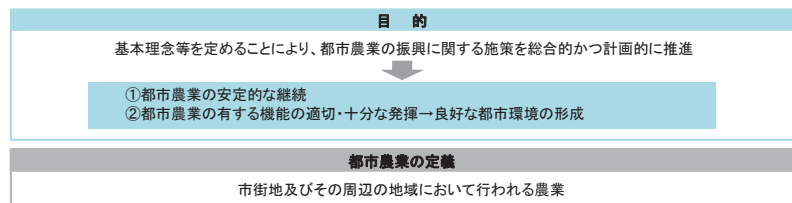
○市街化区域内農地面積の推移



資料：令和8年2月 農水省「都市農業をめぐる情勢について」

▶都市農業振興基本法の概要

- 平成27年4月には、**都市農業の安定的な継続**を図るとともに、**多様な機能の適切かつ十分な発揮**を通じて**良好な都市環境の形成**に資することを目的として**都市農業振興基本法**が制定された。



施策推進のための三つのエンジン

基本理念	国・地方公共団体の責務等	都市農業振興基本計画等
◆都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全 ◆人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存 ◆都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解	◆国・地方公共団体の施策の策定及び実施の責務 ◆都市農業を営む者・農業団体の基本理念の実現に取り組む努力 ◆国、地方公共団体、都市農業を営む者等の相互連携・協力 ◆必要な法制上・財政上・税制上・金融上の措置	◆政府は、都市農業振興基本計画を策定し、公表 ◆地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定し、公表

国等が講ずべき基本的施策

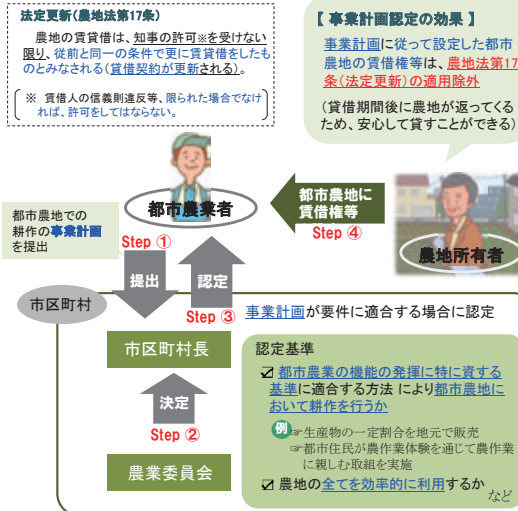
- ① 農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保
- ② 防災、良好な景観の形成、国土・環境保全等の機能の発揮
- ③ 的確な土地利用計画策定等のための施策
- ④ 都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置
- ⑤ 農産物の地元における消費の促進
- ⑥ 農作業を体験することができる環境の整備
- ⑦ 学校教育における農作業の体験の機会の充実
- ⑧ 国民の理解と関心の増進
- ⑨ 都市住民による農業に関する知識・技術の習得の促進
- ⑩ 調査研究の推進

資料：令和8年2月 農水省「都市農業をめぐる情勢について」

▶都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定

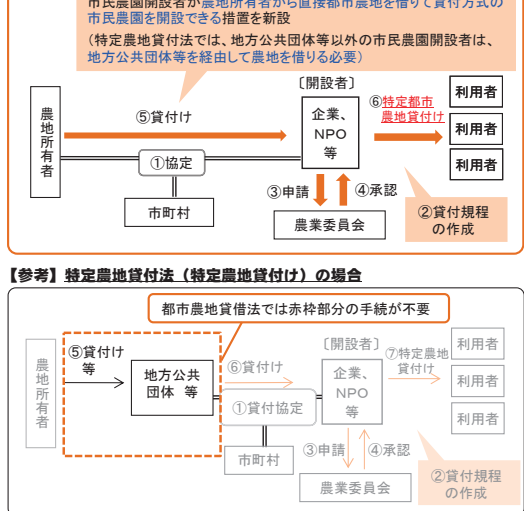
- 農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地の所有者自らによる有効な活用が困難な状況も生じている。
- このため、市街化区域内にあつて長期に保全されることが担保されている**生産緑地**(以下「**都市農地**」)を対象に、都市農地の貸借によるその有効活用を図るため、「**都市農地の貸借の円滑化に関する法律**」(以下「**都市農地貸借法**」)を制定し、**農地法の法定更新が適用されない等の都市農地の貸借の円滑化の措置**を講じた。

①借受人が耕作の事業を行う場合の貸借の円滑化



資料：令和8年2月 農水省「都市農業をめぐる情勢について」

②特定都市農地貸付けを行う場合の貸借の円滑化



07 農業を取り巻くリスク

1 自然災害への対策

基本的な考え方

- ▶地震や台風、豪雨、豪雪、猛暑、干ばつといった自然災害が近年多発する傾向にある。特に線状降水帯の発生による豪雨災害は激甚化・頻発化しており、土砂災害等の二次災害を含めて営農活動の大きな障害となっている。
- ▶深刻な災害が起きてしまうと、長期的な避難生活や復旧作業等から、営農再開までに時間も資金も必要となり、離農してしまう場合も多くある。そのためには支援情報の共有や早急な対策、営農の長期的な支援が必要である。

課題

ISSUES

- A** 気候変動の影響により、風水害や雪害をはじめとした自然災害が激甚化しており、農地、施設および農業用機械等の被害が発生し、農畜産物を安定供給するための産地としての生産基盤が脅かされている。
- B** 豪雨災害時において、農地は洪水の被害を軽減させる多面的機能がある。特に、洪水浸水想定区域内の農地等は、遊水池として住宅地等の浸水被害を軽減させる役割があり、浸水後の支援の確立が必要である。
- C** 激甚な被害を受けた地域では、インフラの復旧整備等が優先されることから、農地の復旧や農業経営の再建には時間を要する。
- D** 被災時において、避難場所の確保、地域内での協力体制の確立、被害状況や必要な物資の情報発信・共有化が重要である。
- E** 時間の経過と共に変化する被災地の状況や、必要な物資等について、情報の収集が難しく、被災地の状況に見合った支援が困難である。
- F** 大規模災害により営農再開が遅々として進まず、農畜産物に対する風評被害もあり、地域の担い手が戻っていない。また、高齢化と離農が進み、耕作放棄地が拡大している。
- G** 近年の猛暑や干ばつによって農作物への影響が年々大きくなっている。

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①過去の自然災害による被害を教訓にハウス等の施設強化の対策を講じ、災害に強い農業を実践する。……………**A**
- ②農業者自ら様々なリスクや災害に備えるため、農業版BCP(※)を作成する。チェックリストを利活用すると共に、収入保険や農業共済等に参加する。……………**ABG**
- ③農地の復旧に使用できる農機・重機の情報を把握し、災害が発生した際に迅速に貸し出せる体制を整備する。また、農機・重機のオペレーターも育成する。……………**C**
- ④災害発生時に速やかに全国のJA青年組織やJAに被災・復旧状況の提供・共有化を図る。また、絆プロジェクト等により、全国のJA青年組織等と連携・支援に向けて取り組む。……………**CD**
- ⑤JA青年組織は地域に根差した組織であり、消防団等とも協力し、災害時には農地や機材等を活用し、地域の防災組織の一員として貢献する。……………**D**
- ⑥農畜産物の風評被害を被災地のみの課題とせず全国盟友が安全性を消費者に伝えられるよう知識を養う。……………**F**
- ⑦バイオスティミュラント資材等を使用し、作物の高温・乾燥耐性を強化する。また、猛暑に耐えうる品種への更新を行なう。……………**G**

II. JAと一体となった取り組み

- ①農業版BCP策定に対する周知・支援体制の整備を進める。……………**AB**
- ②JA共済やJAバンク等における新しい商品や融資の開発を行う。……………**AG**
- ③近隣のJAやJA青年組織と連携し、被災・復旧状況の情報および復旧支援制度の集約・共有を図り、それらの情報をまとめた総合的なツールの整備に協力する。……………**BCDE**
- ④近隣のJAと連携し、災害の復旧作業に使える農機の情報の集約を行い、どこで災害が発生しても搬入できる体制を作る。……………**C**
- ⑤被災時に防災備蓄品や資材を地域間で共有できる体制を整備する。……………**D**
- ⑥被災農家、農地等の復旧支援に、JA青年組織が迅速に派遣できる仕組みづくりを行う。……………**D**
- ⑦施設・農地を復旧する際、JAが被害状況を迅速に確認し行政へ農家の要望に沿う支援要請を行う。……………**D**
- ⑧被災地の現地視察や情報交換等の交流を行うことにより、被災地の復興を後押しする。……………**EF**
- ⑨メディアやSNS等を活用して、震災からの復興状況および被災地の農畜産物の安全性について、正確な情報の提供を行う。……………**EF**

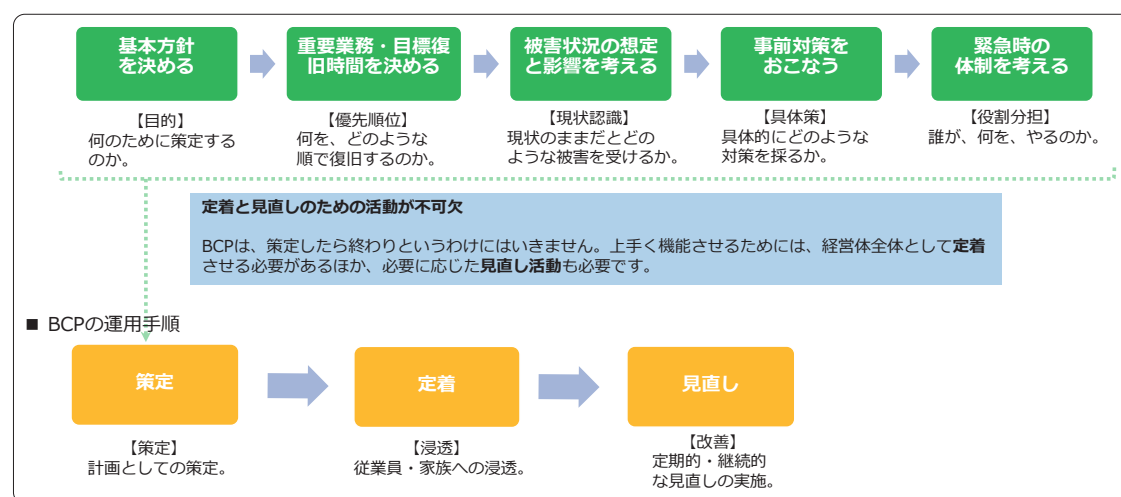
III. 行政に提案・要望すること

- ①気候変動により、激甚化・頻発化する風水害に対して、治水・治山整備を要請する。……………**A**
- ②河川の洪水被害が毎年のように多発していることから、河川の浚渫等の緊急対策や予算の拡充を要望する。……………**A**
- ③BCPの作成支援として、作物別に応じた作成事例の提供を要望する。また、災害対策・復旧支援の情報提供を要望する。……………**A**
- ④洪水浸水区域内の遊水地である農地は事前に地役権を設定するほか、浸水後の復旧対策を要望する。……………**B**
- ⑤被災・復旧状況の情報共有を図るため、マップへ書き込む仕組みや被災状況をアーカイブして確認できるなど、復旧支援制度をまとめた総合的なツールの作成または支援を要望する。……………**BCDE**

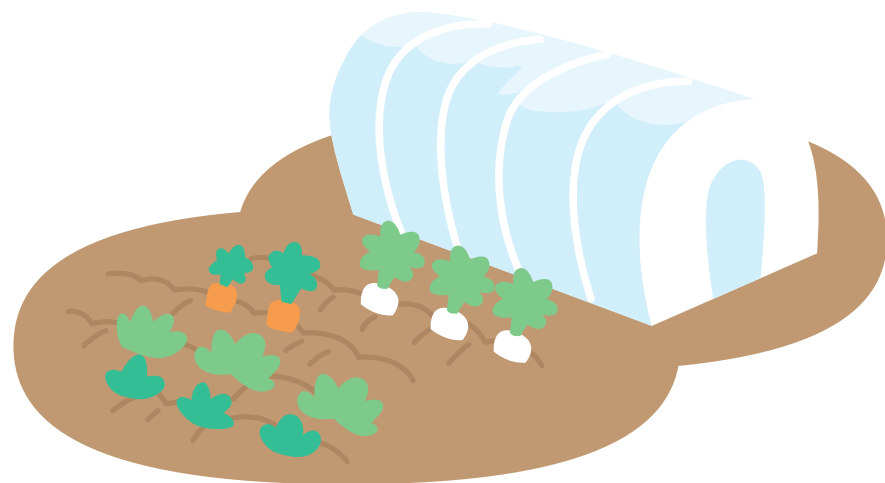
- ⑥被災農地の圃場整備事業や除塩事業の推進等、長期的な被災地の農地や農業用施設の復興事業の継続および担い手の確保ならびに支援を要望する。……CF
- ⑦農地の復旧作業の優先順位の向上を要望し、早期の営農の再開に向けた支援を要望する。……C
- ⑧農機・重機の講習会の開催や、免許取得に係る費用補助等、オペレーター育成に向けた支援を要望する。……C
- ⑨メディアやSNS等により、国内外に被災地の農畜産物のモニタリング検査等の迅速化、また検査結果を広く周知し、被災地における食の安全性のPRを更に要望する。……F
- ⑩猛暑に強い農作物の品種改良を迅速に行うとともに、疏水等の整備を強化する。……G

※ BCP(Business Continuity Plan 事業継続計画)……経営体が自然災害、大火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画。

▶「BCP」策定と運用



資料：農水省HP 参考資料「BCP(事業継続計画)とは」



▶令和7年度10月 JA全青協 今夏の早魃・豪雨被害に関する緊急要請

今夏の早魃・豪雨被害に係る緊急要請

食料・農業・農村基本法の改正ならびにその基本計画が策定され、今後5年で農業構造の大転換が迫られるなか、各種施策において議論が活発化している。

食料は生命の根源であり、かつ欠くことのできないものであり、それを作り出すのは農業である。しかしながら近年、特に夏季において猛暑による早魃、突如として発生する線状降水帯による豪雨などによって生産現場に大きな被害をもたらしている。

日本の食と農を守っていく我々生産者が、今後の食料を安定的に供給していくため、また日本の農業が持続的に発展していくため、下記の通り要請する。

記

今夏も近年同様、異常とも言える猛暑に見舞われた。その中で、早魃・豪雨による被害も全国各地で発生しており、その度に復旧・再生産に向けて大変な苦勞をしいられている。

このような事態は来年以降も繰り返されることが予想されるため、国・地方行政・生産者等が密接に連携できる体制づくり、および復旧・再生産に向けた迅速な対応を要望する。

なお、今夏における各地の被害状況を取りまとめた資料を添付する。復旧・再生産に向けた現地での取り組みも掲載しているため、今後の対応にも活かしていただきたい。

以上

令和7年10月31日
全国農協青年組織協議会

2 鳥獣被害への対策

基本的な考え方

▶鳥獣被害は人的被害や農業経営に深刻なダメージを与え、耕作に対する意欲が減退し、地域農業の衰退に繋がる。地域農業は国土の保全や多面的機能の維持を支えていることから鳥獣被害対策が重要である。

課題

ISSUES

- A** 令和6年度の野生鳥獣による農作物被害額は188億円(対前年度+24.0億円)、被害面積は4万4千ha(同+4千ha)、被害量は73万t(同+22万t)となっており、鳥獣被害は依然として農業経営を圧迫し、営農意欲の減退や耕作放棄地に繋がることが懸念されている。
- B** 個人単位で鳥獣被害対策に取り組んだとしても、そこから鳥獣が移動するだけで地域では引き続き被害が発生してしまう。また、地域によっては、農業者の減少により電気柵等の設置作業および維持管理の人員不足が問題になっている。
- C** 狩猟者の高齢化が進み鳥獣の個体数管理が困難になってきている。また狩猟免許の更新、狩猟者登録にかかる手続きの煩雑さや費用負担、捕獲資材が高価で多額の費用がかかる上、見回りが猟師の大きな労力的負担となる。
- D** 狩猟した鳥獣はジビエなど有効に活用するべきであるが、全てが利用されるわけではなく鳥獣を破棄する場所も限られている。また、冷凍していないものや生や半生の猪や鹿肉はE型肝炎を含むおそれがあるため、ジビエ肉の適切な処理が望まれる。
- E** 近隣住民の鳥獣被害に対する理解がなく、対処が難しい場合がある。
- F** 気候変動により鳥獣被害の地域が拡大しているが、移動により地域外から害虫や菌・ウイルスを媒介している可能性もあり、新たな対応が求められている。
- G** 近年はエサを求めて野生動物が人里に降りてきて住み着き、人が被害を受けるケースが増えており身を守る対策が必要である。



解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 農業者は第一種銃猟免許やわな猟免許を自ら取得し、侵入防止の網や柵の設置による自己防衛の強化および講習会等を通じた鳥獣被害の知識向上を図り、「自分の畑は自分で守る」という主体的な意識を持ち行動する。……**ABC**
- ③ 地域が一丸となって鳥獣被害対策に取り組むため、地域で対策について話し合う。また、積極的なジビエの活用に向けて勉強会やイベントの開催や、出口戦略について理解を深める。……**BEG**
- ④ エサになるような物を屋外に放置しない。また、庭先の柿等果樹も適切に管理する。……**G**
- ⑤ JAや関係団体と情報交換を行い、狩猟に関する知識や害獣の出没情報を共有し、効率的な狩猟と技術の向上を図る。また、消費者へのジビエの理解促進に努める。……**CDG**

II. JAと一体となった取り組み

- ① GPSや罠の捕獲状況を知らせる装置等を紹介し、見回りの簡略化等を組織で行えるようにする。……**ABCFG**
- ② 鳥獣被害に関する講習会等を開催し、そこで学んだ知識や技術をもとに、周囲の農家、地域住民、JA職員、行政の担当者等、集落を巻き込んだ鳥獣被害対策に取り組む。……**ABEG**
- ③ 鳥獣被害の現場実態や目的に合った効果的な鳥獣被害対策の資材を提供する。……**AC**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 鳥獣被害への補償の継続・拡充について、市町村をまたぎ広域的に対処するよう行政・地元議員に要望する。……**ABCEFG**
- ② ドローンやGIS(地理情報システム)、ICT技術を利用した個体調査の利用等、県域を越えた情報共有により、被害が増加する前に対策を講じることができるよう要望する。……**ABCFG**
- ③ 鳥獣被害対策について、農作物野生鳥獣害被害対策アドバイザー(※)等の講習による技術人材育成の態勢の構築、ならびに鳥獣被害対策の必要性等にかかる地域をあげた啓発活動を行うよう要望する。……**ABEF**
- ④ 市道・土地改良管理地以外で、農道・畔・電気柵等を自力で補修や対策をしている地区や団体に対して、確実に支援するよう要望する。……**ABEFG**
- ⑤ 一連の対策にあたり鳥獣被害が問題となっている行政は国の鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を活用し、実施担当部署と連携し獣害対策のガバメントハンターの確保と育成も合わせ、より積極的な予算確保と対策実行に努めるよう要望する。……**ABF**
- ⑥ 捕獲後の鳥獣の有効活用や廃棄場所の確保ならびにジビエ肉の適切な処理・流通を確立することを要望する。……**D**
- ⑦ 新たなウィルスに関して有効な迅速診断法の開発、ウィルスを保有するマダニ類・動物の分布実態や感染経路解明、ワクチンの開発を要望する。……**AF**
- ⑧ 高齢者宅・人が住んでいない家屋等の果樹に対して所有者に管理の声がけを要望する。……**G**
- ⑨ 共同伐採や山林の手入れに対しての助成を要望する。……**G**

▶鳥獣被害防止総合対策交付金・事業イメージ

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援】

侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入

刈り払い等による生息環境管理

捕獲活動経費の支援

新たなジビエ商品の開発

処理加工施設等における人材育成

【鳥獣対策の取組】

① スマート捕獲等の普及の加速化

ICT等を活用した、被害情報等を踏まえた農地周辺の加害性の高い個体の重点的な捕獲を支援

センサーカメラ

加害 出没 重点捕獲

② 侵入防止柵の省力的な管理の推進

見回り負担の軽減等、省力的な維持管理に資するICT機器や資材等の導入を支援

電気柵 監視システム

防草効果のある通電性向上舗装

【ジビエ利用推進の取組】

① 捕獲から消費まで各段階の取組を推進

ジビエ利用の拡大に向け、ジビエ施設への搬入から消費の各段階での取組を推進

(捕獲段階) (処理・加工段階) (流通・消費段階)

ジビエハンター研修の実施 処理加工施設等の整備 未利用部位のペットフード利用 観光等新たな需要喚起

② 国産ジビエ認証の取得推進

全国での国産ジビエ認証の取得に向けた取組を推進

全国の処理加工施設を認証 認証制度の普及・定着化

【クマ対策の取組】

クマの被害対策に係る総合的な取組を支援

クマ捕獲の強化 クマ撃退スプレー 対クマ電気柵補強(トリップライン) 強固な侵入防止柵

資料：令和8年3月 農水省「鳥獣被害の現状と対策」

▶鳥獣被害防止総合対策交付金

第1の柱…個体群管理(鳥獣の捕獲)

第2の柱…侵入防止対策(柵の設置等による被害防除)

第3の柱…生息環境管理(放牧果樹の伐採、刈払いによる餌場・隠れ場の撲滅)

鳥獣対策の鉄則！3つの柱！

侵入防止柵の設置 緩衝帯の整備 放牧果樹の伐採

○ 鳥獣被害対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が鉄則。

○ この3つの活動を地域ぐるみで、いかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。

○ 基本的な交付金の流れ

国 → 交付 → 都道府県 → 1/2以内等 → 地域協議会 民間団体 コンソーシアム 等

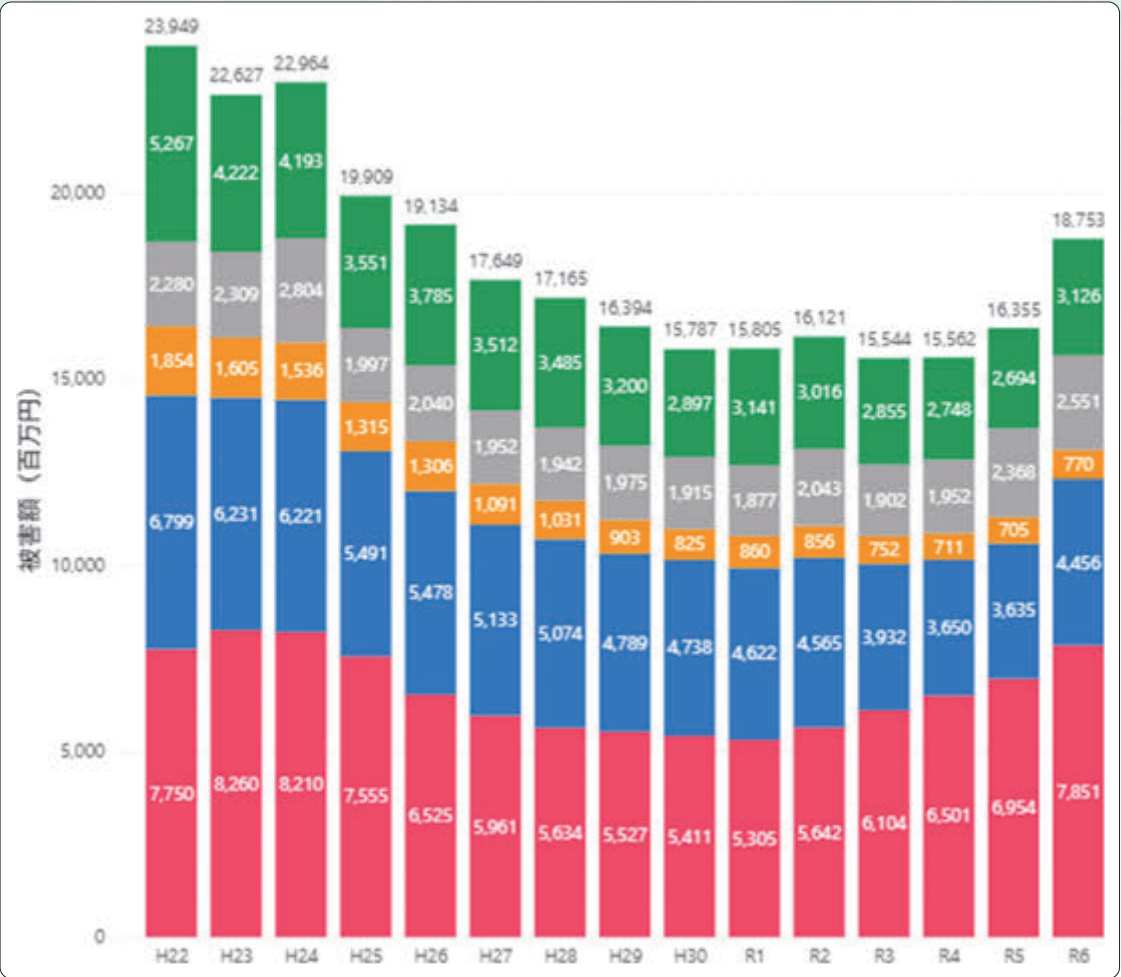
まずは「被害防止計画」を策定する“市町村”に相談を！

資料：令和8年4月 農水省「鳥獣被害防止総合対策交付金の支援内容について(令和8年4月改訂)」

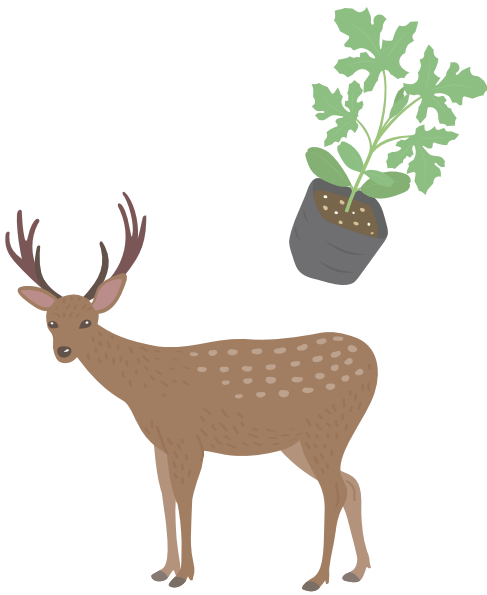
※農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー

野生鳥獣による農作物被害の防止に関する専門的な知識および経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことができる者。農林水産省に登録し地域の要請に応じて紹介される。

▶野生鳥獣による農作物被害金額の推移(鳥獣種類別)



資料：農水省 全国の野生鳥獣による農作物被害状況について(令和6年度)



3 農作業安全確保

基本的な考え方

- ▶ 毎年300件前後の農作業中の死亡事故が発生し、10万人当たりの死亡事故件数も増加傾向にあり、他業種に比べて高いことから、農業者が安全対策を自分事として捉え、安全と人命を守るための取り組みが重要である。
- ▶ 自らの農業経営だけでなく産地を維持するためにも、地域農業の担い手として農業者自らが健康管理の意識を高める必要がある。

課題

ISSUES

- A** 65歳以上の農業就業人口が増加し、農業者の高齢化が進行している中、操作ミス等、農作業による死亡事故は全国で236件(令和5年度)発生しており、高齢者による農作業事故の割合が高い。
また、農業者は単独作業が多く、安全対策に対し情報を共有する機会が他産業に比べて少なく事故件数の改善が進んでいない。
- B** 農林水産省や各種メーカーが農作業安全対策に乗り出しているが、農業者の意識が低い。
- C** 農作業を優先し、自らの健康管理(健康診断や人間ドック受診)が疎かとなってしまっている。生産者の多くが加入する市町村国保の特定健診の受診率は36.4%で、特定健診全体の受診率56.5%(令和3年)より低調である。
- D** 道路交通法改正に伴い、トラクター等の移動中の事故増加が懸念される。
- E** 令和5年度における農作業中の死亡事故の内、約16%が熱中症によるものであり、年々平均気温が上昇する中で今後さらに注意を払う必要がある。それに伴い令和7年6月施行の改正労働安全衛生規則では事業者が熱中症対策が義務付けられたので正しい知識を持つ必要がある。

▶ 農作業安全ポスター
(令和7年農林水産大臣賞
受賞作品)



資料：農水省HP「令和7年農作業安全ポスターデザインコンテスト」の受賞作品の決定について



解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 労災保険特別加入制度(農業)や雇用保険等社会保険についての研修会を行い、知識をつけ加入を促す。……………**A**
- ② ドローン、農業機械等の安全使用メンテナンス、各種保険、農地整備のための補助金に関する研修会を実施し、後継者や地域農業者等に参加を促す。……………**AB**
- ③ 農作業事故等を未然に防止するため、JA青年組織が積極的に啓発活動を行うと共に、部会等で集合した際に農作業事故の要因について話し合いを行い、農作業事故に対する意識付けを行う。……………**AB**
- ④ 大型特殊免許およびけん引免許を取得し道路交通法等の法令順守に取り組むと共に、トラクター保険・共済等に参加し、農業機械での公道走行時の事故に備える。……………**ABD**
- ⑤ JA厚生連等で健康診断やメンタルヘルスケアを毎年行う。……………**C**
- ⑥ 高温が予想される時は経口補水液や空調服等の準備や作業時間の調整を行う。また、暑さ指数(WBGT)※をチェックし、近くに休憩場所を確保し計画的な休憩を実施する。……………**E**
- ⑦ グループで作業を行うときは建設現場等を参考にリーダーを決めマネジメントを行う。万が一発生した事故が発生した時の対応をあらかじめ申し合わせておく。……………**ABE**

II. JAと一体となった取り組み

- ① JAグループ内で労働保険事務組合等の資格を取得する等、JAが窓口となって労災対応を行うと共に、雇用保険にも対応する。……………**A**
- ② JA共済が提供する農作業事故体験VR等を活用し、機械に不慣れな農業者を対象にした研修会を開催する。……………**AB**
- ③ JAは各農機具メーカーが行っている農作業安全対策を広く周知徹底し、農作業事故の撲滅に努める。……………**AB**
- ④ JAは機械作業以外の事故も含め、農作業中における農業事故の事例に関し情報発信や注意喚起を行う。……………**AB**
- ⑤ GAP手法に関する講習会等を実施し、手法に基づく営農の実践によりリスクアセスメントに取り組む。……………**AB**
- ⑥ JA職員と生産者が連携の上、受診目標を定めて健診受診に取り組む。……………**C**
- ⑦ 農業者の健康維持に資するようJA厚生連の人間ドック等への助成を行う。……………**C**
- ⑧ 事故率低下や安全面の観点から、新卒の就農者や従業員が大型特殊、準中型、フォークリフト、ドローン等の資格取得をするための支援をする。……………**BCD**
- ⑨ JAならびにJA共済連・JA厚生連と連携し、講習会の際に熱中症対策の時間を設定し、皆で熱中症に対する知識と意識付けを行う。……………**E**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 最小人数・最小面積であっても農作業安全確保の面で効果があるのであれば手挙げできるような小規模土地改良事業を推進することを要望する。……………**A**
- ② 農業者自身が農作業事故防止に関わる意識を高揚させるために、「農作業安全確保」を明示した土地改良事業を積極的に推進することを要望する。……………**AB**
- ③ 農作業安全マニュアルや農作業安全確認運動の周知を図り、業界一体となった農作業安全対策の徹底を要望する。……………**AB**
- ④ 農研機構は農機メーカー等とヒヤリ・ハット事例の共有を図り、より安全で使い易い機械開

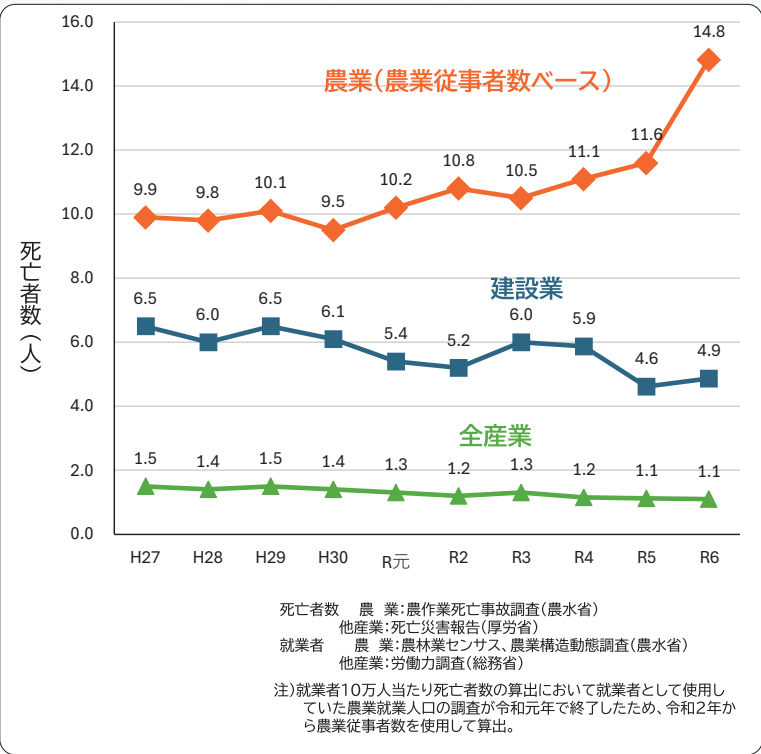
発を進めるよう要望する。.....**A B**

⑤ 事故率低下や安全面の観点から、新卒の就農者や従業員が大型特殊、準中型、フォークリフト、ドローン等の資格取得をするための支援をする。.....**B C D**

⑥ 熱中症対策に資するグッズ等の購入、対策設備を導入するための支援を迅速に行うよう要望する。.....**E**

※ 暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度): Wet Bulb Globe Temperature)
人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標。熱中症警戒アラートの発令基準にも用いられている。

▶ 就業者10万人当たり死亡者数の推移



資料: 令和8年2月 農水省「令和8年度の農作業安全対策の推進方針について」



I-⑥ 農水省 熱中症対策研修テキスト



I-⑦ 国交省 建設現場における熱中症対策事例集



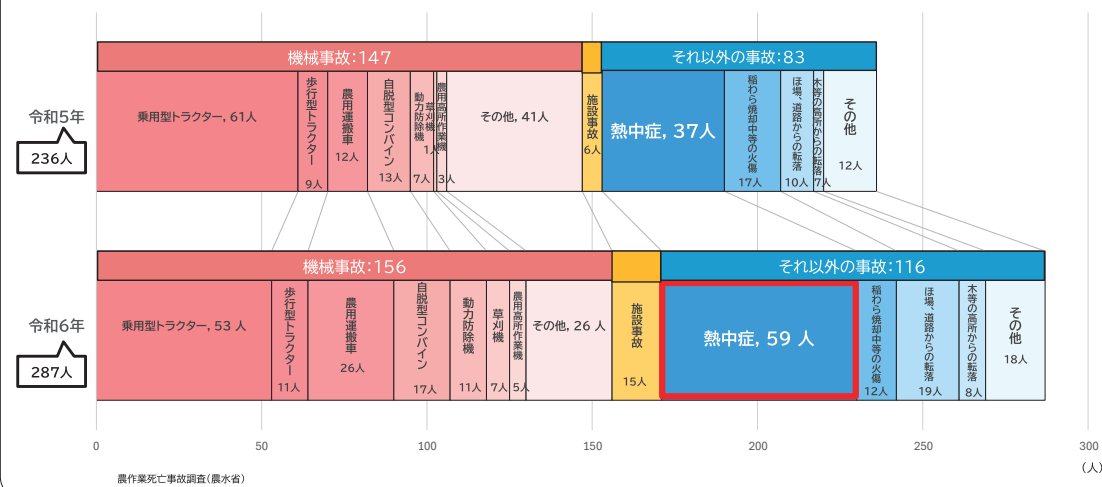
I-⑥ 一般財団法人日本気象協会「熱中症ゼロへ」プロジェクトHP



II-② YouTubeJA共済公式チャンネル「農作業事故体験VR」

▶ 農作業死亡事故の要因別分析(R5→R6)

- 令和6年の農作業死亡事故を要因別にみると、「機械事故」、「施設事故」、「それ以外の事故」のいずれも前年より増加。
- 特に、「それ以外の事故」のうち「熱中症」が、前年の37人から59人に顕著に増加した(22人増)。



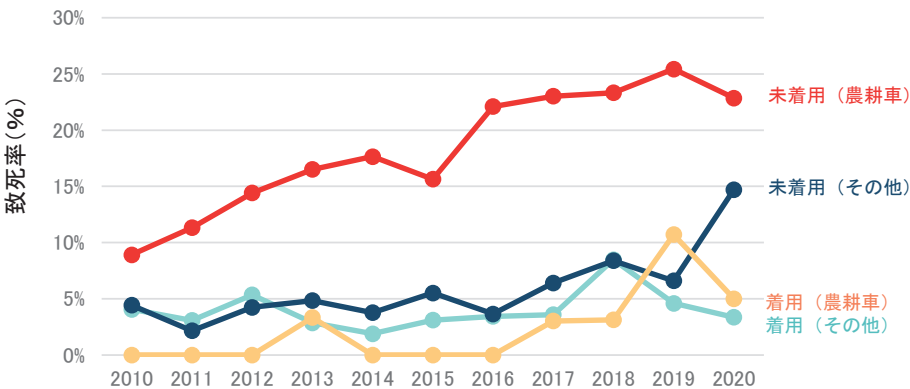
資料: 令和8年2月 農水省「令和8年度の農作業安全対策の推進方針について」

▶ 特殊車におけるシートベルト着用・未着用別の致死率(平成22～令和2年合計)

		死亡者数	総数	致死率
農耕作業用	着用	7	361	1.9%
	未着用	334	1,979	16.9%
	不明	8	133	6.0%
その他	着用	97	2,461	3.9%
	未着用	95	1,761	5.4%
	不明	3	125	2.4%

約8.8倍

約1.4倍



資料: 農水省「農作業安全検討会「中間とりまとめ」の取組状況」

▶ 農作業と暑さ指数について

農作業と暑さ指数について

- 暑さ指数(WBGT)は、暑さの厳しさを示す指標です。
- 高ければ高いほど、熱中症になりやすくなります。熱中症対策を行う場合、気温よりも暑さ指数を見るようにしましょう。

身体 作業 強度	作業の例	暑さ指数(WBGT) 基準値
安静	安静	33 (暑さに慣れていない人は32)
軽作業	・楽な座位、立位、軽い手作業(書く、簿記など) ・手及び腕の作業(点検、組み立てや軽い材料の区分け) ・腕と足の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作)	30 (暑さに慣れていない人は29)
中程度の作業	・トラクターや重機の操作、草むしり、果物や野菜を摘む ・軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする	28 (暑さに慣れていない人は26)
激しい作業	・シャベルを使う、草刈り、掘る、のこぎりをひく ・重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする	25 (暑さに慣れていない人は22)
極めて激しい作業	・激しくシャベルを使ったり掘ったりする、斧をふるう、階段を登る、走る	23 (暑さに慣れていない人は18)

日本工業規格Z8504(人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境) 附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に作成

お住まいの地域の暑さ指数はこちらで見られます！
http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php



お住まいの地域の暑さ指数を毎朝メールでお届けすることもできます！
http://www.wbgt.env.go.jp/mail_service.php



資料：令和4年4月 農水省「農作業中の熱中症対策について」

▶ 農作業事故防止啓発

～「当たり前」の毎日を守るために～

農業の10万人あたりの死亡事故発生件数は、一般的に危険といわれている建設業の2倍以上、全産業の10倍以上(※)とされています。農作業事故を“自分事”として考えるために、ご家族・従業員・仲間と「①どこが危ないか ②何が危ないか」を一緒に確認していただき、安全ステッカーを貼ってみましょう！
※出展：令和7年2月農林水産省「令和7年度の農作業安全対策の推進方針について」



「ここ！」という場所に
皆でステッカーを貼る！



JAオホーツク網走の取組



じっくり
話し合おう

農業のリスクア

『地上』お試し版!

セスメントに挑戦

できれば3～4人のグループをつくり、イラストを見ながら、「危険の芽」を摘み取る練習（STEP1～5）をしましょう。例として、草刈り作業の場合を紹介します。56～57ページのSCENE2～5は、みなさんで実践してみてください。それぞれの現場の状況でリスクは異なるため、手順を参考に、ぜひご自身の圃場の場合でも考えてみてください。

SCENE 1

斜面での草刈り

傾斜のきつい田んぼのり面で、
刈払機を使って
草刈り作業をしています。



図表④ 刈払機のリスクアセスメント

★1 リスク	★2 評価	★3 優先 順位
	可能性 重大性	
斜面でスニーカーが滑って転び、足首を捻挫する	× △	4
回転する刃が跳ね上げたゴミや石、 欠けた刃先が飛散して目に当たり、失明する	× ×	1
往復刈りによるキックバックで足に切創を負う	× △	3
一度に多くの草を刈ろうとして草が詰まりやすくなり、 エンジンに切らずに除去しようとして指を切断する	△ ×	2

A～Dの対策では、事故発生のリスクは軽減されるが、発生した場合の重症化は避けられない。Eであれば、よりリスクを下げられる（周囲にたいするリスクも下げる場合は、A～Dも組み合わせる）

★4 考えられる対策	可能性	重大性
A 飛散物が少ない刈り刃に変える	△	×
B 刈払機に 飛散物防護カバーを正しく装着する	△	×
C 作業前に石やごみを取り除き、 除去できないものの周辺は手刈りする	△	×
D 作業前後と休憩時間に刈り刃の破損 やひび割れ、取り付けの緩みを点検する	△	×
E 保護メガネ、フェイスシールドを着用する	○	○

いくつかの危険が同レベルの評価になった場合、たとえば重大性がより高い方を優先するといった方法も考えられる

※RAIに「正解」はありません。リスクや評価、対策はあくまでも一例です。

STEP 3

評価をもとに優先順位を決める

たとえば図表③では、きわめて小さい（○○）→小さい（△○・○△）→大きい（×○・○×）→より大きい（△△）→かなり大きい（×△・△×）→きわめて大きい（××）の順にリスクが高くなります。STEP2で行った評価をもとに、リスクを低減するための対策をとる優先順位を決めます（★3）。

STEP 4

リスクを低減する対策を検討する

STEP3で選んだ優先順位1位の項目について、どうすればリスクを減らせるのか、意見を出し合います（★4）。下記の囲み記事の対策手順も参考にしましょう。
※時間があれば、2位以下についても考えます

リスク低減措置の進め方

- ① 本質的対策
設計や計画段階で対策を講じる。作業方法を変更する。新たな設備を導入する。
- ② 工学的対策
ガードを設置し、人が接触しないように隔離する。安全装置を取り付け、人が近づいたら停止するようにする。
- ③ 管理的対策
作業手順書や安全マニュアル、掲示などで作業者に教育・訓練し、作業者が正しく理解し、判断し、操作する。
- ④ 個人用保護具
①～③の対策でリスクを除去・低減できなかった場合、保護帽、保護衣、保護マスクなどを使用して身を守る。

STEP 5

リスクを再評価する

対策を行った場合に、リスクがどの程度低減されるのか（あるいは変わらないのか）を再評価します（★5）。新たな危険が生じる可能性や、作業性や生産性に及ぼす影響についても話し合ってみましょう。

STEP 1

農作業に伴う危険を洗い出す

55ページのSCENE1のイラストを見て、どんな危険があるかをできるだけ挙げ、箇条書きにします（55ページ下図表④〔以下同〕★1）。
※イラストに描かれていなくても、自身が作業を行ったさいに危険だと感じたことを挙げてOK

STEP 2

危険の程度（リスク）を評価する

事故が起こる「可能性」と起こった場合の「重大性」を考えます。図表③を参考に、STEP1で挙げた項目ごとに、どの区分がもっとも近いかに話し合い、○、×、△の記号の組み合わせで評価します（★2）。評価は状況によって変化します。

図表③ 可能性×重大性＝評価

		けがや病気の程度が重篤か、軽症かの判定			
		重大性	○ 軽微	△ 重大	× きわめて重大
			その日の仕事を続けられる	1日以上仕事を休む	死亡・元に戻らない傷害を受ける
可能性※	○ ほとんど起こらない (5年に1回程度)	○ ○	きわめて小さい	○ △ 小さい	○ × 大きい
	△ たまに起こる (2年に1回程度)	△ ○ 小さい	より大きい	△ △ かなり大きい	△ ×
	× かなり起こる (1年に1回程度)	× ○ 大きい	かなり大きい	× △	× × きわめて大きい

※農繁期のみで判定する

参考／一般社団法人日本農業機械化協会・一般社団法人全国農業改良普及支援協会「農作業安全指導マニュアル」

農業でよくある4つの場面で

54ページの手順を参考に、JA青年組織の仲間やいっしょに働くメンバーとやってみよう！

リスクアセスメントに取り組もう

各場面のリスクアセスメントの例は58ページへ

SCENE 4

高所での収穫

脚立を使って、
高いところにある
果物を収穫しています。



SCENE 2

トラクターでの移動

トラクターですれ違いが困難なほどの
狭い道（崖に面している）を運転したあと、
段差のある圃場に乗り入れようとしています。



SCENE 5

牛舎での搾乳

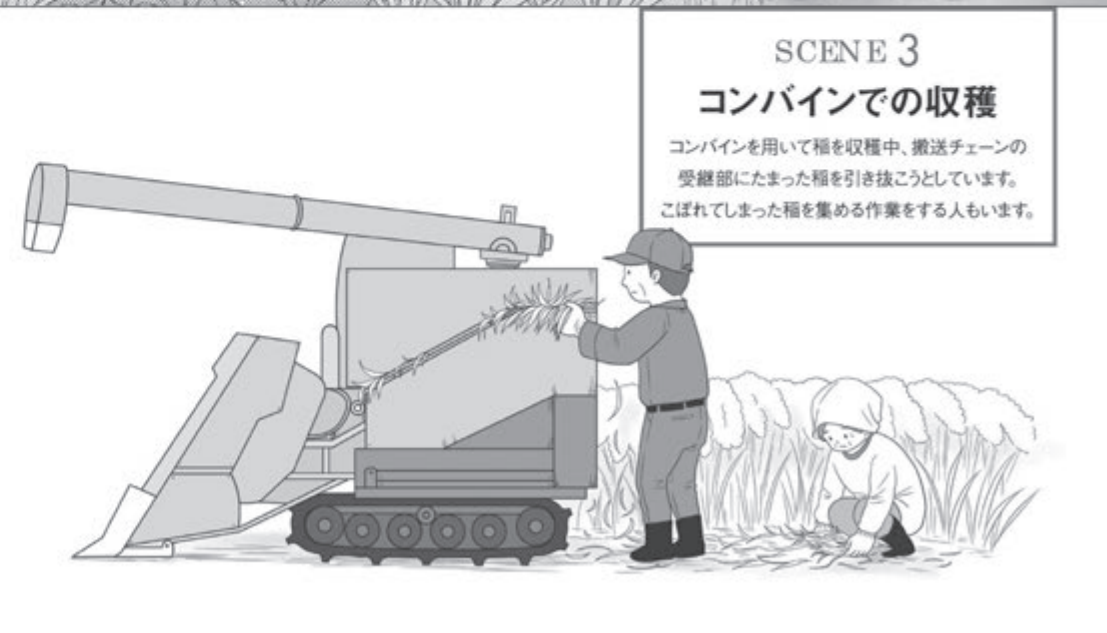
早朝の薄暗い牛舎でミルクラーを使い、
搾乳作業をしています。牧草用フォークで
飼料を作業している人もいます。



SCENE 3

コンバインでの収穫

コンバインを用いて稲を収穫中、搬送チェーンの
受継部にたまった稲を引き抜こうとしています。
こぼれてしまった稲を集める作業をする人もいます。



リスクアセスメントの例

56～57ページの4つの場面でリスクアセスメントを行った場合の一例を紹介します

SCENE 4

高所での収穫

収穫にかぎらず、ハウスのビニール張りや作業小屋などの屋根の上での作業など、高所で作業する場面はかなりの数あります。重いものを持つ、身を乗り出すなど、不安定な姿勢は避けましょう。

STEP1 危険の洗い出し

- ① 四脚式脚立の脚の1本が地面の凹凸でしっかり接地せず、脚立が倒れて腰を強打する
- ② 天板に立って作業しているときにバランスを崩し、もっとも高い位置から地面に落下し、頭を骨折する
- ③ 脚立を木に横付けし、作業の途中で脚立が倒れて地面に強く足をつき、足首を捻挫する

STEP2.3 リスクの評価と優先順位

- ① 可能性×、重大性△ → 優先順位2
- ② 可能性△、重大性× → 優先順位1
- ③ 可能性△、重大性△ → 優先順位3

STEP4.5 対策と再評価

- ① -1 三脚脚立や、脚の長さを調整できる脚立を使用する
⇒ 可能性△、重大性△
- ① -2 脚立に上る前に、最下段のトントンを踏み込み、安定しているか確認する
⇒ 可能性○、重大性△
- ② -1 天板に「乗るな」の警告ラベルを貼る ⇒ 可能性○、重大性×
- ② -2 ヘルメットを着用する ⇒ 可能性△、重大性△
- ③ 脚立は横付けせず、作業方向に向けて設置する
⇒ 可能性○、重大性△

SCENE 5

牛舎での搾乳

牛の突発的な行動を予測し、予防するのは難しいですが、ストレスを少なくして防げる事故も多いと言われます。整理・整頓・清掃・清潔を心がけ、声かけやスキンシップで、牛の状態を確認しましょう。

STEP1 危険の洗い出し

- ① 薄暗い通路に設置された清掃用具につまずいて転倒し、負傷する
- ② レーキで慌ただしく餌を配る作業中に、搾乳中の作業中に体を寄せたため、後ろ向きに転倒し、足首を捻挫する
- ③ 乳房炎の牛に気づかず、いつもどおり乳頭清拭を行おうと患部に触れたとたん、牛が痛がって後ろ脚で作業者の左腕を蹴り、靱帯を断裂する

STEP2.3 リスクの評価と優先順位

- ① 可能性×、重大性○ → 優先順位3
- ② 可能性△、重大性△(捻挫) → 優先順位2
- ③ 可能性△、重大性△(断裂) → 優先順位1

STEP4.5 対策と再評価

- ① -1 搾乳する前に、通路を片づける ⇒ 可能性○、重大性○
- ① -2 牛舎内の環境(ここでは明るさ、加えて換気や湿度)を見直す
⇒ 可能性○、重大性○
- ② 牛の嫌がる金属音や大きな音を出さないようにし、牛の周囲では、可能な限りゆとりを持って作業する ⇒ 可能性○、重大性△
- ③ 日ごろからよく牛の状態を観察し、疾病の兆候を見逃さない。乳房炎の原因となる衛生管理の怠り、過搾乳、濃厚飼料の与えすぎなどがないようにする ⇒ 可能性○、重大性△

SCENE 2

トラクターでの移動

大型機械の転落・転倒、あるいは後方不注意で人をひいてしまう事故は、自身だけでなく相手も、死亡や重傷を負います。ふだんから安全運転を心がけましょう。

STEP1 危険の洗い出し

- ① 段差のある圃場の出入りでバランスを崩し、横転したトラクターの下敷きになり、死亡する
- ② 生い茂った草で道幅が把握できず、脱輪して機械ごと転落。下敷きになって死亡する
- ③ 路面の凹凸や段差、路肩で機体が大きく揺れ、座席から投げ出されて頭部を強打する

STEP2.3 リスクの評価と優先順位

- ① 可能性△、重大性× → 優先順位1
- ② 可能性△、重大性× → 優先順位1
- ③ 可能性△、重大性△ → 優先順位3

STEP4.5 対策と再評価

- ①②③ 安全フレームを立て、シートベルト、ヘルメットを着用する
⇒ 可能性○、重大性△
- ① -1 安全な圃場進入路を整備して段差をなくす ⇒ 可能性○、重大性×
- ① -2 段差が大きいときは歩み板を使う ⇒ 可能性○、重大性×
- ② -1 山側を削って道幅を広げる ⇒ 可能性○、重大性×
- ② -2 草を刈り、ボールなどの目印を立て、道の端をわかりやすくする
⇒ 可能性○、重大性×

SCENE 3

コンバインでの収穫

コンバインは、トラクターと同様の走行中の事故に加え、エンジンを止めずに詰まりの除去や回転部への注油などを行って負傷することが多くあります。

STEP1 危険の洗い出し

- ① 受動部にたまった稲を取ろうとして、巻き込まれ、指を切断する
- ② ふたたび乗車したい、まだ後方に稲を集めている人がいるのに気づかずにバックし、ひいてしまう

STEP2.3 リスクの評価と優先順位

- ① 可能性△、重大性×(切断) → 優先順位2
- ② 可能性△、重大性×(死亡) → 優先順位1

STEP4.5 対策と再評価

- ① -1 たまった稲を取るときは、かならずエンジンを止める
⇒ 可能性○、重大性×
- ① -2 手袋はせず、びったりした袖口の服を着用する
⇒ 可能性○、重大性△
- ② 始動、発進、後進、旋回などを行うさいは、補助作業者の位置を確認し、ホーンなどで合図する
⇒ 可能性○、重大性×

JA全青協の概要

全国農協青年組織協議会(略称：JA全青協)は、46都道府県のJA青年組織を会員とし、JAをよりどころとして豊かな地域社会を築くことを目的に、昭和29年(1954年)に設立された全国組織です。

おおむね20歳から45歳までの、日本の農業を担う青年層が中心となっており、全国に構成員(盟友)がいます。

JA青年組織綱領※に基づき、わが国の国民に対して責任ある農業者として、国民との相互理解に基づく政策提言や食農教育、地域リーダーの育成等の活動を行っています。

※裏表紙参照

JA全青協(全国農協青年組織協議会)

ホームページ

<http://www.ja-youth.jp/>

Facebook

<https://www.facebook.com/profile.hp?id=100086963209854>

instagram

https://www.instagram.com/ja_youth.1954/?locale=ja_JP



ホームページ

Facebook



instagram



ポリシーブックとは？

JA全青協では、平成23年度より「ポリシーブック」の作成を開始しました。ポリシーブックを一言で表すと「JA青年部の政策・方針集」となりますが、その作成にあたっては現在の政策を出発点とするのではなく、JA青年部の盟友一人ひとりが営農や地域活動をしていく上で抱えている課題や疑問点について、盟友同士で解決策を検討してとりまとめている点が特徴です。

また、そこには政策として要請することだけでなく、まず自分たちで解決に向けて努力し、取り組むことが明記されています。つまり、「自分たちの行動目標」と「積み上げによる政策提案」の両方を備えたものがJA青年部の「ポリシーブック」となります。

ポリシーブックの概要

盟友・地域の課題について盟友同士で解決策を議論してまとめる



「政策」
要請事項

「方針」
自分たちの行動目標

課題解決に向けて自分たちで努力することを明記することで「要請」に対する理解を求める

要請

協力

理解
促進

国、都道府県、市町村等

JA・関係団体等

地域住民や消費者等

農政活動・広報活動双方に活用

行動目標としてのポリシーブック

ポリシーブックには、課題の解決策を政策として提言するだけでなく、まず自分たちで解決に向けて取り組むことを明記しています。

農業に関する要請を行うと、「また、農業団体が補助金欲しさに要請活動をしてるぞ」等といういわれなき批判をされることがしばしばありますが、課題解決に向けてまず自分たちが努力をしていくことで、わが国の責任ある農業者として、地域住民や消費者等も含めた幅広い関係者に理解を求めていきます。

政策提案としてのポリシーブック

食料・農業・地域社会をとりまく状況が日々変わる中、農業経営に大きく関わる課題について、与野党を二分するような議論となることが今後も想定されます。そうした中で、われわれ若手農業者の思いを対話を通じて伝えていくという、議員への働きかけによる農政運動の取り組みがより重要となります。

将来の日本農業を担う若手農業者が安定した農業経営を行うためには、農業政策の基本となる部分が制度的に安定していることが重要であり、政争の具とされることがあってはなりません。

そのためには、農業者の立場から農業政策について自らの考えを持ち、全国の現場の声を積み上げ、その政策を支持する国会議員を応援していくことが、長期的な視点で農業政策に自分たちの意見を反映させ、かつ安定した制度を築くために必要な取り組みと考えています。

ポリシーブック取り組みの流れ

PLAN

1

ポリシーブックを作成し、これを活動計画と活動スケジュールに反映し、総会等で決定するプロセスが **PLAN** になります。

DO

2

総会等で決定したら、あとは実践です。これが **DO** にあたります。

CHECK

3

実践してもやりっぱなしではいけません。よかった点、悪かった点を整理して次の総会等で活動報告を行い、活動を振り返ってみましょう。これが **CHECK** にあたります。

ACT

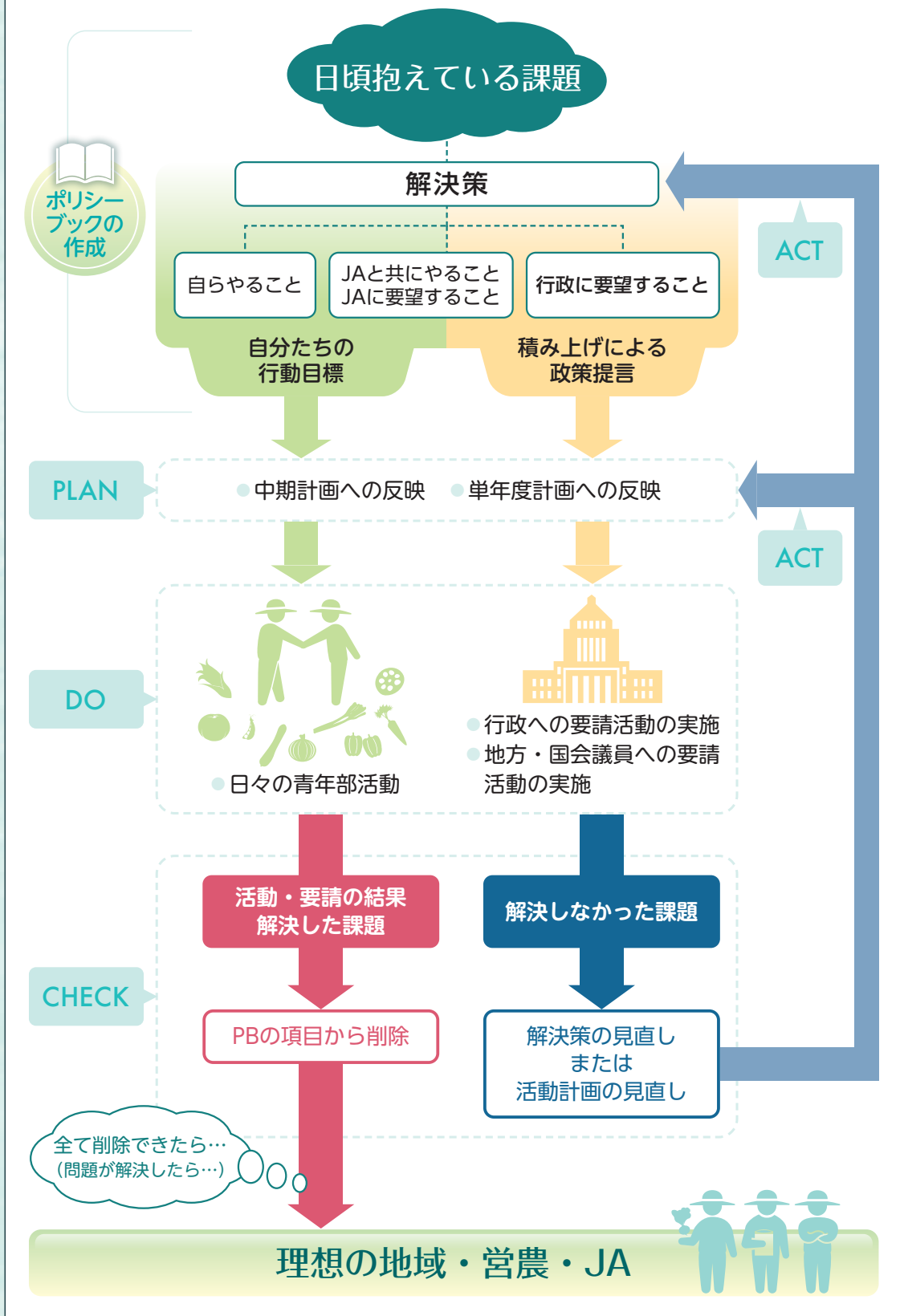
4

活動を振り返った結果、改善や見直しがあるはず。ポリシーブックを改訂したり次の活動計画を作成することが **ACT** にあたります。

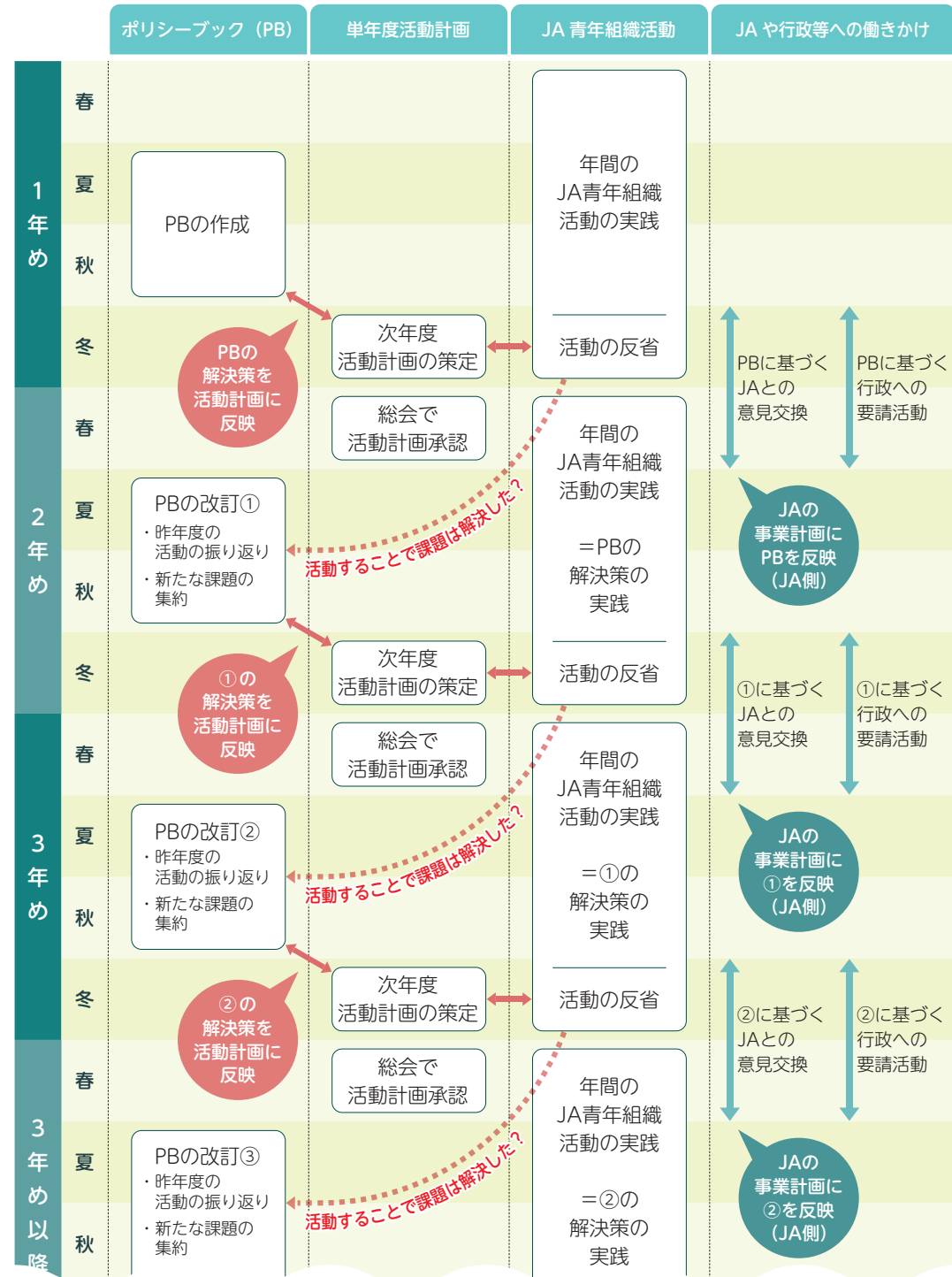
5

以上のPDCA（「計画してみて、やってみて、振り返って、改善して、また新しい計画を作って…」）を繰り返し継続し、活動を発展させていくことを「PDCAサイクルを回す」と言います。（次ページの図参照）

ポリシーブック取り組みの流れ



ポリシーブック作成・活用のスケジュール例



JA 青年組織では、1 年の活動の振り返りを行い、次年度の活動計画を策定しますが、併せて活動がポリシーブックの解決策となっているかどうかを点検することがポイントです。ポリシーブックの改訂では、前年度の活動を振り返り、課題が解決したかどうか、課題が解決していない場合は、そもそも課題の設定や解決策が適切だったのかを考えてみる必要があるでしょう。

MEMO

JA全青協 ポリシーブック2026 索引掲載用語一覧

あ行

アグベンチャーラボ	08	水田活用の直接支払交付金	24,25,27
遺伝子組み換え作物	17,18	スマート農業	07,08,43,44,52
遺伝資源	19,21	生産緑地制度	59,60,61
営農指導員	06,07,08,24,40	戦略作物	23,24,26,52
		相続税納税猶予制度	59,61
		相続税法定相続分課税方式	61

か行

家族経営協定	40		
甘味資源作物	19,56	第三者承継	34,35,39,40,41
基盤整備事業	51	地域計画	24,30,33,34,35,41,49,50,52,54
共同利用施設	23,24,25,28,29,31	地域農業再生協議会	23,24
グリーンツーリズム	52,56	畜産クラスター事業	34,35
ゲノム編集作物	17,18	地産地消	14,15,16,45,56
原料原産地表示	14	中山間地域等直接支払	52,56
耕作放棄地	29,30,31,50,51,52,65,71	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	72
耕畜連携	14,33,34	糖価調整制度	21,56
国消国産	09,10,13,14,15,16,18,45,46	特定生産緑地	59,60,61
雇用就農資金	43,44	特定有人国境離島地域社会維持推進交	
コントラクター	33,34,35,36	付金	56,57

さ行

産地間リレー	46	都市農業振興基本法	59,61,63
産地パワーアップ事業	20	都市農業振興地方計画	59
ジェネリック農業	48	都市農地の貸借円滑化に関する法律	59,60
市街化区域農地	59,62	都道府県農業再生協議会	23,25
事業承継	06,39,40,41,60	トレーサビリティ	18
ジビエ	71,72		
収入保険	19,20,29,66	な行	
条件不利地	19,51,52	熱中症	75,76,77,79
食育基本法	15,16	農業版BCP	66
食育推進基本計画	16	農業用A重油	47
食農教育	14,15,16,60,86	農作業事故	75,76,77,80
食料安全保障	2,07,09,10,13	農地中間管理機構	40,49,50,61
食料自給率	09,13,14,15	農泊	52,56
食料・農業・農村基本計画	09,14		
飼料用作物	24	は行	
新規就農者		畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	
	02,03,06,20,30,31,39,40,41,42,50		23

フードマイレージ	15
フードロス	15
風評被害	65,66
ふるさと納税	16,56
防災営農作物	19
防災協力農地	59,60,61

ま行

マーケットイン	46
みどりの食料システム戦略	18, 19, 21
免税軽油制度	47

や行

野菜価格安定制度	29
----------	----

ら行

離島	19, 55, 56, 57, 58
労災保険特別加入制度	76

アルファベット・数字

3010運動	16
5S	34,36
6次産業化	45,46
ASF	33
CSF	33,35
GAP	07,08,17,18,44,45,46,76
HACCP	18
ICT技術	40,72
Jクレジット	20,21
SNS	
	02,06,16,30,40,44,46,52,56,66,67
TAC	06,08,40
TMRセンター	34
UPOV条約	21
WCS	24,33

JA青年組織盟友数推移 令和8年4月

令和8年度 JA全青協事務局まとめ

都道府県	H15盟友数	H20盟友数	H25盟友数	H30盟友数	R5盟友数	R6盟友数	R7盟友数	R8盟友数	昨年対比
北海道	7,542	7,626	7,496	6,977	5,650	5,420	5,202	4,968	-234
青 森	1,302	1,031	1,056	1,305	1,029	1,030	969	916	-53
岩 手	2,789	2,297	1,855	1,572	1,034	989	979	922	-57
宮 城	2,980	2,546	2,208	1,829	1,500	1,427	1,364	1,201	-163
秋 田	2,787	1,982	1,784	1,692	1,113	1,035	965	900	-65
山 形	2,074	1,875	1,894	1,862	1,564	1,506	1,473	1,419	-54
福 島	3,542	2,950	2,336	2,057	1,633	1,626	1,574	1,415	-159
ブロック計	23,016	20,307	18,629	17,294	13,523	13,033	12,526	11,741	-785
茨 城	617	506	369	382	311	307	307	289	-18
栃 木	2,672	2,099	1,761	1,488	1,257	1,175	1,092	614	-478
群 馬	1,739	1,387	1,140	1,080	920	898	843	793	-50
埼 玉	772	750	757	1,057	1,007	964	927	911	-16
千 葉	1,516	889	864	754	721	664	608	581	-27
東 京	2,227	2,085	1,997	1,932	1,771	1,760	1,721	1,714	-7
神奈川	1,720	1,653	1,714	1,569	1,447	1,427	1,388	1,360	-28
山 梨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長 野	1,774	1,285	1,137	1,190	816	792	793	787	-6
新 潟	2,082	1,660	1,645	1,975	1,766	1,803	1,840	1,763	-77
ブロック計	15,119	12,314	11,384	11,427	10,016	9,790	9,519	8,812	-707
富 山	6,092	3,470	2,950	2,421	1,908	1,846	1,821	1,729	-92
石 川	3,895	2,071	1,463	1,125	869	807	707	647	-60
福 井	1,886	1,843	1,986	1,874	1,713	1,610	1,549	1,478	-71
岐 阜	1,232	792	720	582	603	599	586	527	-59
静 岡	2,355	2,072	1,986	1,721	1,291	1,205	1,142	1,050	-92
愛 知	1,201	862	964	978	783	704	664	608	-56
三 重	192	155	82	69	51	41	46	45	-1
ブロック計	16,853	11,265	10,151	8,770	7,218	6,812	6,515	6,084	-431
滋 賀	55	40	75	58	59	57	77	77	0
京 都	464	536	514	488	465	457	468	455	-13
大 阪	152	129	249	232	240	243	238	234	-4
兵 庫	264	224	191	164	150	121	107	102	-5
奈 良	585	235	259	239	209	203	202	206	4
和歌山	640	547	508	439	488	459	442	450	8
ブロック計	2,160	1,711	1,796	1,620	1,611	1,540	1,534	1,524	-10
鳥 取	547	508	450	410	285	276	284	224	-60
島 根	509	624	617	720	689	661	632	606	-26
岡 山	155	202	214	185	190	191	291	284	-7
広 島	559	527	584	599	611	592	543	565	22
山 口	704	558	663	762	321	321	325	323	-2
徳 島	551	530	591	665	624	632	613	598	-15
香 川	843	823	745	635	624	624	627	606	-21
愛 媛	2,344	1,886	1,786	1,775	1,764	1,774	1,786	1,787	1
高 知	2,246	1,934	1,707	1,670	1,337	1,262	1,213	1,227	14
ブロック計	8,458	7,592	7,357	7,421	6,445	6,333	6,314	6,220	-94
福 岡	2,905	2,510	2,205	1,905	1,453	1,382	1,376	1,321	-55
佐 賀	2,789	2,262	2,088	2,013	1,623	1,482	1,492	1,505	13
長 崎	1,686	1,474	1,319	1,272	1,051	1,022	968	910	-58
熊 本	5,263	4,090	3,608	3,158	2,571	2,502	2,265	2,227	-38
大 分	97	89	55	57	42	45	55	58	3
宮 崎	2,224	1,945	1,817	1,649	1,381	1,316	1,264	1,181	-83
鹿児島	1,061	836	804	835	808	829	793	793	0
沖 縄	373	532	600	633	532	499	479	476	-3
ブロック計	16,398	13,738	12,496	11,522	9,461	9,077	8,692	8,471	-221
全国計	82,004	66,927	61,813	58,054	48,274	46,585	45,100	42,852	-2,248

JA青年組織綱領

我々JA青年組織は、日本農業の担い手としてJAをよりどころに地域農業の振興を図り、JA運動の先駆者として実践する自主的な組織である。

さらに、世界的視野から時代を的確に捉え、誇り高き青年の情熱と協同の力をもって、国民と豊かな食と環境の共有をめざすものである。

このため、JA青年組織の責務として、社会的・政治的自覚を高め、全国盟友の英知と行動力を結集し、次のことに取り組む。

1.われらは、農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する。

JA青年組織は、農業の担い手として地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて地域社会において環境・文化・教育の活動を行い、地域に根ざした社会貢献に取り組む。

1.われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う。

人間の「いのちと暮らし」の源である食と農の持つ価値を高め、実効性のある運動の展開を通じて、農業者の視点と生活者の視点を合わせ持った責任ある政策提言を行う。

1.われらは、自らがJAの事業運営に積極的に参画し、JA運動の先頭に立つ。

時代を捉え、将来を見据えたJAの発展のため、自らの組織であるJAの事業運営に主体的に参加するとともに、青年農業者の立場から常に新しいJA運動を探索し、実践する。

1.われらは、多くの出会いから生まれる新たな可能性を原動力に、自己を高める。

JA青年組織のネットワークを通じて営農技術の向上を進めるとともに、仲間との交流によって自らの新たな可能性を発見する場をつくり、相互研鑽を図る。

1.われらは、組織活動の実践により盟友の結束力を高め、あすの担い手を育成する。

JA青年組織の活動に参加することによって、個人では得られない達成感や感動を多くの盟友が実感できる機会をつくり、このような価値を次代に継承する人材を育成する。

(注釈) 本綱領は、JA全青協設立の経過を踏まえて「鬼怒川5原則」「全国青年統一綱領」の理念を受け継ぎ、創立50周年を契機に現代的な表現に改めるとともに、今後目指すべきJA青年組織の方向性を新たに盛り込んだものである(平成17年3月10日制定)。

